

令和 5 年

# 会津美里町議会議録

定例会 6 月会議

6 月 5 日開議～ 6 月 15 日散会

会津美里町議会

## 令和5年会津美里町議会定例会6月議会会議録目次

### 第1日 6月5日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	5
○陳情の常任委員会付託について	6
○散会の宣告	7
散 会 (午前10時17分)	7

### 第2日 6月6日(火曜日)

○議事日程	9
○本日の会議に付した事件	9
○出欠席議員	10
○説明のため出席した者	10
○事務局職員出席者	10
開 議 (午前10時00分)	11
○開議の宣告	11
○一般質問	11
大 竹 惣 君	11
小 島 裕 子 君	27
長 嶺 一 也 君	32
村 松 尚 君	42
櫻 井 幹 夫 君	55
○延会の宣告	65
延 会 (午後 3時43分)	65

第3日 6月7日(水曜日)

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	67
○出欠席議員	68
○説明のため出席した者	68
○事務局職員出席者	68
開 議 (午前10時00分)	69
○開議の宣告	69
○一般質問	69
根 本 謙 一 君	69
小 柴 葉 月 君	84
星 次 君	91
渋 井 清 隆 君	102
○散会の宣告	112
散 会 (午後3時02分)	113

第4日 6月9日(金曜日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	115
○出欠席議員	116
○説明のため出席した者	116
○事務局職員出席者	116
開 議 (午前10時00分)	117
○開議の宣告	117
○報告第8号の議題、説明、質疑	117
○報告第9号の議題、説明、質疑	117
○報告第10号の議題、説明、質疑	118
○報告第11号の議題、説明、質疑	119
○議案第39号の議題、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第40号の議題、説明、質疑	125
○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決	138
○総括質疑	139

○議案の常任委員会付託について .....	1 4 1
○散会の宣告 .....	1 4 1
散    会    （午前 1 1 時 4 9 分） .....	1 4 1

第5日 6月15日（木曜日）

○議事日程 .....	1 4 3
○本日の会議に付した事件 .....	1 4 3
○出欠席議員 .....	1 4 4
○説明のため出席した者 .....	1 4 4
○事務局職員出席者 .....	1 4 4
開    議    （午前 1 0 時 0 0 分） .....	1 4 5
○開議の宣告 .....	1 4 5
○常任委員会委員長の報告 .....	1 4 5
○議案第 3 6 号の議題、討論、採決 .....	1 4 7
○議案第 3 7 号の議題、討論、採決 .....	1 4 8
○議案第 3 8 号の議題、討論、採決 .....	1 4 8
○議案第 4 0 号の議題、討論、採決 .....	1 4 9
○議案第 4 1 号の議題、討論、採決 .....	1 5 0
○議案第 4 2 号の議題、討論、採決 .....	1 5 0
○議員派遣の件について .....	1 5 1
○陳情第 4 号の議題、討論、採決 .....	1 5 1
○陳情第 7 号の議題、討論、採決 .....	1 5 1
○日程の追加 .....	1 5 2
○議案第 4 4 号の議題及び提案理由の説明 .....	1 5 3
○議案第 4 4 号の議題、説明、質疑、討論、採決 .....	1 5 3
○発議第 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決 .....	1 5 5
○散会の宣告 .....	1 5 6
散    会    （午前 1 1 時 3 8 分） .....	1 5 6

定例会 6 月 会 議

(第 1 号)

## 令和5年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第1号

令和5年6月5日(月)午前10時00分開議

### 諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
  - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	小柴葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	鈴木繁明君
5番	山内豪君	13番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	14番	根本剛君
7番	村松尚君	15番	横山義博君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

---

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
事務局次長 兼総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和5年会津美里町議会定例会6月会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を2番、大竹惣君、報告願います。

大竹議員。

〔2番（大竹 惣君）登壇〕

○2番（大竹 惣君） おはようございます。それでは、報告させていただきます。

会津美里町議会からは1番、櫻井幹夫議員、7番、村松尚議員が派遣されておりますが、代表して私のほうから3月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合の議会報告をいたします。なお、以降は整備組合と省略させていただきます。

5月17日午後1時30分より組合庁舎4階講堂において、整備組合議会臨時会が開催されました。案件は、予算案件1件、契約案件3件の計4件でありました。

まず、議案第14号 令和5年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）ですが、これは新ごみ焼却施設整備に係る電源接続工事に東北電力ネットワーク株式会社（以下「電力社」と省略いたします）から示された、工期5年2か月程度を要した場合には、竣工時期、令和8年3月までに電源接続工事が完了せず、売電ができないことから、施設ごとに早期の接続可能性を検討、判断するための経費として、電力社との協議に要する22万円を予算措置しようとするものです。

この議案第14号については、議員より、22万円とは具体的にどのような経費かとの問いに、当局より、新ごみ焼却施設で発電した電気を売電するためには、電力社の送電網に接続する必要があるため、電力社が近隣の参加事業者を含めて接続方法を立案し、工事費を共同で負担する一括検討プロセスに申し込み、令和5年2月28日に工事費の支出を完了しましたが、令和4年11月に電源接続工事の概算の所要工期として、全ての参加事業者が接続するためには5年2か月程度を要する旨が示されており、この工期では、新ごみ焼却施設の竣工時期、令和8年3月には工事が完了しないため、2年間ほど売電ができないこととなります。こうしたことから、工期短縮に向け、電力社との協議を重ねた結果、一括検討プロセス完了後に個別に接続工事を申し込むことで工期の短縮の検討が可能となる旨を確認したので、その検討のための協議を行うものですとの答弁がありました。また、議員より、一律

に示された金額であるのか、また令和8年3月には売電ができるのかを確認したいとの問いに、当局より、そのとおりで、一律に示された金額であります。令和8年3月に売電開始できるかは、現時点では確約はできないが、少しでも早くできるように協議しますとの答弁がありました。ほかにも議員より、その協議は今後複数回行われるものなのかとの問いに、当局より、協議の回数は現時点ではまだ決められていないとの旨の答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、賛成全員で可決しました。

次に、議案第15号 財産の取得についてであります。これは会津若松消防署配備の救助工作車(Ⅲ型)を取得するに当たり、整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容としましては、救助工作車1台を4社の指名競争入札の結果、会津消防用品株式会社が1億8,095万円で落札しました。この議案第15号につきましては、質疑、討論はなく、賛成全員で可決しました。

次に、議案第16号 財産の取得についてであります。これは会津美里消防署配備の救急自動車を取得するに当たり、整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容としましては、救急自動車1台を2社の指名競争入札の結果、福島日産自動車株式会社一箕町店が1,914万円で落札しました。この議案第16号についても、質疑、討論はなく、賛成全員で可決しました。

次に、議案第17号 財産の取得についてであります。これは会津坂下消防署柳津出張所配備の救急自動車を取得するに当たり、整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容としましては、救急自動車1台を2社の指名競争入札の結果、福島日産自動車株式会社一箕町店が1,914万円で落札しました。この議案第17号についても、質疑、討論はなく、賛成全員で可決しました。

以上で一部事務組合議会結果報告を終わります。

なお、会議資料は議会事務局に提出してありますので、よろしくお願いたします。

○議長(横山知世志君) 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(横山知世志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

5番 山内 豪 君

6番 長 嶺 一 也 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第8号から報告第11号まで、議案第36号から議案第43号までの計12議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和5年会津美里町議会定例会6月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告4件、議案8件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第8号は、令和4年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和4年度当初予算において、継続費の議決をいただきました本郷生涯学習センター等移転事業につきまして、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次の報告第9号は、令和4年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和4年12月会議補正予算において、繰越明許費の議決をいただきましたこども園管理運営事業及び令和5年3月会議補正予算において、繰越明許費の議決をいただきました林道整備維持管理事業ほか3事業について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第10号は、令和4年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。本件は、林道災害復旧事業について、工事施工箇所までの道路の崩落による復旧工事で通行止めとなったことにより、年度内の事業の完了が困難となったことから、経費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第11号は、専決処分報告についてであります。本件は、町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について申立てを行いました。調定が不成立で終了したため、専決処分したものであります。

次の議案第36号は、会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことから、職員の特殊勤務手当に

関する規定について、所要の改正を行うものであります。

次の議案第37号は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の森林環境税に関する規定が令和6年1月1日に施行されることなどから、地方税法等の一部が改正され、令和5年3月31日に公布されました。これに伴い、個人町民税の賦課徴収に関する規定の改正など、所要の改正を行うものであります。

次の議案第38号は、会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和5年3月31日に公布されました。これに伴い、固定資産税の課税を免除する対象施設等の設置期限を延長するものであります。

次の議案第39号は、会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本案は、義務教育学校の設置に伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行うものであります。

次の議案第40号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,790万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億9,276万8,000円とするものであります。

次の議案第41号は、令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額23億7,952万6,000円のうちで歳出予算を補正するものであります。

次の議案第42号は、令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,786万4,000円とするものであります。

次の議案第43号は、会津美里町郷土資料館展示用備品購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

私からは以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○陳情の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり産業教育常任委員会に付託したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり産業教育常任委員会に付託することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時17分）

定例会 6 月 会 議

(第 2 号)

# 令和5年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第2号

令和5年6月6日(火) 午前10時00分開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	小柴葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	鈴木繁明君
5番	山内豪君	13番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	14番	根本剛君
7番	村松尚君	15番	横山義博君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
農業委員会会長	松本吉弥君
農業委員会 事務局長（兼）	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
事務局次長 兼総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○一般質問

○議長（横山知世志君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、脱衣を許可します。

通告第1号、2番、大竹惣君。

〔2番（大竹 惣君）登壇〕

○2番（大竹 惣君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、町内産品のPRについてであります。本町では、様々な産品が生産されております。特に収穫される農作物は、本町特有の気候や豊かな土壌のおかげで、大変おいしいものであると自信を持って言えます。しかしながら、認知度はまだまだ低いため、積極的にPRし、地域の活性化を図るべきと考えます。そこで、3点伺います。

①、地域産品のPRのために有効とされているのは、物産展への出展、プレスイベントの開催、アンテナショップの活用、広報大使の任命等が挙げられますが、現在の取組を伺います。

②、町長のトップセールス等の具体的な取組と年間の回数を伺います。

③、本町の魅力の発信にふるさと納税を生かすべきと考えますが、現在の返礼品等の種類を増やす取組と今後の展望を伺います。

続いて、質問事項2、空き家の除雪についてであります。本町は、豪雪地帯に指定されていることもあり、冬には多くの降雪があるため、空き家の倒壊防止に除雪を支援する取組が必要と考えます。所見を伺います。

質問事項3、農業への支援についてであります。今般の世界情勢等で物価高騰が続く中、農作物の価格は横ばいで、農業者の所得は減少している現状です。厳しい環境に置かれている農業への支援については力を入れていくべきと考えます。そこで、2点伺います。

1、肥料高騰には国からの支援もありますが、要件も厳しい状況です。また、肥料だけでなく、生産資材全般が高騰しているために、離農する農家が増えているのが現状です。そこで、本町独自の物価高騰対策についての予算を組み、農業を守るべきと考えますが、所見を伺います。

2、今春の遅霜の影響で果樹等に被害が出ています。町内の霜被害については調査しているとは思いますが、その結果と具体的な調査方法を伺います。また、霜害に対する支援は県で行っております

が、県の支援では不十分だと考えます。そこで、本町独自の支援を検討すべきとは思いますが、所見を伺います。

質問事項4、干ばつ災害への備えについて。本町の防災については、以前に行った質問で、大雨等への備えについては一定の評価をしておりますが、今後は温暖化の影響で、雨が降る場所には多く降り、降らない場所には全く降らないという極端な気候になっていくと分析がされております。近年でも、2021年に北海道を中心に100年に1回と言われるような小雨と高温によって農作物が大きな影響を受けました。干ばつ被害は定期的に発生していて、今後も大規模な干ばつ災害が発生する可能性があります。そこで、干ばつの備えについて2点伺います。

- 1、上水道の渇水のリスクの分析と有事への備え。
- 2、農業用水の確保にはどのような備えがあるのかを伺います。

続いて、質問事項5、本郷小・中学校合同運動会についてであります。先日、本郷小・中学校で、義務教育学校開校に向けた合同の運動会が開催されました。これにつきましては、賛否様々な意見がありますが、調整不足から町民から多くの意見が寄せられました。小中一貫連携教育への取組について理解を得るためにも、今回の課題を次に生かすべきと考えます。その中から特に改善すべきことについて所見を伺います。

①、中学校の運動会開始時刻が早く、間に合わない保護者がおりました。プログラムを見直し、時間が早まった場合等は調整をすべきと考えます。

②、保護者に中学校の運動会開催の案内が配布されていなかった。また、プログラムが当日配布だった方がいたようです。これについては、今後十分に確認する環境を整えるべきだと考えます。

③、保護者や一般の町民から、運動会に地域住民が参加可能となったのは当日の放送で初めて知ったとの声がありました。周知にはもっと工夫をし、回覧板等も活用すべきと考えます。

④、地域住民参加はよいことだと思いますが、安全の確保が心配との声がありました。警備員等の配置や地区ごとに確認できるような人員を配置するなど、防犯対策はしっかり整えるべきと考えます。所見を伺います。

⑤、農家のために田植の時期からずらしてほしいとの声があります。開催を一、二週間ずらせばよいことなので、検討すべきと考えます。

⑥、リレーや徒競走ばかりで、ダンスなど子供の成長が感じられるプログラムが少なく感じたとの声がありました。内容については、今後保護者や児童生徒に向けたアンケート等を実施し、意見を集めて、より楽しめるものをつくり上げるべきと考えます。所見を伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。なお、本郷小・中学校合同

運動会につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町内製品のPRについてであります。1点目の地域製品のPRの取組につきましては、首都圏や友好都市である台東区のふるさと交流ショップにおいて生産者によるマルシェを開催し、農産物やその加工品を消費者に直接販売することで本町の農産物のPRを実施しております。また、広域市町村が連携した物産イベントに参加し、消費地に赴き、会津本郷焼のPRも継続しております。さらに、昨年度より会津美里町観光大使を任命し、ワインや会津米などの農産物、地域製品の広報活動を依頼し、観光大使の人脈を活かした情報発信に取り組んでおります。

2点目のトップセールスの具体的な取組と回数につきましては、コロナ以前は首都圏と関西圏において、年間2回実施していましたが、コロナ禍においては、首都圏1回のみの実施となっております。昨年度は、8月に豊洲市場において、会津17市町村とJA会津よつばが連携して実施いたしました。流通関係者との販売対策会議の中で、会津産農産物の安心、安全や産地の取組などを紹介し、風評被害の払拭と消費拡大に向けたPR活動を実施しました。

3点目のふるさと納税返礼品等の今後の展望につきましては、現在、本町のふるさと納税事業にご協力いただいている事業者は、昨年度から2事業者が増え、13事業者となったところであります。また、返礼品の総数は14品増えて、食料品が38品、体験型が24品、工芸品が14品の合計76品となったところでありますが、近隣の他市町村と比較した場合、品ぞろえが少ないことが課題の一つと考えております。そのため、本町の優れた産品を発掘するとともに、町内事業者と連携し、詰め合わせや定期便の商品開発を行うなど、返礼品の拡充に向けて取り組んでおります。今後の展望といたしましては、近年ふるさと納税は、「モノ」を消費する考えから、他地域では体験できない「コト」に寄附者の関心が広がる傾向があります。そのため、会津本郷焼の手びねり体験やろくろ体験、モンゴルゲル宿泊体験なども返礼品として取り扱っておりますが、体験内容の充実や新たな体験メニューの開発が必要と考えております。さらには、本町が抱える問題解決に向け、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税も取り入れ、本町の知名度アップと地域活性化を図ってまいります。

次の空き家の除雪についてであります。個人の所有物である空き家等は所有者自ら管理することが基本であります。現在の支援につきましては、空き家等の所有者へシルバー人材センターが実施している空き家等の見守りを行う空き家サポート業務や町内の除雪事業者の紹介などを行っております。

次の農業への支援についてであります。1点目の本町独自の物価高騰対策につきましては、現在、国による肥料高騰に対する支援が行われておりますが、物価高騰により農業資材が全体的に高騰していることから、生産コストの増大が見込まれ、農業経営は大変厳しい状況であると認識しております。町といたしましては、物価高騰対策に係る予算措置として農業生産力強化支援事業補助金の見直しを行い、パイプハウス等の農業資材に対する補助上限を引き上げるなど、物価高騰に係る対策を講じて

いるところであります。農業生産費に係る全体的な支援については、現在のところ考えておりませんが、今後さらに物価高騰が進行し、農業経営に大きな影響が生じる場合は、国や県などの動向を踏まえて、新たな支援措置を検討してまいります。

2点目の凍霜害に対する支援についてであります。まず被害の状況としましては、被害の全体面積は26.7ヘクタールで、被害の総額については1,727万9,000円となっております。特に柿の被害が甚大で、被害額は1,032万5,000円となっており、続いて梅が469万7,000円、日本梨が170万5,000円、オウトウが41万7,000円、アスパラガスが13万5,000円となっております。被害の調査方法については、凍霜害の場合、すぐに被害状況が確認できる作物と、一定期間の経過後に被害の状況が現れる作物があるため、降霜直後と降霜から10日ほど経過した後に行っております。町と会津坂下農業普及所やJAなどが協力し、県の被害調査基準を基に、団地化されている地区や過去に被害が甚大だった地区を重点的に被害状況の確認を行っているところであります。また、今回の凍霜害については、収入保険や共済制度による救済が見込まれますが、県全体でも被害が大きかったことから、県による支援が想定されるため、町としましては、県の支援制度を活用してまいりたいと考えております。

次の干ばつ被害の備えについてであります。1点目の1つ目、上水道の渇水リスクの分析につきましては、現在町では自前の6つの水源と阿賀川を水源とする会津若松地方広域市町村圏整備組合馬越浄水場から受水し、水道水を町内に供給しています。過去に渇水の影響により給水制限を行ったことはなく、安定して町内に供給できている現状にあります。

1点目の2つ目、有事の備えにつきましては、今後大川ダム等の取水制限や自前の水源が枯渇するようなことがある場合は、当然何らかの対策は必要であると考えます。また、馬越浄水場に問合せを行ったところ、渇水のおそれがある場合でも、大川ダムの使用権及び阿賀川の流量に対し、馬越浄水場で取水する飲料水目的の原水は最優先で確保することができ、安定した水道水の供給が可能であるとの回答を得ております。なお、自前の水源が枯渇するようなことがある場合は、保有する3つの給水タンクを活用し、断水となった地区に給水を行ってまいります。

2点目の農業用水の確保につきましては、土地改良区などの関係機関と連携し、中長期的な気象情報を確認しながら、ダム等の貯水量について注視するとともに、各施設の点検整備等を実施しております。また、ため池を所有している各地区においては、毎年、亀裂や漏水の有無、取水施設やゲートなどの不具合について点検を実施し、気象条件に合わせた水位の管理と放流を行っております。町といたしましては、関係機関と連携し、気象情報に注意するとともに、各地区のため池管理状況を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。

本郷小・中学校合同運動会についてであります。1点目のプログラムの見直しにつきましては、当日は昼から雨の予報があったため、予定されている種目が全て実施できるように、また児童生徒をはじめ、参加者の方々が雨に当たらないように配慮し、プログラムを早めて運営したとのことであります。本来ならば、スケジュールどおりに進めることが望ましいと考えますが、運動会の運営上、天候等の条件により、プログラムを早めたり、変更したりすることは通例であります。なお、プログラムにも、開始時刻とともに、あくまでそれは目安である旨、明記されております。

2点目の開催案内やプログラムの配布につきましては、本郷小・中学校のいずれも、開催案内については4月下旬に、プログラムについては3日前に児童生徒を通して家庭に配布しております。また、学校では、常日頃から配布物は必ず保護者に届けるよう指導しているところであります。

3点目の地域住民への周知の工夫につきましては、初の小中学校合同開催で競技種目や競技時間、役割分担などの調整に時間を要し、広報が遅れたとのことであります。しかし、十分な期間のない中、学校運営協議会でも協議していただき、委員の方が地域の事業所に運動会の案内を配布したり、運動会前日に防災無線で本郷地域全域にお知らせしたほか、一部の地域では回覧板でも周知していただいたとのことであります。次年度は、周知方法についてもさらに工夫し、できるだけ早めにお知らせできるものと認識しております。

4点目の防犯対策につきましては、運動会での警備員の配置までは考えておりませんが、通常、学校行事等で安全確保が懸念される場合は、警察と連携を図りながら警らを依頼するなどして対応しております。また、何よりも大切なのは、より多くの保護者や地域の方々に参加していただき、より多くの目で子供たちを見守っていくことだと考えております。

5点目の開催時期につきましては、地域と共にある学校を目指していく上で、農繁期など様々な条件を考慮しながら、適切な時期に開催できるよう検討していくものと認識しております。

6点目のプログラムの内容につきましては、初めての試みであり、徒競走が目立ちましたが、児童生徒の感想として、小学生からは、中学生との合同種目や応援が楽しかった、中学生からは、小学生と協力して盛り上がったことや鼓笛隊の伝統が受け継がれていることがうれしかったなど、好意的に受け止めている感想がほとんどでした。

今回、本郷小・中学校におきましては、令和6年度からの義務教育学校化を見据え、小中学校合同での運動会を実施いたしました。学校文化や発達段階の異なる小中学校の児童生徒、教職員が小中学校の垣根を越えて1つの行事を成功させることは想像以上に大変なことであります。主催した小中学校も学校運営協議会をはじめ様々なご意見をいただきながら、限られた時間や予算の中で大会を企画、運営し、幼小中連携の推進や地域と共にある学校づくりの推進を目指し、本郷こども園児や地域の皆様の参加も実現することができました。学校行事は校長の権限の下に行われておりますが、教育委員会といたしましても、義務教育学校の開校に向け、教職員、保護者、地域が一体となって、よりよいものにできるよう支援してまいる考えであります。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、質問事項1の①から質問させていただきます。現在、マルシェ等や物産イベントに参加ということなのですけれども、まだまだ少ないと思います。新型コロナウイルスも5類に引き下げられたこともありますから、これからはもっと多くのイベント等が開催されていくと思いますので、ぜひこの機会にもっと多くのイベント等の参加を検討すべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

農産物の物販等のイベントにつきましては、首都圏におきまして、販売イベントやアンテナブースを設置して、農産物加工品の販売などを実施しております。今年度につきましても、身不知柿の販売促進のイベントなどを実施を予定しております。できるだけ多くのイベントに参加しまして、本町の特産品のPRを行っていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。できるだけ多く参加できるように、よろしく願いいたします。

そして、広報大使の話ですけれども、本町では観光大使を任命しているということで、具体的な活動ですけれども、広報大使や観光大使というのは、キャンペーンの景品としてサイン色紙を提供したり、地域の小学校で出張授業を実施したり、トークイベントを開催したりなどの活動が挙げられますが、現在その活動はどのような戦略の中で行っているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 活動につきましては、観光大使の豊富な人脈、そういったものを生かしまして、可能な範囲で町のPRをお願いしております。具体的には、QRコードがついている名刺などを配っていただきまして、町のPRをいただいております。あと、戦略につきましては、観光大使は後期振興計画におきまして、3つのアクションプランの一つである関係人口から交流人口へつながるきっかけづくりの一環ということで活動をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） QRコードつきの名刺を配っていただきながら、会津美里町の紹介をしてもらうということで、そういった観光大使を今後計画的に増やしていくということだと思っておりますけれども、私の中では、ある程度予算を組んでイベント等に招致するなどの戦略かと思っておりましたが、よく一般の企業でも、広報戦略でも一番効果が上がるのは口コミによる宣伝ということだと言われておりますから、そういったPRを頼む方を増やしていき、地道に町を宣伝していただくということも一定の効果が期待できるのかなと感じました。今後その結果を見守っていこうと思います。

もう一つですが、観光大使、広報大使の役割は、自治体のPR活動、情報発信で、内部の職員や関係者が発信するのとは異なる独自の目線で自治体の魅力やストーリーを引き出し、広く伝えていく役割と、あともう一つですが、大使自身が本業で活躍し、成果を上げることで自身の知名度やブランドイメージが高まり、その結果、大使を務めている自治体に対しても注目が集まったり、さらによいイメージを持ってもらえたりするということが期待できるということが挙げられます。目的としている効果を上げるためにも、自治体として観光大使に求める役割等ははっきりさせておくことが重要だと思います。この役割の部分は現在の観光大使にはっきりとお伝えできているのか、その部分を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

観光大使の委嘱の際には、しっかりと打合せを行いまして、町の観光名所ですとか、特産品ですとか、あとはイベントなど資料を配布して、しっかりと町の状況を説明し、町のPRをしていただくことを第一に依頼をしているといったところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ただいまの答弁からも、現時点では、役割についてはしっかりお伝えしていると感じましたので、今後よい結果が得られることを期待します。

続いて、②に移ります。現在ですと、JAのトップセールス等ということだと思っておりますけれども、それだけでなく、町が積極的になって、独自にトップセールスを行っていくべきだと思います。今後このトップセールスの機会を増やしていく考えがあるのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えします。

原発事故以降、様々な機会でも町長自らがイベントに参加し、販売活動を実施してきておりますが、コロナ禍によりまして、近年はそういった機会が減っております。しかしながら、本町の顔である町長自らが売り込むことでお客様に好印象を与え、産地の熱意なども伝えることができるため、今後トップセールスの実施の検討などを行っていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） これもコロナが5類相当に引き下げられましたので、今後さらなる機会を有効活用するよう、期待しております。また、トップセールスについては、農産物は特産品だけでなく、本町の魅力を発信して、企業誘致等にも効果的だと思います。特にデジタル田園都市国家構想を活用したサテライトオフィス等の誘致を本町でも進めていく方針でありますので、このサテライトオフィス等誘致のためのトップセールスも積極的に行っていくべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） サテライトオフィスの誘致ということでございますが、昨年度の事

業におきまして、1つ町内においてできたというのが状況であります。今後もこのサテライトオフィスについては需要が高まるものと思っておりますので、やはり町長自らそういったプロセスも必要だと考えておりますので、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。しっかり検討していただきたいと思います。

最後に、町長にお尋ねします。ただいまの質問と答弁を受けて、この積極的なトップセールスについては、現在どのような考えであるのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

我が町でも、私が就任前はキャバランを組んだりして、あちこちトップセールスやっていたようです。課長からも答弁ありましたように、コロナ禍の中ではなかなかできなかった部分もありますけれども、やっぱりトップが各地域に赴いたりして、トップセールス、我が町の魅力発信するということは大変有効な機会であると思っておりますので、そういった機会を増やして、しっかりトップセールスをしていきたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 前向きな答弁ありがとうございます。町長にもトップセールスの重要性を認識していただいているなと感じました。今後の動向に期待して見守っていこうと思います。

続いて、③に移ります。返礼品のメニューを増やすことやパッケージの種類を増やすこと、協力いただけるパートナー企業を増やすことがふるさと納税には必要だと思います。また、協力企業へのメリットを明確に打ち出すことや、PRにも力を入れることが必要だと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおただしでございますが、まさにそのとおりだと思います。ふるさと納税のメリット、さらにはそういった情報をご協力いただく企業側にもお伝えしまして、このふるさと納税事業にご協力いただくというようなことで周知をして、製品の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。考え方としては、おおむね私と共通しているものと感じました。

もう一つなのですが、最初の答弁書にもありましたが、クラウドファンディング型のふるさと納税を検討しているということで、これは具体的にどのようなものを想定しているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） クラウドファンディング型のふるさと納税ということでございます

が、まだ本町においては、実施、これからということでございます。具体的にこれといったものでまだ設定してはございませんが、今、町が計画している様々な事業がございます。やはりそういった事業をより精査をいたしまして、クラウドファンディング型のふるさと納税により合うものをこれから選んでいきたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） このクラウドファンディング型のふるさと納税、新しい取組ですので、今後どの程度その結果が期待できるかは未知数であるとは思いますが、多くの可能性を秘めていると思います。今後に期待して見守っていこうと思います。ここの質問は終わります。

続いて、質問事項2に移ります。国交省で示されております市町村による空き家等の除雪の考え方には、災害対策基本法第67条第1項に該当した場合や災害救助法に該当した場合には、町の判断で除雪が可能としております。ほかにも空き家等適正管理条例を制定し、周辺への被害防止のために、緊急安全措置の規定を設けた場合に、市町村長の判断で空き家の除雪が可能と示されております。本町にもこの空き家等適正基本条例が定められておりまして、緊急の際には除雪ができる体制は整っていると思いますが、これは倒壊して、近隣住民の財産、生命に支障を来す場合に限定されるものですから、まだ活用可能な空き家の維持管理についてのほうで質問をさせていただきます。町外にお住まいの方が空き家の管理者である場合に、先ほども答弁ありましたが、シルバーの空き家の見守りができる空き家サポート業務を活用して除雪が必要と判断したならば、除雪を委託できる業者を紹介する等の環境を整えるべきと、私今回提言する予定でありましたけれども、今回の答弁書の中に、除雪の委託業者の紹介は可能であると記載されておりました。これについては、職員の中でもまだ知らない方が多いと感じております。せっかくこういった環境が整っているのであれば、周知する必要があると思います。町で配っておりますこのような空き家サポート業務を紹介しているような広告、ビラ等に除雪を依頼したい場合の相談を受け付けます等の表記を付け足すなど、空き家の所有者にしっかりと伝えていく環境を整えていくべきだと思います。また、地域住民の中で、空き家を見守り、何かあれば連絡いただけるような意識の醸成も必要と考えます。この2点について、除雪請負業者の紹介ができることの周知を図ることと、空き家対策についての地域住民の意識醸成について、この2点について所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） それではまず、1点目の周知でございますが、先ほど町長答弁にあったように、そういった除雪の問合せあった場合については紹介いたしますということでございます。現在、毎年春先に納税義務者のほうに納付書を送付する際に、このサービスの周知を全員の方にお送りしているところでございます。その中にそういった情報も含めて、さらに周知に努めてまいりたいと考えてございます。

あともう一点です。2点目でございますが、地域内の取組ということでございますが、実は昨年度

末でございますが、地元の美里町の区長会と協議、連携をいたしまして、このじげんホールにおきまして空き家のセミナー、講習会を行ったところであります。ということがございまして、やはり地元の区長会、区長さんにおきましても、空き家問題は非常に身近な問題と考えてございますので、今後さらに地域区長さんと協力を図りながら、そういった情報の提供、見守りまではいくかどうかちょっとこれからお話しだと思っておりますけれども、そういった協力を得ながら、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 前向きな答弁だと思いました。しっかりよろしく願いいたします。空き家については、所有者に管理責任がありますから、多くの課題がありますが、できることから一步步丁寧に対応していくしかないと思いますので、こういったことから少しでも改善していくことを期待します。

続いて、質問事項3に移らせていただきます。①についてであります。物価高騰支援であります。例えばですけれども、大阪市では、1、出荷用資材高騰対策支援ということで、出荷する際に使用する段ボールや梱包材等の購入費の一部を補助、次に配合飼料価格高騰対策支援、これは本町でも行うということだったのですけれども、配合飼料の購入費における価格上昇分の一部を補助、次に肥料価格高騰対策支援ということで、秋肥の肥料の一部を補助、次に燃油価格高騰対策支援ということで、園芸施設の加温に使用する燃料費の一部を補助ということで、この4つの独自支援がありました。本町と比べて、大阪ですから、予算規模の違いは全然ありますけれども、基幹産業である農業を守るためには、こういったような現実的な、直接的な支援を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 物価高騰に対する支援についてお答えいたします。

まず、肥料ですが、肥料については、今ほど議員おっしゃったとおりに、現在国、県で支援をしております。それで、国のほかに、町についても、今現在支援の準備を進めているところでございます。農業資材の物価高騰につきましても、やっぱり今後の価格の推移や国、県、そういったところの支援の動向も見ながら、支援が必要であれば検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。物価高騰もいつまで続くか分かりませんし、かといって農作物の価格が上がっていくにはまだ時間がかかると思いますので、安定した農業経営をしっかりと支援するように、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次、②に移ります。霜の防霜対策の話ですけれども、現在、自民党県連のほうでも国のほうに霜害に対する支援を要望しており、先日アンケート調査も行っておりました。国、県レベルで強力な支援

を期待しておりますが、もしその内容が実際の被害の実情と比べて現場との乖離があるなどで足りないところがあったら、町の独自支援を上乗せして補助すべきだと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

現在、県の霜被害に対する支援の準備が進められております。それに加えて、国からの支援が行われることもあり得ると考えております。そういう中で、さらにやはりなお支援が必要であると判断される場合には、支援について検討させていただきます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ぜひ必要な場合は検討していただきたいと思います。

もう一つ、ただやみくもに支援するわけにもいきませんので、今後の防霜対策に対する支援を強化すべきだと思います。霜害、霜対策技術としては、防風ネットの活用、また防霜ファンの設置、そしてスプリンクラー等の散水、灯油や防霜資材等を燃焼させる燃焼法と様々ありますが、燃焼法が一番効果的であるとお聞きしました。今後の防霜対策として、この燃焼法に係る機材や燃料代等を補助する支援を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

強い霜につきましては、霜ガードのような葉面散布剤などではなかなか防ぎ切れないということのため、燃焼資材を用いて上昇気流を発生させて降霜を防ぐのが一般的に効果があるというふうに考えてございます。燃料資材の普及について、関係機関と連携して周知をしていくとともに、支援につきましては、支援の取組内容や対象者など、県の補助要件などを確認しながら、まず県の補助を活用できるものであれば、そういったもので取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 防霜対策の機械や資材は様々な種類がありますが、ぜひ一番効果が期待できるものに私は集中的に支援して、被害を最小限に抑える環境を整えることが必要だと思いますので、ぜひ前向きに検討していくことを期待します。

続いて、質問事項4に移ります。①ですが、自己水源の部分が渇水した場合には、例えば給水車等を手配することとなると思いますが、自己水源の地域と、その対象戸数を伺います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） 4月より建設水道課長を拝命しました加藤です。よろしくお願いいたします。それでは、質問にお答えさせていただきます。

本町が管理する自己水源の地域は、本郷地域4か所、新鶴地域2か所、計6か所でございますが、詳しい位置につきましては、水源の危機管理上控えさせていただきます。

次に、対象戸数につきましては、自己水源のみで給水している地区は栃沢、関山地区が該当し、給

水戸数は50戸となります。その他につきましては、自己水源と馬越浄水場からのものを併用し、給水しており、本郷地域で1,935戸、新鶴地域で1,032戸となっております。なお、高田地域においては、馬越浄水場からのみの受水のみで3,510戸に対し給水をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。

広域からの水道供給はある程度余裕があるということ进行调查しておりますが、リスクがあるのは特に自己水源の地域であると思います。今の答弁からもしっかりと把握しておりますし、対象戸数に対しての給水タンク等は確保できていると確認できましたので、ここは安心しましたので、質問を終わります。

次に、取水制限が出た場合なのですけれども、その場合、家庭での節水を速やかに町民に伝えるべきと思いますが、家庭でできる具体的な節水の技術をSNSや町公式ラインアプリ等を活用し、発信する備えをするべきと思いますが、その部分について所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、質問にお答えします。

渇水により大川ダム等に取水制限が出た場合には、町内全域に対し、節水のお願いをすることとなります。この場合の町民の方々への周知につきましては、議員ご質問にありますとおり、町公式ラインやノパメール、町ホームページ、町防災無線、広報車を活用し、情報を発信したいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 節水に対する技術の部分、この部分もどうやったら節水できるのか、家庭でできる節水の技というものも一緒に配信するといいいのではないかと思います。その部分も答弁お願いします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 技術に関しましても、節水技術等を詳しく内容に盛り込んだ上での広報をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。様々な節水の技術がありますから、有事が想定される場合はしっかりと発信していくことを期待しております。

もう一つですが、特に水を使うのはお風呂や歯磨き、トイレなど日常生活の衛生面で使う水が多いと言われております。ウェットティッシュはドライシャンプー、マウスウォッシュ、携帯トイレなど

でも代替ができます。ウエットティッシュや携帯トイレ等は現在の町の災害対策のための備蓄品にも含まれておりますが、ドライシャンプー、マウスウォッシュ等も備えるなどで、備蓄品の見直しもこの際検討すべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、備蓄品につきましては、生活にはなくてはならないものから、優先的に備蓄をしているところがございます。議員おただしのいわゆるドライシャンプー、さらにはマウスウォッシュ等についての備えについては、現在のところないわけでございますが、いずれも全く水を使う必要がないというふうなものでございますので、今回の干ばつ、災害のみならず、地震、さらには大雨等の断水時にも有効なものであるというふうに思っておりますので、その辺踏まえまして、積極的に導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 前向きな答弁をいただいたと思います。この水の備蓄に対しては、水自体だと重さやスペースの問題もあり、限界もありますから、そういった節水ができるものを備えるものも効果的だと思いますので、ぜひ前向きな検討を期待しております。

続いて、②に移ります。農業用水は、水道よりも不足するリスクが高いものです。しっかり準備することが必要だと思います。数年前の水不足の際には、本町でも稲や果樹が枯死する等が多く見られました。当時のことを思い返すと、ポンプ購入支援やボーリングの支援等、様々な支援がありました。私自身一番効果が高かったと思ったのは、工業用の大型のポンプを使った配水でありました。水田には多くの水が必要なため、大きな河川から水が全く来なくなった水系に水を送ることが必須でありました。このような今までの経験を生かした対策ができるように、今のうちからしっかりと協議し、対処方法を明文化しておくべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

農業用水の確保のような備えに対しましては、県、土地改良区などとの関係機関と事前に干ばつ対策についての情報を共有し、あらかじめ災害対策の確認をしていくことが重要だと考えております。渇水時の対応につきましては、土地改良区が主となり、地区水利委員会の地域輪番制による対応を明文化しております。今のうちからの準備としましては、これまでの渇水時の対応を基に渇水対策本部設置時期や対応の内容などをどの段階でどのような対応を求められるかなど、土地改良区など関係機関と協議しながら、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） こちらもしっかりと対応策を準備していくということで、前向きな答弁と受

け取りました。平時からしっかりと対処法を協議して、その辺を万全にしていくことを期待しております。この質問は終わります。

続いて、質問事項5に移ります。まず、①の部分であります。天候等の条件によりプログラムを早めたり変更したりすることは通例であるとの答弁がありました。問題なのは、そのことを知らない保護者がたくさんいたということだと思います。確かにここにもプログラムありますけれども、よく見ますと、「開始時期は目安であり、余裕を持ってお越しく下さい」と書いてあります。しかしながら、ちょっと分かりづらい書き方だと思います。とても気づきづらいと思います。ただ書いたから問題がないというのではないと思いますので、相手にしっかり伝わることが一番に考えることが必要であると思います。この「気象等の条件により早めたり変更したりすることもあるので、早めにお越しく下さい」、こういった表記をもっと分かりやすく大きく表記したり、表記する場所を工夫したりする等の、そういう工夫をすべきだと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、プログラムにおきましては、競技順序の下のところに米印をもって「時間は目安になります。参観の際は余裕を持ってお越しく下さい」と記載をしておりますが、それでもやっぱり分かりにくいというような声が多く届いているということでございますので、さらに字を大きくしたり、あとは記載する場所を変更するなど、学校側のほうに働きかけをしたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。ぜひ今後のプログラム作成に生かしていただきたいと思っております。

②に移ります。プログラムのほうを3日前に児童生徒に配ったという答弁でありましたが、調査したところ、中学校の3年生が前日までにもらっていなかったという方が複数人確認しました。むしろ当日もらえた生徒ともらえなかった生徒もいたとの声も聞きました。印刷数が足りなかったのか、私の想像が及ばない行き違いとかトラブル等でこういう事例があったのかもしれませんが、どうしても学校側と保護者側の言い分にそごがあるので、いま一度確認を試みるべきだと思います。学校と教育委員会での確認ではなくて、学校と保護者の確認、ここが一番大事だと思いますので、そういうことをちょっと確認していただきたいというふうに思っております。また、こういうことが起きないように、保護者向けの一斉メール等を活用して、大事な案内などはお知らせするとともに、PDF等で文書を一緒に配信する等の工夫をすべきだと思います。この2点、原因をもう一度確認することと、重要な案内は配布と同時にメール等でお知らせすること、この2点について所見を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問にお答えいたします。

学校と保護者の間のやり取りについて、改めて事実を確認するとともに、保護者への一斉メールの

活用などについて、学校側と協議をしてみたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） このような、配ったとか、もらっていないとかといったような議論をしても進歩はありませんので、ここまでにしたいと思いますが、面倒だからといって議論をしないことが一番保護者と学校の信頼関係を崩すことになると思いますので、あえて質問をさせていただきました。ご理解いただきたいと思います。こういったことから、しっかりと工夫をしていただきたいと思っております。

続いて、③に移ります。今回は初めてなので、広報が遅れたとのことですが、町のラインアプリや複数回の放送、放送は前日に1回だけということだったので、これはやっぱり前もって複数回やる、回覧板等も一部ではなくて、もっと広げて、広域的にやっていただく、できる限りの媒体で発信していくべきだと思いますが、その辺所見を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 議員ご指摘のとおり、今年度につきましては、防災無線での周知も若干遅かったということは我々も十分認識しておりますので、保護者への一斉メールの活用など、より効果的な周知方法について、学校と協議をして、早めの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 次回はしっかりと工夫していただきたいと思っております。

続いて、④に移ります。やはり安全の確保というのは最優先事項だと思います。私も、答弁にもありましたように、PTAの方や地域住民と協力して、見守りができる環境を整えるのが一番だとは思っております。また、非常時の対処マニュアル等、多分教職員向けのものがあると思うのですが、そういったものをPTAの役員の方々と共有して、いざというときの危機管理、安全管理の対応と意識づけをしていくべきだと思いますが、所見を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問にお答えいたします。

やはり学校ごとに危機管理マニュアルというものは作成しておるようでございまして、先生方もそのマニュアルに沿って安全対策には努めているところではございますが、今回もPTAの方や地域住民の方が参画しております学校運営協議会の方々にもご協力をいただいておりますので、今年度の反省を踏まえて、さらに安全確保について検討していただいて、より一層のご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番(大竹 惣君) 前向きに検討していただきたいと思います。最近は様々な事件がありますから、安全管理についてはしっかりと取り組んでいただき、安心して行事に参加できるような環境になることを期待しております。

続いて、⑤に移ります。私の母校でもあります廃校前の本郷第二小学校では、運動会というのは、農家のことを考えまして、田植の時期からずらしておりました。本町は、基幹産業が農業とうたっておりますし、移住者による新規就農者の受入れにも力を入れておりますので、ぜひ運動会開催時期に関しましては前向きに検討いただくように、ぜひ町側からも学校運営協議会等の協議事項に要望として上げていただくなど、提案をしていただきたいと考えておりますが、その点について所見を伺います。

○議長(横山知世志君) こども教育課長。

○こども教育課長(渡部雄二君) ただいまの再質問でございますが、そのような声をいただいていることは既に学校側に報告しているところではございますが、学校には、ほかにも様々な意見、要望が届いていることと思いますので、学校運営協議会などで議論されて、総合的に勘案して判断がなされることと思っております。以上でございます。

○議長(横山知世志君) 大竹議員。

○2番(大竹 惣君) こういった議論は、学校運営協議会で議論して決めるという形になっておりますので、そこはしっかりと協議していただき、よりよい時期に開催できるようになることを期待します。

最後の⑥の部分です。質問事項5全体を通して言えることですが、学校側への意見要望でありますので、先ほども話したように、学校運営協議会等で協議していく内容だと思っておりますが、教育委員会のほうからも、このような意見があったことをぜひ学校運営協議会の議題のほうに上げていただいて、アンケート等で保護者、児童の意見を取り入れてしっかりと協議していく、そしてより楽しく、思い出に残るよい行事にしていくことを期待しております。最後に、この部分についての答弁をお願いいたします。

○議長(横山知世志君) 教育長。

○教育長(歌川哲由君) お答えをいたします。

この件私拝聴しておりまして最も残念だったのは、今お聞きしたような情報が学校に一切行っていないというのは、非常に大きな問題だなと私は思っています。学校が保護者の方や地域の方々の対話不足とか、そういう環境の醸成にもう少し努力すべきだと思いますし、やっぱり保護者の方や地域の方を巻き込んだ学校運営の体制を、コミュニティスクール化したわけでもありますから、学校運営協議会を基盤としてやっぱりつくり上げていくことが何より大事なかなというふうに思っております。私は、来年度は恐らく地域の方がもっと参画していただき、例えば実行委員会形式等でみんなが一丸となってこれを運営していく、そういう体制をつくっていくべきものであるというふうに思ってい

ます。人材育成プロジェクトの中でも、地域と共にある学校づくりと、学校を核とした地域づくりというふうなうたっております。ぜひこれを起点として、そのような姿が実現できるよう、教育委員会としても努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。今教育長おっしゃったとおり、私も学校側と保護者の間のやり取りが全然足りないのではないかとということが一番問題だと思いました。ぜひこういったことを今後に生かしていただいて、よりよい学校運営ができますように改善していくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで大竹惣君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時01分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第2号、8番、小島裕子君。

〔8番（小島裕子君）登壇〕

○8番（小島裕子君） それでは、通告に従いまして2問質問させていただきます。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお伺いします。带状疱疹は、以前からつづらごととも言われておりますが、発症の原因は、主に幼少期に感染した水ぼうそうのウイルスが原因であり、体内に潜伏している日本人成人は90%になることが分かっています。発症部位や痛みは個々人によって違いがあり、皮膚に症状が現れると、ぴりぴりと刺すような痛みや、夜も眠れないほど激しく痛む場合もあります。50歳以上で発症した人のうち、約2割が神経の損傷による後遺症から、その後も傷みが続くことがあると言われております。疱疹が現れる部位によっては角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすなど、加齢やストレスなどによる免疫低下から、80歳までに3人に1人が発症しています。そのような带状疱疹は、ワクチン接種により予防できることから、接種を望む声があります。そこで、2点伺います。

1、町内の発症数と接種状況について伺います。

2、接種費が高額であり、全額自己負担となることから、助成の要望があります。補助制度への考えを伺います。

公共施設内へのつえホルダー設置についてお伺いします。本町は高齢化率も高い中で、お元気な高齢者も多くおられます。その中にはつえを使用して生活をしている方も増えているのではないのでしょうか。そのような方が町内の公共施設を利用する場合につえの置場がどこにもないように思われます。つえを使用しない方にとっては何ら気に留めることではありませんが、例えば傘を例に挙げますと、

入り口に傘立てが設置されていない場合は、中まで傘を持っていきます。何らかのしつづや支払いを行う際に傘の置場に困った経験は、意外に多いのではないのでしょうか。つえや傘は、これまで壁に立てかけるかカウンターにかけるかなどでしたが、滑って倒れてしまうことがあり、高齢者や足の不自由な方にとって、倒れたつえを拾うことは大きな負担になります。カウンター以外にも手を使う動作は多く、つえをかけるホルダーを設置することは今まで見落としていたサービス（思いやり）ではないのでしょうか。町の取組を伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、小島議員の一般質問にお答ひいたします。

初めに、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成についてであります。1点目の町内の発症数と接種状況につきましては、予防接種は予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種と個人の意思で受ける任意接種に分類され、帯状疱疹ワクチンは任意接種になることから、接種状況については把握できません。なお、町内の発症数については、参考数値になりますが、国保連合会から提供された令和4年10月から令和5年3月までの資料により抽出した結果、国保被保険者4,624人のうち、6か月間で55人が受診しております。

2点目の補助制度への考えにつきましては、現在、町独自の補助制度の考えはありませんが、厚生労働省の厚生科学審議会におきまして、帯状疱疹の発生頻度やワクチン効果の持続性等から、接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などの議論により、定期接種に向けた検討が進められているところであります。また、福島県議会において、令和4年12月21日に、帯状疱疹ワクチンの接種に係る助成制度創設及び定期接種化を求める意見書を国に提出していることも承知しているところであります。町としましては、重要な課題であると認識しており、帯状疱疹ワクチン接種の位置づけについて、厚生労働省と県の動向を注視し、検討してまいります。

次の公共施設内へのつえホルダーの設置についてであります。本庁舎におきましては、高齢者等が利用する機会が多い健康ふくし課の窓口において、既につえや傘がかけられるホルダーを設置し、利用者の利便性に配慮した取組を行っております。その一方で、健康ふくし課以外の窓口や各支所など、その他の公共施設の窓口にはそうしたホルダーは設置してありませんが、各施設及び各窓口を利用される方々を含め、特に高齢者や体が不自由な方々に対しまして、職員からの積極的な声かけや思いやりの気持ちを持った対応に努めるとともに、つえや傘などをお預かりするなど、利用者の事情に合わせた窓口対応に努めているところであります。今後におきましても、誰もが安心して公共施設を利用できるよう、公共施設の窓口等へのつえホルダー設置を進めていくとともに、職員からの積極的な声かけと利用者の利便性に配慮した取組を進めてまいります。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 今ほど答弁いただきましたが、我が町で6か月間で55人が受診しているという数字を見まして、かなり多い人数の方がやっぱり発症しているのだなというふうに感じました。これに関して、町としましては、ワクチン接種で予防できるという情報というものは、町民の方にお知らせ等はしてあるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

带状疱疹のワクチン接種についての周知ということでございますが、今まで町のほうとして積極的にその部分はやっておりませんでした。この6月から周りの町村状況も確認した上で、ホームページのほうで周知を図ったところでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 今年の6月からということで、やっと最近ということになります。ホームページもなかなか50歳以上、高齢者になってくると、ホームページを見るという機会がかなり限られてくるかなというふうに思います。もしできましたら、こういった情報というのはやっぱりまだ町のほうで助成もされていないという部分もありまして、大々的にワクチン接種でというふうにはちょっと声を上げづらい部分もあるかもしれないのですけれども、病院のほうに行ってみますと、そういったチラシ等も貼ってありますので、そういったことを周知をして、もうちょっと回覧とか、そういったもので周知を、細かいところで手を打っていただければと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 周知の方法についてであります。広報紙等において、今後機会を見て取り組んでいきたいとは考えておりますが、要は定期接種のほうに認められていない、まだ承認されていないという部分については、国のほうでまだ調査する必要があるということです。詳細についてちょっと述べることはあれでしょうけれども、带状疱疹になりにくい、要は食生活、健康管理、睡眠、そういった部分の注意喚起と、あとワクチン接種でもできますよという形の周知の方法という形で検討していきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そういったところで、細かい情報ですけれども、周知のほうをお願いしていただければ、また町民の方も気持ちとしては、全然治療法がないとか、予防方法がないという形で思っている方にとっては、やっぱりかなり朗報になってくるかなとは思いますが。

あと、今国とか県で動いているというところで、町のほうではどうなのでしょうということにはなってくるのですけれども、美里町としても、かなり高齢化が、やっぱりほかのところから見ますと、かなり高い状況にあります。ましてや美里町としては、高齢者の方が中心になって家庭の中とか、あと農業関係、あと商店街、あとは建設業に当たっても、かなりやっぱり高齢の方が一生懸命頑張って

いらっしゃる姿を見ることが多くなっております。そういった中心的に支えていただいていたいらっしゃいます高齢者に関しては、高齢になるにつれて、抵抗力もかなりなくなってくるというところから、健康でやっぱり元気でいただくためにも、調べた中では50歳から抵抗力が下がって、発症率も高くなるとありますが、できましたら60歳とか70歳以上という形で年齢を限定するなどして、町として補助なりをできないかなというふうにも考えているところなのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 町長の答弁にもございましたが、国のほうで、今小委員会のほうでワクチン接種について、定期接種化について協議されているところでございます。その中で議論になっているのがやはりワクチンの効果、あと副反応といった部分です。現在ワクチンも2種類ございまして、生ワクチンと不活化ワクチン、やはり不活化ワクチンのほうだと副反応が強いということは出ております。そういったものがどういうふうに出てくるかということをも十分協議した中で定期接種化されるものと考えておりますので、その状況をやはり見極めた上で補助対象としていきたいというふうに現在考えているところでございます。個人的に接種する分については可能だと思いますけれども、医療機関においても一度受診をしていただいて、診察して、その後予約をして、接種という流れになっているようでございますので、やはりお医者さんのほうでも十分注意しながらやっているというのが現状でございますので、積極的に補助を出してというところは今のところ差し控えたいなというところで考えています。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 分かりました。接種の補助のことに関しては、国の動向を見るということで、そちらのほうが進んだ際には、やっぱり速やかに町としても対応のほうをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。発症した際に、いかに早く、軽く治していくかということがポイントになってくると思うのですけれども、これも本当に傷みとか、あと広がり具合も個人差があって、どこにやっぱりそういった疱疹が出てくるかというのももう本当に個人差があって、誰も予想するところができないという部分ではありますけれども、町のホームページも見たときに、通常は2週間から4週間で皮膚症状が治まりますとあります。また、带状疱疹を疑う症状に気づいたら、早めに医療機関を受診し、治療を開始することが大切だと、そういうふうに早めの治療が大切だというふうにうたってありまして、私としても6月2日付で載ってましたのを見つけまして、町としての早い対応をうれしく思ったところではあります。その中で、もう少し带状疱疹について調べてみますと、発症から3日以内に治療を開始することで7日から10日ほどで治るという、そういったことも載っていたところであります。これに関して、町のほうとしては、発症から3日以内に治療を始めるということの周知というのはできることなのではないでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 広報及びホームページ等でそういった内容を書くことは可能だと思います。ただ、なった方、要は罹患した方がそれを带状疱疹だというふうに認識していないと、3日以内の治療というのにはできないというふうに思います。どうしても、そうすると書く言葉としては、疑わしいときはという書き方しかできないので、町として注意喚起することは、広報紙の中でも十分できるものと考えています。あとは、罹患した方がそういうふうに認識していただいて、早めに受診していただくという呼びかけという形になると思います。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そういった呼びかけができるのであれば、発症した際の対応に対する、町民の方も予備知識といいますか、そういったものをやっぱり带状疱疹できてしまったから、もう随分治るまで我慢しているしかないというような形で思われている方がまだまだ多いのではないかなというふうに思うところですが、疑わしいというのはどういう状況のときにという、ある程度見た目ですぐに判断できれば一番いいでしょうけれども、疱疹ができる前あたりからかゆみだったり、痛みだったり、そういったものがある。衣類等がちょっと触っただけでも違和感がすごく感じるという、専門の方に聞きましたら、やっぱり2日目あたりから疱疹が出てくるというお話を伺いました。初日に痛いからといって医療機関に行っても、症状が出ていないので、何とも治療は進まないと思うのですけれども、2日目から3日目になってきますと必ず疱疹が出てくるという、そういった症状、痛み等を医療機関で話をしたときに、もう带状疱疹に間違いないというようなことは明らかになってくるので、そのときにやっぱり治療、もうすぐに抗ウイルス薬を7日間服用するということになってきますけれども、それによって本当にもう1週間から10日で完治するという情報もありますので、その辺を町の広報紙なり、何かホームページ、あとできましたらポスターとか、そういった貼り出しなんかもしていただくと、いろんな方がやっぱり目にするのではないかなというふうに思うのですけれども、ポスター等の貼り出しに関してはいかがでしょうか。そんなに大きいものでなくてもいいと思うのですけれども。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ホームページ、広報紙等の掲載については、内容をよく検討した上で取り組んでいきたいとします。ただ、ポスター等につきまして、予防接種関係多々ございます。ただ、带状疱疹だけに特化する形というのは、なかなかちょっとやりづらい部分はございます。いろんなワクチン接種ございますので、その中でできるのであれば、考えさせていただきたいということでご理解願います。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） いろいろ工夫していただいて、早めの治療が必要なのだということで、早めの治療をすれば、もう1週間から10日間で治療によって軽い症状で治すことができるということをやったり町民の方に知っていただくという安心感を届けるというのも一つ大切なことではないかなと思

いますので、工夫していただいて、周知のほうをよろしく願っていたと思います。

続きまして、つえホルダーの質問のほうに移らせていただきます。つえホルダーに関しましては、庁舎内に周知し、進めてまいりますという答弁をいただきました。本当にどういったところでつえホルダーが必要になるかという部分は、なかなかつえを使わない方には見えてこない部分ではあるかと思いますが、つえを使われている方に何うなりしていただければ、あそこにもやっぱりあったほうがいいのか、そういったご意見がいただけると思いますので、そんな形で進めていただきたいと思います。つえが必要なだけけれども、自分にはまだちょっと必要ないとか、やっぱりつえに頼りたくないとか、あとつえを使うともう年寄りになったようで格好悪いとか、なかなかつえを本当についたほうがいいのかということ形で歩いてこられる方いっぱいいらっしゃるのですが、そういった方も本当につえを使うことに遠慮がなく、生活の中でつえを使える環境をやっぱり整えていくということが大切になってくると思いますので、つえホルダーの設置が本当に全町に、この質問を機会に全町に広がることを願っておりますが、町としては、広め方としては、こういった形で今後取り組んでいく考えかお伺いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

今後の進め方ということでございますが、随時公共施設、今健康ふくし課の窓口には2つほどついておりますが、ほかにはちょっとついていないというふうな状況でございますので、やはり今後我が町、高齢化社会がどんどん進んでくるというふうな先々を見据えまして、随時公共施設のいわゆる窓口ですとか、あとは談話室等、お客様が集まりやすい、そういった場所から順序よく順に設置のほうをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時37分）

---

再 開 （午前11時39分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第3号、6番、長嶺一也君。

〔6番（長嶺一也君）登壇〕

○6番（長嶺一也君） 6番、長嶺一也でございます。通告に従い、質問させていただきます。

なお、質問に入る前に、一般質問通告書の質問の要旨欄の訂正をお願いします。通告書の2ページ、2、移住・定住促進と子育て支援についての8行目、「昨年度は、臨時交付金により学校給食費は無

償化となったものの」とありますところを「昨年度は、臨時交付金により学校給食賄い材料費購入の一部を支援したものの」に訂正させていただきますようお願いいたします。

それでは、質問を始めます。まず、凍霜害と酪農家・畜産農家に対する支援についてですが、去る4月に被った本町凍霜害についてお尋ねします。過日、5月19日に本県の被害状況が公表されました。被害額4億3,903万円のうち、本町は1,727万円。作物は、柿、梅、日本梨、オウトウ、アスパラガスというものでした。私は、昨年12月会議において、原油・物価高騰対策について質問し、また本年3月会議においては、同僚議員より、肥料高騰緊急対策事業についての質問がなされたところです。物価高騰の中であって、さらなる打撃を受けたような今回の凍霜害であります。被害農家にとっては、営農意欲をなくし、離農をも考えた方もおられたものと推察いたします。そこで、営農継続に向けた支援が必要と考えますが、町はどのような支援を考えているのか尋ねます。

次に、酪農家、畜産農家に対する支援についてですが、私の昨年12月会議の質問に対する町の答弁は、県が直接支援を行い、町が携わる支援は想定していないというものでした。今回の6月会議一般質問作成に当たり、農林水産省等のホームページを調べていたところ、令和5年3月29日付、内閣府地方創生推進室より、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての文書が発出され、推奨事業メニューの事業者支援を見ると、農林水産業における物価高騰対策支援に飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援という項目がありました。各市町村へも通知されておりますので、ご承知のことと思います。すなわち、これは昨年12月会議答弁時と情勢が変わり、町として酪農家等への支援が必要と考えます。そこで、本臨時交付金を活用した酪農家や農業者に対する具体的な支援策について、町の見解を尋ねます。

次に、移住、定住促進と子育て支援について尋ねます。私は、両者を一体化して推進する必要があると考えています。町は、子育て支援事業、結婚新生活支援事業、農地付き空き家制度、子育て支援センターすくすくハウスの無料利用、こども園における主食費の無償化など、他市町村よりも手厚い支援を実施していると言っております。昨年度は、臨時交付金により学校給食賄い材料費購入の一部支援をしたものの、一般財源による学校給食費の無償化は一向に進んでおりません。他市町村では、ふるさと納税を財源として無償化とした、条例を新設して無償化したなどと、令和4年12月現在、全国では約3割の自治体が無償化としており、本県では23市町村で、うち会津方部は6町村が無償化としました。令和5年度では、無償化ではありませんが、2分の1補助する自治体もあったところがあります。学校給食費無償化を実施しているとのアナウンスをすれば、移住を考えている子育て世代に対するインパクトは大きいと考えます。一方、自民党の茂木幹事長は、3月20日に二本松において、全国小中学校の給食費無償化を実現したいと述べました。無償化は、少子化対策の進展に欠かせないものであります。国の施策を待たず、無償化としている自治体もある中、子育て環境の地域間格差を解消するためにも、学校給食費の無償化をぜひ実現すべきと考えます。そこで、無償化や2分の1補助を実施している自治体がある中で、本町はなぜ学校給食費の無償化ができないのか、見解を改めて

尋ねます。

次に、4月1日現在、県内の14歳以下の子供の割合は、大玉村が県内1位で15.0%、本町は9.7%で県内32位、会津方部では8位の結果でありました。本町は手厚い子育て支援とうたっているのにもかかわらず、子育て世代の移住につながっていないと考えますが、32位という結果の自己評価を含め、見解を尋ねます。

次に、移住、定住に係る町公式ホームページによる情報発信についてであります。町公式ホームページは、3月末にリニューアルされました。移住、定住サイトを見たところ、空き家情報、美里町の紹介、移住者へのインタビューなどが掲載されています。しかしながら、保護者等が現実的に必要とする、現金給付や具体的な子育て支援サービスの情報が掲載されておりません。これでは、せっかく移住を考えて本町ホームページを見る方に対して、情報発信を全くしていないと言われても過言ではないと考えます。そこで、移住、定住のサイトに限りませんが、私は分かりにくい、知りたい情報が見つからないとの印象であります。どのようにリニューアルしたのか尋ねます。

次に、今私が述べた子育て支援に係る具体的な現金給付や子育て支援サービスの情報の掲載やネウボラガイドなど子育て支援関連のページにジャンプできるワンストップサービスの、情報を求める立場に立ったページづくりに努めるべきと考えますが、見解を尋ねます。

以上、簡潔な答弁を求めます。

○議長（横山知世志君）　ここで午後1時まで休憩いたします。

休　憩　　（午前11時48分）

---

再　開　　（午後　1時00分）

○議長（横山知世志君）　再開いたします。

答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君）　6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。なお、移住、定住促進と子育て支援についての1点目、学校給食費の無償化につきましては、教育長より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、凍霜害と酪農家及び畜産農家に対する支援についてであります。1点目の凍霜害に係る支援につきましては、農業生産費の高騰で厳しい経営状況にある中で被害を受けた農業者は、樹勢の低下や結実の減少が想定され、追加の防除や剪定が必要となり、例年になく作業や費用負担が発生するとともに、収量や収入を確保することが困難になると予想されます。この春の凍霜による被害については、県内各地での被害が報告されておりますので、県が実施する支援制度の活用を図ってまいります。

2点目の酪農家及び畜産農家に対する支援につきましては、本年度におきましては、飼料の栽培農

地の確保などの支援を予定しておりましたが、飼料高騰により畜産事業者の経営を圧迫している厳しい状況が確認できましたので、今般、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、飼料価格の高騰に係る早急な支援を考えてまいります。

次の移住、定住促進と子育て支援についてであります。2点目の本町の14歳以下の子供の割合につきましては、町の14歳以下の年少人口は年々減少しており、本年4月と令和3年4月の比較では125人が減少となっている状況であります。これは全国的な傾向であります。出生数の減少が主な要因であると認識しております。しかし、年少人口の転入、転出状況におきましては、令和3年の転入者は42人、転出者は34人、令和4年の転入者は44人、転出者は38人と転入者が超過している状況となっており、これは子育て世代の移住者の増加によるもので、移住施策の成果の一つと分析しております。人口減少、特に子供の減少に歯止めをかけるためには、現在実施しているみさとネウボラ事業により、結婚から子育てまで切れ目のない支援の充実を図ることが重要であると考えております。

3点目の移住、定住サイトのリニューアルにつきましては、現在の移住、定住サイトは移住と空き家情報に特化したもので、令和2年に新たに構築したサイトであります。空き家や空き地の物件情報を随時更新するなど、月1万件を超えるアクセス数があります。今回は、町のホームページのリニューアルに合わせてトップページにバナーを張り、移住を希望する方に分かりやすく移住、定住サイトへの誘導を図ったものであります。

4点目の情報を求める立場に立ったページづくりにつきましては、移住、定住サイトにおいては、現在、移住に関する情報を中心に掲載しておりますが、子育てサービスや生活全般に係る支援内容も必要と考えておりますので、結婚、子育て支援のためのみさとネウボラガイドへのリンクを張るなど、きめ細やかな情報を提供してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

移住、定住促進と子育て支援についてであります。1点目の学校給食費の無償化につきましては、学校給食は学校給食法に定めるとおり、教育の一環として実施しており、本町では食材費のみ保護者の負担としております。学校給食費の保護者負担軽減対策といたしましては、賄い材料費の物価高騰相当額を支援してまいる考えであります。国においても、子育て政策の抜本的強化策の一つとして、学校給食費の無償化に向けた課題の整理が議論されているところであり、その動向を注視してまいる考えであります。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 再質問をさせていただきます。

まず、1番目の1の①についてでございます。凍霜害に関する支援につきましては、先ほど同僚議

員の質問とブッキングしたので、同僚議員の質問以外について尋ねたいと思います。被害のあった作物ですが、それぞれ被害の大きかった地域はどこだったのか尋ねます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 特に被害が大きかった地域につきましては、柿については高田地域の永井野と旭地区の一部でございます。それから、梅につきましては、本郷地区でございます。大きなところでその2つですので、以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ありがとうございます。あと先ほどの同僚議員の質問の中で、必要に応じて町の支援を考えていくというような答弁がございました。具体的にはどのような状態になったときに町が支援していくのかお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 具体的にといいますと、県の助成ということが想定されますのは、やはり結束確保や樹勢回復ということで、病虫害の防除ですとか凍霜防止等の支援ということで、共同購入ですね、そういう対応する共同購入の支援を実施する場合というのが想定されますので、それでなかなか皆さん、その要求を満たすことができないとか、そういうことになると、もう少し広く考えていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 県は、5月29日に凍霜害の被害農家に運転資金を低利で貸し出す支援制度を発表いたしました。営農継続に必要な資金について、300万円を上限に、利率0.7%以内で貸し出すのでございます。JAから資金を借りた場合にはJAグループ福島の助成も加わり、無利子で借りるような制度になっております。町は、金融機関のほうから借りた人の情報共有提供を受けられるのかどうかお聞きします。何が聞きたいかといいますと、そういった資金を借りた人は、被害が相当あったものと推察されますので、町より手厚い技術支援、営農指導、営農継続指導の対象者となると考えておりますので、その辺どうなのかちょっとお聞きします。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 1時09分）

---

再 開 （午後 1時10分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問でございますが、金融機関からの情報というのは、基本的にはもらえないというふうに思っております。ただし、被害者の状況の把握につきましては、こ

れから被害者の申請の取りまとめとか、そういったことも行いますので、そういうところで把握はできますので、そういうところで把握した農業者に対して、いろいろ支援を行っていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。被害農家の気持ちが折れないよう、早急な支援が求められると思います。支援のためのスケジュールについて教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） スケジュールにつきましては、県の被害農家の申請取りまとめというのが6月中旬頃をめどに取りまとめまして、あと7月の中旬から下旬頃に内示が出るということで、そういうスケジュールの中でしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） しっかり支援のほうをよろしくお願いします。

次に、②の臨時交付金による支援についてですが、確認のため質問させていただきます。交付金でありますので、金銭的支援の場合、支援畜産農家からの弁済はないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） これ給付金ですので、返済とかはございません。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 本件、臨時交付金に係る一般質問は、来る6月9日での総括審議事項と重なっております。これ以上の再質問をすることは、議会運営上好ましくないものと考えますので、②に関する再質問は以上で終わります。

次に、学校給食費の無償化について再質問いたします。無償化等は子育て支援、少子化対策、移住、定住などの促進につながるものであることから、かねがね実施をお願いしてきたものであります。そこで、本町には無償化等にする財源がないのか、それとも財源はあるが、先ほどの答弁のとおり、学校給食法第11条第2項、一部省略しますが、学校給食に要する経費は、保護者の負担とするという規定や受益者負担の原則を踏襲していかなければならないと考えているのか尋ねます。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

今財源のお話がありましたけれども、私、教育予算として確保している教育委員会の職務権限内の話をちょっとさせていただきたいと思っておりますけれども、私結局子育て支援として様々なところで行われている給食費に対する補助は存じ上げておりますけれども、私どもとしましては、例えば教育委員会に配分されている教育に資する予算を削ってまで、給食費の無償化を私は有効な教育施策とは思っておりませんので、そこは非常に教育委員会としては困難なところかなというふうに考えているところであります。ただ、子育ての支援として、今国でも議論はされておりますけれども、町として子育て

て世代の支援のために、そうでない家庭との差異を設けるために、やっぱりそういう支援をすべきだということであれば、それは進めていただくことは何ら私としては問題がないというふうに思っております。ただ、教育委員会としては、教育委員会に配分される予算を削減してまでそういう施策を打つことについては、教育を主に考えれば、私は支持できないというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 無償化のための財源、多少は工面できるのかなというふうには考えましたが、この辺に關しましては、私と教育委員会、考え方が平行線になりますので、今子育て支援という教育長のお話がありました。それであれば、無償化する財源を保護者が納得する子育て支援や学力向上の事業にもっと充実するというような形で振り向けるようにすればいいのかなというふうに考えます。例えば児童クラブのおやつ代を補助するとか、保育士を増員する、第2子からの保育料を半額から全額無料にする、各地域の公園の遊具などを整備する、そのような経費に振り向ける考えはないかお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおただしについてお答えしたいと思います。

いろいろな子育て支援、いろいろございます。ご提案のあった、例えばそういった児童クラブの無償化、さらには公園の遊具の整備、様々な取組が考えられると思います。当町におきましては、美里版のネウボラ事業ということで、結婚から子育てまで切れ目のない支援ということで今進めております。議員おただしの学校給食費の無償化についても、その一つの案なのかなと思っております。これにつきましては、いろいろな市町村で、全国で約3割程度というようなことではございますが、やっている市町村もございます。美里はやはり美里らしい事業に振り向けて入ってございます。今答弁にもあったように、国のほうでも少子化対策の中で学校給食費の無償化というのも今検討している真っ最中ではございます。ですから、そこを手をつけるよりは、美里の今のいろいろな子育て支援、様々やっておりますので、そういったまずそちらのほうに振り向けまして、学校給食費についてはしばらくちょっと国の動向を見据えて、そこは考えるべきなのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今後子育て世代の方々などから意見をお聞きしまして、私なりの提言を考えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、2の②、子供の割合について再質問いたします。少子化は、行政が様々な少子化対策を行っても、効果が見えてこないのが現状でございます。未婚者や出産を望まない人の増加、大学等の進学で本町を離れ、卒業後本町に戻ってくる女性の割合の低下などが考えられます。本町は、縁結び、結婚、出産、子育てというように、切れ目のない子育て支援を行っております。さらなる支援の強化を

図る必要があると考えます。国の少子化対策は、今のところ児童手当の拡充程度で、具体的なメニューは示されておりませんが、町独自の子育て支援の周知が図られれば、大学等卒業後、本町に戻ってくる機運が若い女性に醸成されるものと考えます。町独自の支援強化に関して見解を尋ねます。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおただしにお答えしたいと思います。

特にやはり女性の方が転出され、戻らないという傾向は当町において顕著に現れているという状況でございます。ただし、先ほど町長答弁でもありましたように、ここ最近、移住政策の我々は一環と考えてございますが、移住される方、特に年代はやはり30代、40代の方の転入というのが多くございます。その一環としましては、住宅取得ということで、やはり一度町外に出られて、生活をして、実際お家を建てて、これから住もうという場合については地元に戻って、ここに家を建てて子供と一緒に暮らそうと、そういった傾向が増えているということで、先ほど答弁あったように、年少人口が転出者よりも転入者のほうが多いというような状況で、これはまさしく移住政策の成果の一つと我々は考えているところでございます。ただ、いろいろな施策をやはりやらないと、これで満足だということではございません。いろいろな、お金だけではなくて、我々のサービス、当然それは職員の対応もでございます。そういった情報の出し方もございますので、お金だけではなくて、当然それは現金給付なり、それも大事だと思えます。それをそれだけではなくて、町の受入れ、さらには地域のコミュニケーション、移住者をもう少し受け入れる体制とか、温かく受け入れるとか、そういう機運の醸成も必要なのかなと思っております。それによって町外から女性の方も戻りやすくなるような考えで事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） よろしくお願ひします。

次に、2番の③と④を合わせた形で再質問をさせていただきます。町ホームページの移住、定住サイトについてですが、もっと分かりやすく、かつ欲しい情報を見やすくするような改善を図ってほしいと思ひますが、今のままでよいのか、私の意見を踏まえ改善するのか、見解を尋ねます。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

あのサイトにつきましては、これでいいというようなことはございません。より見やすく構築し、直していくというのが対応が肝要かと思っております。ご提案のあった、そういったネウボラガイドも子育て支援が若干今のサイトの中ではちょっと手薄かなと感じております。早急にそういった子育て支援、ネウボラガイドのリンクの張付け、さらには子育てなり生活なり全般の支援も移住ガイドのほうのサイトのほうにアップして、ぜひ移住希望される方への情報提供をしたいと考えてございます。ちなみに、先ほど答弁にもありましたが、このサイトにつきましては、毎月1万件を超えるアクセスがございますので、非常に関心が高いサイトだと思っておりますので、やはりこのサイトを充実させ

るというのは非常に大事なことなのかなと思っております。ちなみになのですけれども、直近の5月についても、1万件を超してございますので、やはり移住に対する関心は非常に高いものと感じております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今ほど見やすいように改善するとの答弁をいただきました。それでは、閲覧者に対して分かりやすく、知りたい情報にすぐたどり着くようなページについて、ページを構築していただきたいと思います。

5月7日付の福島民友に福島市移住昨年度最多373人と、前年比119人の増という記事が載ってございました。それで、福島市公式ホームページを見たところ、トップページに移住応援サイト、子育てポータルサイト、そのほかに暮らし・手続、医療、保健、子育て・教育などのバナーが張ってありました。欲しい情報が探しやすいなというふう感じたところです。本町の町民の方のバナーのページなのですけれども、移住を考えている方にとっても欲しい情報だと思いますが、これらのことも含め、ホームページの改修に取り組む必要があると考えますが、具体的にどのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） お答えします。

まず、ホームページの全面リニューアルにつきましては、この3月の下旬から運用を開始したところでございます。まずその主な内容でございますが、町ホームページのトップページにカテゴリーを分けました。町民向けのもの、さらには移住を希望される方、観光される方ということで、町のホームページをトップページを開いたときに、そういった3つのカテゴリーからまず選ぶように入り口を整理しました。従来は、ホームページのトップページにいろいろなバナーがあって、なかなかそういった情報にたどり着けないということで、今回はまずその一番最初の入り口に3つのゲートをつくりました。まず、そこが1点の改善点でございます。今回、移住、定住のことで、移住者であれば、移住の方の希望される方にクリックいたしますと、自動的に先ほどの令和2年度につくったサイトのほうに飛ぶような仕組みをつくってございます。ですので、ホームページとのサイトのリンクについては、このままの形がベストなのかなと我々は考えてございます。ただし、サイトの中身につきましては、先ほど申し上げましたが、やはり子育てだったり、生活に関する情報が少し薄いのかなと思っておりますので、その辺も情報も厚くして、より情報を詳しく、分かりやすく、さらにたどり着きやすいような仕組みを検討して、改築してまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 先ほどの答弁、月1万件以上のアクセスがあるという数字を聞きまして、ちょっと半分驚いた、多いなというふう感じたところです。なので、町民目線、閲覧者目線に立った

ホームづくりに努める必要があります。少なくとも、移住、定住サイトは一日も早くリニューアルしていただきたいと思います。いつまで完了させる考えなのかお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 私が申しあげました、リニューアルということではなくて、今のサイトにつきましては、1万件以上ございますので、それなりのやはり利用の価値があるのかなと思っております。私が先ほど申しあげましたのは、今のサイトの根本を利用して、子育ての情報が少し少ないですので、そちらのほうのリンクを張るなりページを更新したいと考えてございます。一番のサイトの利用は、やはり空き家、空き地情報がトップでございます。その空き家、空き地情報を毎回更新をしております。そういった情報がやはり皆さん特に関心がある内容と思っております。そこに再度移住者目線に立った支援策、さらには生活情報、子育ての情報、さらにそこを載せまして、より中身を厚くしたいと、そんなふうと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 町のホームページの移住、定住サイトを見ますと、スクロールしていきますと、子育てとか住むとかバナーがあって、それを見ますと、支援策とか行政情報ではなくて、ブログだけなのです。それではちょっと見る人ももう見たくないというか、あんまり本当の情報がないので、しっかりと移住者にとっても情報を載せるということを約束していただきたいと思いますが。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 確かにスクロールしますと、下のほうにブログが中心に載っております。ただし、このブログはやはり日々更新できる内容でございます。その情報の中には子育て情報及び子育て支援センターのやっている事業の紹介がございまして。ですから、例えば同じ情報を仮に載せたとした場合、その情報はそのまま1年間続きますので、制度が変わらない。ブログの場合については、写真なり記事が逐次更新されますので、新たな情報なり写真や、さらには子供の表情だったり、そういったいろんな事業が写真なり内容を通じて分かりますので、これはこれで非常に有効な手段の一つと考えておりますので、これはしばらく続けたいと考えております。繰り返しになりますが、その中でそういった子育て、生活情報をリンクを張るなり、分かりやすく張付けするなり、情報をより詳しい内容で改修したいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 会津美里町の笑顔があふれる情報がホームページに反映されることをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（横山知世志君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

ここで1時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時30分）

再開 (午後 1時45分)

○議長(横山知世志君) 再開いたします。

次に、通告第4号、7番、村松尚君。

〔7番(村松 尚君)登壇〕

○7番(村松 尚君) それでは、通告に従いまして、3問質問させていただきます。

まず、1問目であります。リチウムイオン電池の回収状況についてであります。近年、全国的にリチウムイオン電池の発火を起因とする火災が増加傾向にあります。これは、リチウムイオン電池の特性で、圧力や大きな負荷、落下やぶつけることによる衝撃により内部がショートを起こすことで発火から火災の原因となるからです。分別が適正に行われず、回収用パッカー車で火災、今年埼玉県のリサイクルセンター選別機火災では、家庭ごみとして捨ててはいけないうりチウムイオン電池が混入したことにより発火し、消火まで5時間近くを要したことは、報道でも周知のとおりであります。修繕費用や施設の停止期間を考えた場合、大きな損失となります。スマートフォンが普及し、モバイルバッテリーを多くの人を持っていること、また広域圏では、現在、令和8年3月竣工に向け、新ごみ焼却施設整備を行っていますが、新ごみ焼却施設では、現在の3炉から2炉へとなることから、同様の事案が発生した場合は被害は甚大と考えることから、以下のことについて伺います。

1点目、住民に対するリチウムイオン電池の危険性について、注意喚起はどのようにしているのか。

2点目、現在まで回収業者も含め、類似した事案はなかったのか。

2問目です。新鶴こども園整備についてであります。現在、新鶴こども園については、外構関係の整備を行っています。先日も近くで熊の目撃情報があったことを地元の住民から話を聞きました。今まで外構関係の整備については、熊などが敷地に入らないような塀の必要性を質疑を通し行ってきましたが、現在までの状況や進捗を含め、以下のことについて伺います。

1点目、外構整備はどのような形状を想定しているのか。

2点目、町内のこども園、小中学校を含め、熊よけ花火を上げているところはあるのか。

3問目です。吹上台住宅用地販売についてであります。今年度の予算についても、吹上台住宅用地販売に対する予算を計上しています。しかしながら、周辺市町村にも空き家を含めた土地や建物の販売物件は新聞広告だけでなく、インターネットでも多く見かけます。周辺の歩道には雑草も多く、住民が雑草を踏みながらウォーキングする風景が毎日見られます。現状を踏まえ、新たな利活用の方法も考える必要があると考えますが、町の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(横山知世志君) 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長(杉山純一君)登壇〕

○町長(杉山純一君) 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。なお、新鶴こども園整備につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、リチウムイオン電池の回収状況についてであります。1点目の住民に対するリチウムイオン電池の危険性についての注意喚起につきましては、リチウムイオン電池は高電圧、高容量で長期間安定的に使用できることから、電化製品分野等での重要性が高まる一方で、電解液の引火点が40度程度と非常に低く、損傷等により発火しやすい性質であるため、一般ごみに混入した電池の発火に起因したパッカー車やごみ処理施設での火災事故が各地で発生しております。このことから、広報紙や町ホームページにより、リチウムイオン電池等の小型充電式電池の発火の危険性について注意喚起を行うとともに、排出方法につきましては、現在、適正処理困難物として、町では回収しておらず、資源有効利用促進法により、小型充電式電池の回収及び再資源化が義務づけられている電池メーカー、機器メーカー等の協力店となっている家電量販店等の回収ボックスに排出いただくようお願いしております。

2点目の回収業者も含めた火災事故等の事案につきましては、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの破碎処理施設において、リチウムイオン電池やガスが残ったスプレー缶等の混入が原因と思われる発火が時々確認されてはおりますが、モニターで常時監視し、消火設備により速やかに消火されているため、火災事故に至った事案はありませんでした。また、昨年、町の一般廃棄物収集作業において、原因は特定されませんでした。パッカー車の荷箱内部で発火が1件確認されております。リチウムイオン電池を使用した電化製品等の利用が増加していることから、引き続き広報紙や町ホームページ、職員出前講座等において発火の危険性について注意喚起を行うとともに、適正な排出方法の周知に努めてまいります。

次の吹上台住宅用地販売についてであります。現在、未分譲地が11区画ありますが、そのうち西側の5区画につきましては、不整形地など販売条件の不利地となっているため、残りの6区画を優先的に販売しているところであります。住宅用地の需要傾向として、小規模な用地を求める傾向があるため、現在の区画を分割し、若い世代においても購入できるような価格帯にするなど、時代のニーズに沿った方策を検討し、用地の完売を目指してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

新鶴こども園整備についてであります。1点目の外構整備の形状につきましては、敷地の北側から西側に向け、こども園からの距離、高さを考慮したフェンスの上部に電気柵を設置するよう外構工事の中で発注しており、12月までの竣工を予定しております。

2点目の町内こども園等の熊よけ花火の使用につきましては、新鶴こども園においては、近隣で熊の目撃情報が入った場合、園児の安全確保のため、随時熊よけ花火を使用しておりますが、それ以外のこども園、小中学校におきましては、立地場所を考慮し、現在のところ熊よけ花火は使用しており

ません。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 一定の答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

今回のリチウムイオン電池の回収につきましてですけれども、これは昨今家庭内でもD I Yという言葉の中で様々な充電機器、そういったものが家庭の中でよく利用される機会が増えてきた、またそういったものの中で俗に互換性があるもの、中国製の安価品、正規品ではなく、安価品のものが非常に流通が始まってきていると。そういったところの中で、それを廃棄する中、廃棄の方法、回収場所にしっかりと回収ボックスに入れてくれればいいのですけれども、そういうことがなかなか難しいのではないかなというところから質問をさせていただきました。ちなみに、1点目に関してですけれども、注意喚起という部分は年にどのような形で何回程度行っているのか教えてください。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ホームページにつきましては、常時掲載して、閲覧できるような形にしております。また、広報紙につきましては、やはり定期的に掲載いたしまして、直近では今年の1月に注意喚起、それから排出方法について掲載をしてございます。また、令和3年度に作成いたしましたごみの分別ガイドブック、そちらのほうにも乾電池、それから充電式乾電池というふうに検索していただければ、排出方法についてご確認できるというような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、そちらのほうを見た住民の方々が、それぞれ回収ボックスに持っていったりするのかなというふうに感じるのですけれども、これは回収ボックスを町内の関連するような、例えば住民の方がよく足を運ぶような場所にそういった回収ボックスを設置するなどという事は難しいのか、その辺を伺います。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小型充電式乾電池の回収、それから再資源化につきましては、先ほど法律、資源有効利用促進法に基づきまして、電池メーカー、それからこれらの電池を使用する製品メーカーの義務とされております。現在につきましては、これらのメーカーを会員といたします一般社団法人J B R Cというような法人が電池のリサイクル事業を共同で行っているところでございます。現在家電量販店、それから自治体で回収を行ってございますが、その多くはこの法人に協力する形で行っているものでございまして、回収費につきましては、送料、それから処分費用を一切当該法人持ちで負担して、指定の場所に送致することになってございます。しかし、当該法人の取り扱う電池というものにつきましては、会

員のものでございまして、会員以外のメーカー、特に先ほど議員がお話しいただき、ご質問にございましたけれども、海外製品ですね、インターネット等で購入した海外のものについては対象外のものが多いということで、これらの処理経費については回収した自治体と回収した事業者が行うこととなります。こうしたことから、やっぱり町で回収した場合については、なかなか新たな負担が生じるということで、現在のところはやはり回収店のほうの持込みをお願いしているというような状況でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、正規品を購入している場合、そうなってくると今度多分問題点というのは、そういった正規品を購入している場合であれば、しっかりと回収ボックスを利用するなり、小型家電の法律にのっとった処分方法ができると思うのですが、先ほどお話しさせていただいたような互換するような海外製のもの、そういったもの、安価品を購入した場合、当然どこに送っていかも分からない。そういったものが例えば燃えないごみとか、一般的に捨ててもいいだろうというような雰囲気ですてられるというのが一番これから先怖いことだと思うのです。特にそういった互換製品に対する注意喚起というものも必要があると思うのですけれども、その辺に対する注意喚起というのは今行っているのか、現状を教えてください。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問ですけれども、そういう製品についての広報についてということですが、リチウムイオン電池を含む充電式、ほかにもニカドとかニッケルとかございますけれども、全てやはり電極同士がショートすれば火災の危険性がございますので、同じような形で一くくりでございますけれども、小型充電式電池の危険性というものは、全部総括した形でやっぱり危険性というものは周知、それから回収方法についてお願いをしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、今のところ先ほど課長が答弁されたとおり、もし海外製の物が混入してきた場合、例えば持込みになった場合、それは町独自の負担になってしまうと。処分に対しての処分費用というものが町独自のものになってしまうということになりますと、いわゆる町民の方々、また住民の方々にしっかりとしたやはり正規品と正規品でないものの処分、また正規品でないものの処分というものがどういうふうに行ったらいいのか、そういったところまでちょっと説明する例えば広報紙であったり、そういったもの、ホームページでもいいですけれども、例えば正規品ではないですよと言われた場合、例えば町に持ってきた場合、そうするとその費用というものは正規品のものではないわけですから、町が持たなければならぬ。そうなった場合、町の費用というものも、これから先どんどん、どんどんそういったものがインターネットの中で購入できるような世の中になってきていますので、費用が増えてくるのではないかなと想定されるのですけれども、その辺の広報で周知活動をする必要があるのではないかという部分ではいかがお考えなのか伺います。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのおただしにお答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。今、町のホームページにつきましては、やはり対象物、正規品のリサイクルの対象となる充電式電池、4タイプ、4種類ございますけれども、そちらについては電池のリサイクルマークが表示されていますので、このようなものについては正規品ですよ、それ以外のものについては、基本的には非正規品ですよ。ただ、この資源有効リサイクル法が施行される前につくられたものについては、この製品については正規品と同様に当該法人のほうで処理するというところでございます。先ほど指摘のとおり、そういう非正規品につきましては、現在のところ家電量販店のほうにお持込みいただいて、そちらのほうのご負担で今のところは処分していただいておりますので、町のほうでも今後回収について勉強していかなくてはならないというふうに考えてございますので、その辺も含めまして、やはり現在は強力にその危険性について周知、広報等を通じて行っていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 様々なものが、購入の仕方がさま変わりしていった中で、そういったやはりこれから先、町の中で負担になるようなもの、また購入したはいいですけども、町民の方がどこに捨てたらいいのだろう、リサイクルマークがないということで、では燃えないごみの日に出してしまおうとか、そういったことがないようなやはり広報の周知活動というのは絶対必要になってくると思いますので、その辺を検討していただいて、ぜひとも周知活動のほうをお願いいたしたいと思っております。

それでは、2点目ですけども、回収業者を含めた発火の事象、こちらのほうに関しては、答弁いただいた中でパッカー車の火災が1件、内部火災、これは私も正直なところ若干聞き取り、環境センター等も含めてさせていただきました、質疑をするに当たって。その中で、環境センターさんのほうの破碎処理機の中では、多いときであれば1日2件発火する事象が起きていると。その場合の対処方法としては、消火器で消火するか、もしくはベルトコンベヤー自体のスピードを上げて次の工程に流してしまうと、そういったような形で火災の予防を進めているというお話を伺っています。また、町の組合さんですか、集配組合のほうにも伺ったところ、2年に1回程度そういったような事象があると。ただ、なかなか原因の特定には至らないと。リチウムイオンが原因ですということまでは至らないというところで、今のところは先ほどお話ししたとおり、まだまだそういった互換製品、外国製の製品とかというものはまだ身の回りにさほど増えていないのかもしれませんが、これから先どんどん、どんどんそういったものが増えてくるとこういった事象というのは多くなってくると考えられるのですけれども、そういったところで事業者との話し合いというものはどのような形でされているのかお伺いします。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

申し訳ございません。事業者とおっしゃられるのは、回収事業者ということでございますか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

定期的に回収事業者とは意見交換等を実施してございます。今回の事象の件についても、やはり原因までは特定できませんでしたが、かなり詳細に綿密に打合せをして、情報についてはしっかりと共有して、収集業務に支障のない、事故のない、安全で速やかな回収業務を行うということで徹底して、定期的なもの、それから随時こういうような事象があれば打合せを行っているところでございまして、十分に情報共有はされていると認識してございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、この集配の組合さんのほうとの話合いの中で、例えば集配業者さんのほうから何かこういったこと、リチウムイオンの、この発火事象があったときに、例えば発火事象があったときでもいいですけども、その話合いの中で、例えばこういうふうなことをすれば比較的安全にできるのだけれどもなとかという、意見交換の中でそういった意見というのは、業者さんのほうからは現在は出ていない状況なのか、そこの辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 町長答弁にもございましたとおり、やはり……町内業者でございませぬ。失礼しました。2年に1回、昨年、原因は特定されなかったけれども、事故があったということで、町としましてはやはり排出方法、住民の方に本当にきめ細かに危険物、それから有害物についてはどのようなものがあるのだと、例えば花火みたいなものを、火薬的なものを燃えるごみに混入されるとか、あとまだ残ったライター、それからガスピレー、それからいわゆるこういうふうな電池等、このようなものについてやはり周知、住民の方にしっかりとそういうような危険性を伝えてくれというようなことでおっしゃられて、そういうことで、そういうふうな意見をいただいているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、先ほどこれは1点目と大体内容的には重複するのかなと。回収業者さんのほうとしても、しっかりと周知のほうをしてほしいという依頼が来ている以上、やはりどんどん、どんどんそういったリチウムイオンを使うような、こういった電池を使うような製品というのがどんどん増えてきますので、ぜひとも速やかにそういった周知徹底、そういった広報活動という部分をお願いしたいなと思っております。1問目は以上で結構でございます。

そうしますと、2問目、新鶴こども園の整備についてであります。ただいまのところフェンスの上に電気柵を設置するというような発注ということになっておりますが、そうしますと、田んぼなんかにあるような電気柵のレベル、要は電圧の関係です。どの程度の発注で考えていらっしゃるのか、

それなりの電圧が流れるような考え方なのか、またそういったものを流した場合、子供たちへの危険性という部分というのは当然配慮はされていると思うのですけれども、そういったところに対する安全配慮という部分はしっかりされているのか、その辺伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、申し訳ございません、電圧についてはちょっと正確なところをお答えできないのですけれども、子供たちに対する安全対策というところにつきましては、既存の、議員お分かりだと思っておりますけれども、西側のほうにある既設のフェンスは高さが1.1メートルでございます、そこに3段の電気柵を設置する予定でございます。そのほかのところにつきましては、新たに防雪柵を設置して、その高さが1.5メートルを予定しております、やはり同じように3段の電気柵を設置いたしますので、既存の1.1メートルのフェンスにつきましては、一番低い電気柵の高さが1.3メートル、新しく設置するものについては1.7メートルになる予定でございますので、子供たちが手の届かないところということで配慮はしております。ただ、ちょっと申し訳ございませんが、電圧については、今はっきりしたものがなかったので、お答えできません。申し訳ございません。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、1.3メートル及び1.7メートルと。新規の部分に関しては1.7メートルというお話伺いましたけれども、夏祭りとかやりますね、こども園で。そういったとき、基本的には大人の方も来られる、子供のある程度大きい、私も運営側に回ったことあるので、当然お邪魔したこともありますけれども、そうするとある程度背の大きいきょうだいの方も来られることもあるわけです。そのようなときは、常に通電しているような形なのでしょうから、そういった場合やはり若干の危険性という部分も、園児の危険性はなくても、同じく参加されたきょうだいの方や、そういった、保護者は大人ですけれども、特に小学生とかが参加した場合、そういったところの危険性というのもあると思うのですけれども、そういったところはやはりこれから先フェンスができた段階において、当然各家庭のほうに案内の、こういったものができましたよと、ただ様々運動会やそういったときに子供さん、ごきょうだいに来られたときには非常に危険ですので、触らないでくださいねというようなものもまた立て看板なり何かしらアイデアはお持ちなのか、その辺できた後の周知方法、どのような形で考えていらっしゃるのか、その辺少し教えてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの安全策についてのご質問でございますが、やはり子供たちに対して、保護者も含めてですけれども、事前にそういった危険性に対する周知はしていきたいと思っております。あと併せて電気柵の周辺にそういった危険性を知らせるような看板とか、そういったものの設置についても当然考えていきたいとは思っております。あとは、イベント時におきましては、できるだけ保育士等々が周囲に立つなど、そういったところで極力子供たちが電気柵に近づかないよ

うな対応を園を挙げてしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 正直なところ先生方もいっぱいいっぱいなのですよ、夏祭りとかの運営になってしまうと。課長がご答弁いただいたとおり柵周辺で見回りをするとかというのは、正直なところなかなか難しいのではないかなと思うのですけれども、そういったことがあるからこそ、やはり新しくフェンスができた場合での危険性の場所、こういう危険があるということをやはり園の子供たちの保護者の方々にしっかりと周知していただくことが必要になるのではないかなと思いますので、前々からお話しているように、周辺ではやはり熊が今でも軒並み出ているような感じですので、一定の今回の外構工事に合わせてそういったような熊よけ用のフェンスができたということはよかったかなと評価しております。ぜひとも子供たちが安心して安全に遊べるような形にしていきたいなと思います。

1点目はこれで結構ですけれども、2点目の熊よけ花火を上げているのかというところで、現在は上げていないと、使用していないという教育長からのお話ですけれども、根岸地区の方々からすると朝早い段階で上がっているのと、8時くらいに1回上がっているのだけれどもというようなお話を受けたのですけれども、これはそうするとこども園としては上げていなくて、周辺の例えばブドウ畑とか、そういったところで上げているというふうな解釈でよろしいのですか。これ私も実際お話を伺っている最中に花火が上がりました、朝の段階で。そういったところがあったものですから、ちょっとその辺確認させてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 熊よけ花火のご質問でございますが、先ほども教育長の答弁におきましては、新鶴こども園では花火を使用しているのですけれども、それ以外のこども園、小学校におきましては、立地場所を考慮して、使用しておりませんということでございまして、新鶴こども園だけ使用しております。私伺ったところによりますと、熊が出たという情報が入れば、職員が朝9時ぐらいに花火を上げるような対応を取っているというところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうすると、やはり朝早い段階では上げていないということなのですね。そうすると、早朝に上がっているものは、周辺の農家さんが多分個人的に上げているのか、そういったもので、あくまでも園で上げているものは8時半ないし9時ぐらいまでの間に上がるものだけだという認識でよろしいということで確認させてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 熊よけ花火のご質問でございますが、早朝における花火については、園ではないというふうに聞いております。園の場合ですと、熊目撃された場合、9時ぐらいを目

安に一定期間、その都度変わるとは思うのですけれども、1日だけではなくて、何日か花火を打ち上げていくということで聞いております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、今回外構整備が熊よけ用のフェンスもできる、ただし東側に関しては只見線を見るような風景の中で、過去に一般質問やった中ではフェンスの張り替えというようなもので、只見線が見えるようにはしておきたいという当時の答弁をいただいているものをちょっと記憶しているのですけれども、そうすると、この熊よけ花火というものは、ある程度外構工事が終わってしまえば、当然周辺で熊が出たらまた別なのですけれども、今までと変わらないような、熊よけのフェンスができて、あくまでもそれは園に入らないという安全性を担保するものであって、花火とはまだ別としての位置づけで考えて、花火に関しては周辺で出たらその都度ある程度、先ほどの課長の答弁のとおり、上げていくという今までどおりのスタンスでやっていくという考え方でよろしいのか、その辺を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再質問にお答えいたします。

正確に電気柵の設置箇所の話にちょっとなってしまうのですけれども、今議員おただしのとおり、東側にも、見晴らしがいいのですけれども、防雪フェンスを設置いたします。張り替えというか。ただ、電気柵につきましては、大きなイチョウの木がありますけれども、北側に大きなイチョウの木がありまして、そこから20メートルぐらい行ったところから、園の北側からずっと西のほうに張っていきます。既設のフェンス等をうまくつなげるような形でその辺までずっと持って行って、大体190メートルぐらいを予定しております。南側のガードレールのところはちょっとどうしようもないかとは思っているのですけれども、そういった形で基本的にはぐるりとフェンスが回るような形になりますけれども、それで熊の対策ということにはなるかとは思いますが。なお、花火につきましても、やはり近くに出たというような情報が入った場合とか、そういった場合には必要に応じてやはりやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと東側、今の下の道路、入ってすぐの右手側になる道路が東側になりますけれども、東側の面のフェンスも基本的にはそういったようなフェンス、高さが1,500ですか、1.5メートルの、そういったものを設置するという考え方で、そこには電気柵は入らないけれども、1.5メートルの。そうしますと、景観自体というものは完全に囲うような形になってしまうのですか、イメージ的には。その辺少し教えてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） フェンスの設置状況でございますが、一部エントランスとか、そういったところと、あと先ほどお話ししましたガードレールのところ以外は基本的にはフェンスを張

り巡らせるというような予定でございます。

〔「景観上はどういうふうになるんだ」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 議員、もう一回。

○7番（村松 尚君） すみません。では、結局は一番最初の当初計画の中では、熊よけのフェンスの提案というのは今まで何回かしたことあるのですけれども、その中では、最初の話では、東側はあくまでも只見線が通るときに園児たちが手を振りたいと、今もフェンスの金網フェンスの状態ですね、金網フェンスの状態だったのです。今も金網フェンスのままなのですけれども、そのため子供たちが手を振るには、そこはフェンスの張り替えだけを当時は考えているというお話だったのです。ただ、今課長の答弁ですと、1.5メートルの熊よけ用のフェンスと、基本的にはその路線で考えているというお話だったものですから、そうした場合景観上は見えるのかと、只見線が。前に話ししていたとおりに、只見線に、例えば子供たちが只見線通ったときに手を振ったりして、そういった景観上見えるのかということを質問させていただいたわけです。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時22分）

---

再 開 （午後 2時24分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 東側のフェンスの件でございますが、既存のフェンスとほぼ形状というか、同じでございます。今のフェンスも1.5メートルですので、それを張り替えても、視覚的にというか、景観的には全く影響がないということでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 分かりました。では、そのような形である程度熊よけの対策というものを、大分時間はかかりましたが、うまく進んでいるようなので、そのままぜひとも子供たちが伸び伸びと学べるような、そういったこども園にしていきたいなと思います。それでは、2問目も以上で終わらせていただきます。

最後の3問目です。吹上台住宅用地販売についてであります。これにつきましては、町長答弁いただきました中では、西側の5区画についてはなかなか売るには厳しいと。残りの6区画を優先的に販売しているというところなのですけれども、これ正直なところ大分もう長いこと毎年毎年予算の中でも、大きな金額ではないのですけれども、地道に結果は少しずつ出ているのかなと思いますけれども、当初に比べれば結局は西側の5区画という部分がなかなか使いにくい土地になってしまったということを考えますと、町としては、執行部側としてはこの6区画をどのくらいのスパンで先を見据えながら、なかなかこれは購入者がいなければ先に物事が進まないというのは分かるのですけれども、どの

くらいの目安に残りの区画を売却の方向で持っていくのか、それがなければ利活用の方向で持っていくのか、そういったような判断という部分をどのくらいの間隔で見据えていらっしゃるのか、その辺を伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） どのくらいのスパンでというようなことでございますが、昨年度これで販売の計画を立てております。そこには毎年1区画程度は販売したいということで目標を掲げているところでございますので、おおむね10年程度はかかるものかなと思っております。しかし、先ほど申し上げたとおり、5区画につきましては、条件等がやはり不利なものと認識しておりますので、まずは最初の6区画を優先的には販売したいと考えてございます。現在なのですが、1区画、今交渉中でございますので、ここは何としても買っていただければなと思っております。これまでの状況なのですが、平成10年から販売を開始しておりまして、これまでの経過ということでございます。近年では大体1区画ずつ、数としては少ないという状況でございますが、毎年1区画程度販売しているというような状況がございますので、もう少し完売を目指してやっていきたいと。あと、どのタイミングで目的を変えとか、残りの5区画のほうでございませけれども、それについてちょっと今のところいつからという目標はございませませんが、やはりまずは住宅用地として販売していくということで考えているというような状況でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 実はあそこ景観自体は、遠くから見ると非常にいいのですが、東側には県道が走っています。北側は坂道になって町道沿いです。そばに行くと、非常に堅牢な草が時期になるとつるを茂っているような状態でありまして、またあそこの子供たちは徒歩で小学校に通っています。また、北側の町道沿いも非常に木が歩道にぐっと茂って、ある程度の雪が積もると、やはり子供たちがその歩道を歩いていくと、木の下を歩いていかなければならない。そういったところで、やはりそういったところの周りの整備、そういったものもある程度していかなないとなかなか用地販売というものも進んでいかないと思うのですけれども、それとあともう一点お伺いしたいのですけれども、それでは使えない5区画については、こういったような西側の5区画、そちらについてはこういった利活用を考えていっているのか。確かに6区画はもう売るということを前提に進んでいますが、西側のなかなか厳しいと言われている5区画についてはどういうお考えなのか、この2点お伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） まず1点目の周辺環境整備でございますが、やはりこれは大事だと思っております。実は今年の予算で北側、ちょうど今ご指摘のあった町道脇の樹木等が少し覆いかぶさって、若干あそこを通るにはちょっと暗いなというようなことで、今年伐採の委託料を計上して、今年工事に入るというようなことでございます。あと実は昨年度、公園内も若干つるなどで非常に環

境があまり芳しくなかったということで、去年、さらには今年にかけて、公園なりの、地区の団地内にある公園を少し除草なり手を入れたということでございますので、やはり完売を目的というようなことであれば、周辺環境の整備というのも一つの大事な要素なのかなと思っております。

西側の利活用ということでございますが、現在具体的にこれというようなことでまだ案は示しておりませんが、住宅地でございますので、販売する、販売しないにおいたとしても、住宅用地として町は使いたいと考えてございますので、まずは販売、それでなければ、次、町が使うような住宅地としてということで、販売方法なり、やはり住宅用地として販売、さらには利活用というようなことで考えてございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） これは、周辺環境という部分では、非常に今年度よかったのかなと思います。実は昨年度、確かに一番最初この吹上台を購入されていた方々も、少しずつ、少しずつやっぱり年齢を重ねてきました。その中で、区長がやはり持ち回りでやっていると今まで吹上台の住民の皆様方でやっていたものが、なかなか維持がしにくくなってきているという現状もあります。そういった声も区長が替わるたびにそういった声も上がっていますので、そういったところを、販売をするという上では一定の行政からの力添えというものが必要なという部分では、非常によかったなと思います。

2点目のほうなのですけれども、これ販売するというのは6区画をとにかく販売するということは、これはもう今答弁いただいたので、非常に分かります。5区画はあくまでも不利地ということで、不利地だということも認めています。そうしますと、もうその利活用も含めて、片方はもう売却することでもういつているわけですから、不利地と言われる5区画の利活用というものも間髪入れずに考えていきたいと思いますという答弁もありましたので、そうしますと、売り地は売り地、6区画は6区画売り地で、不利地の5区画は5区画でもう先に進んで、そういったところの利活用も、もう計画に考えていくのも必要だと思うのですけれども、その辺のお考え、教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのおただしでございますが、まず販売を目的に造成いたしましたので、不利と言われる5区画についても、優先的には6区画やりますけれども、そこは販売を目指すというのがまず第一でございます。ただし、そういった中でもなかなか売れないだろうということでのご質問だと思うのですけれども、ただし新鶴地域におきましては、非常に住宅用地としては町が持っている財産としてはあそこしかございません。ですので、例えばこれからこういった需要があるのか、ちょっとなかなか推測ができませんが、それが高田地域、本郷地域と若干異なるところでございますので、やはりあれはあれであそこの不利というようなことではありますけれども、ある程度の用地としての確保は必要なかなと思っております。ただ、そうはいつても、ずっと売れないと

いうのは当然あり得ませんので、この場で何年までというのはちょっとなかなか明言はできませんが、そういった利活用も含めて今後検討は必要なのかなと思っておりますが、やはり完売を目指すということには変わりはありません。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） ですけども、答弁の中でももう不利地とうたってしまっているのです、そこは執行部側としてもなかなかやはり厳しいだろうという認識はあると思います。過去には排雪の場所として使おうかなんていうようないつとき話もあったくらいですから、なかなか場所によっては非常に厳しい場所なのだろうと。また、ああいう造成区画というものは、基本的に見晴らしがいいとか車が出しやすいとか、そういったところが先に売れていくようなところもありますので、なかなか今残っているところは残っているなりの理由があって、今厳しい状況になっているのかなという部分を踏まえたと、西側、特に5区画というのが今答弁いただいた中でも西側5区画というふうにして西側とうたっていますので、そうするとやはりなかなか西側が非常に厳しい状況になっているのかなということを推察しますけれども、そういったところを踏まえながら、そういうお考えがあるのであれば、全部売ると、それはもう理想です。理想とすれば、絶対売りたい、売り抜きたいというのは、これは理想論です。ただ、なかなか現実的に厳しいということも理解の上での今回の答弁書の中身になっているので、そういったところを踏まえて、やはりいつまでも売ります、売ります、10年くらい見てください、先見てください。では、10年後売れなかったらどうするのですか。いや、もう二、三年待ってくださいとかというような話ではなく、ある程度の見切りをつけるということが大事ではないかなと。特にこの不利地と言われている場所、不利地に関しては、ある程度見切りをつけるべきではないかなという部分で質問させていただいているのですけれども、もう一度やはり不利地に対する考え方、お考えを再度お伺いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 再度のおただしでございます。確かに条件不利ということで、5区画は販売は厳しいものとは認識してございます。ただし、やはり何度も申し上げますが、まずは当然完売は目指すべきであろうということも、そこは一つの考えでございます。仮にほかの用途に使おうという中でもあっても、内部の協議をどのようにして使うのか、どういった目的で使うのか、どういったものにするのかという内部協議も必要でございますので、この場でいつまでを見切りをつけてというのはなかなか明言できないというふうなのはご了承いただければと思います。しかしながら、やはり土地を有効に使って人口減少、さらには地域の活性化に寄与するというような方向では進みたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、この不利地に関して特効薬お話しさせていただければ、土地の値段をどこまで下げられるかという話だと思うのです、結局のところ。有効活用していただいて、

購入をしていただく、そこの譲歩のラインには土地価格の値下げ、やはりこれが一番の特効薬です。ただし、当然正規の金額で買っていただいた最初の方々もいらっしゃいます。そういった中で、不利地の利活用に関して、その土地の金額を例えば不利地に関してはなかなか難しいのでという部分も踏まえて、今住んでいる住民の方々との懇談会であったり、町のほうでこういう計画ができたので、いきなりそれを出すという形ではなく、不利地に関しては今後こういうような考えがあるのですということを経段的にやはり教えていくということも必要だと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 今おっしゃった固定だった価格の見直しということでございますが、現在の価格については、平成27年度から価格を改定して現在に至っておりますので、当然住民の方も、あそこの5区画についてはなかなか売れないよねというような認識は持っていると思います。万が一そういった価格を下げるというような交渉があれば、当然事前に住民の方に丁寧な説明が必要と考えております。価格も先ほど町長答弁あったように、区画の面積、さらには価格、やはりこれが2つそろったときに初めて売れる方策ができるのかなと思っておりますので、そういった値段の検討も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 先ほど新鶴こども園の電気柵の電圧についてご質問ありましたが、今確認いたしました、電気柵の電圧につきましては、一般的となっております1万ボルト程度を想定しております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで2時55分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時39分）

---

再 開 （午後 2時55分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第5号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 1番、櫻井幹夫、通告書に従い質問します。

1、生涯学習センター分館の廃止について。令和4年会津美里町議会定例会12月会議において、同様の質問をさせていただきました。その際、教育長の答弁では「令和4年度末を目途に、再度譲渡希

望の有無を把握してまいる考えであります」とし、「12月中に対象地区の自治区長に照会させていただきます」としておりました。照会の結果はいかがなものだったのかをお示しいたきたい。

また、その結果を基に、これまでの計画を見直す、あるいは変更するというお考えがあるのかお伺いいたします。

また、「照会した結果、譲渡希望がなかった場合は、民間譲渡などの利活用を検討し、利用がない場合は解体してまいります」とおっしゃっておりました。そこで、お尋ねいたします。令和5年度末をもって、生涯学習センター分館は廃止となるわけですが、それ以降の利活用検討や解体計画はどのように進めていくお考えなのでしょうか。令和5年度中の検討のみで全て終了とするおつもりなのかお伺いいたします。

2つ目であります。農地保全の今後について。現在、多くの集落において農地保全会を組織し、活動が行われているところではありますが、高齢化や人口流出により、人手不足が深刻となっております。これまでと同様の事業計画は難しいのではないかと考えますが、当局としての見解をお伺いいたします。この問題は農業そのものの問題にもつながるところであり、費用負担の在り方を含め、町が積極的に取り組むべき案件と考えます。また、費用の無駄を省き、費用が有効に活用されれば、そこからさらなる活動が生まれ、町も地域もにぎやかになってまいります。荒廃した農地を含め、町では今後どのように管理し、活用していくお考えなのかお伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。なお、生涯学習センターの分館の廃止につきましては教育長から、農地保全の今後についての荒廃した農地の活用につきましては、農業委員会会長から答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、農地保全の今後についてであります。農地保全は多面的機能支払交付金の活動組織として、現在、57組織が地域の共同活動により、地域資源の適切な保全、管理を行っているところであります。多面的機能支払交付金事業につきましては、過疎化、高齢化などに伴う集落機能の低下により、農業用施設の保全管理に支障が生じつつあるため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものであります。本来地域が実施すべき農業用施設等の保全管理を国、県の補助金を活用しながら、地域の共同活動として適正に維持管理が図られることから、町といたしましても、今後も本事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、地域において、高齢化や人口流出などにより、これまでと同様の事業継続が難しい場合には、広域組織化や外部委託などを検討していく必要があると考えております。

また、現在進めている地域計画策定のための地域の話合いでは、将来の担い手や農地の在り方について、農業者や地域の方々がどのような区域を設定し、どのように管理していくのが重要となりますので、町といたしましても地域の方々と共に積極的に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

生涯学習センター分館の廃止についてであります。1点目の自治区長への照会の結果につきましては、譲渡の対象としました旭、赤沢、尾岐、東尾岐地区の自治区長に照会しました結果、譲渡の希望はありませんでした。また、建物の耐用年数が経過している尾岐分館以外の旭、赤沢、東尾岐分館については、併せて貸与の希望についても照会させていただきましたが、こちらも希望はありませんでした。

次の照会の結果を基にした計画の見直しや変更につきましては、令和5年度末をもって分館を廃止する計画に変更はありません。

2点目の利活用検討や解体計画につきましては、藤川分館は令和6年度、尾岐分館はその後に解体する計画であります。次に、建物の耐用年数が残っている赤沢分館、旭分館及び東尾岐分館については、令和5年度内に民間譲渡及び民間貸与を視野に入れながら、利活用を検討してまいります。なお、民間譲渡等の希望がなかった場合は解体してまいります。

○議長（横山知世志君） 答弁、農業委員会会長、松本吉弥君。

〔農業委員会会長（松本吉弥君）登壇〕

○農業委員会会長（松本吉弥君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

2点目の荒廃した農地を含めた今後の管理等につきましては、農地法第30条に基づき、毎年、農業委員及び農地利用最適化推進委員22名によって、町内の農地における利用状況調査を実施しております。荒廃農地の現状面積につきましては、令和元年度管内農地面積4,150ヘクタールのうち、耕作放棄地は約2.8%の118ヘクタールでありましたが、令和4年度の管内農地面積4,130ヘクタールのうち、耕作放棄地は約3.3%の135ヘクタールと増加しており、農家の高齢化、後継者不足の進行が懸念されております。農業委員会としましては、利用状況調査を基に、新たに低利用地となった農地について意向調査を実施した上で、適正に管理するよう指導を行っております。また、農地の集積につなげるため、農地中間管理機構への情報提供も行っております。さらに、荒廃農地の解消に取り組む農業者に対しまして、町独自の遊休農地再生事業により支援をしているところでございます。今後の農業委員会の役割としましては、地域の実情を知る農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の話合いに加わり、利用調整を図ることが重要であると考えております。また、町と連携を図りながら、国の重要施策である地域計画の策定を進めることが地域の将来を見据えた営農継続と荒廃農地の解消につながるものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） まず、生涯学習センター分館についてお尋ねをいたします。

この結果は、誰もが容易に予想される結果でした。1地区で年間100万円以上の維持費を負担するという事は簡単ではありません。できることとは到底思えませんでした。この結果により、大半の地区の分館は廃止、解体へと進んでいくことでしょう。それでも、一部の地域では、有志による譲渡や貸与を望む声もございます。そのために、可能ならばと任意の団体などによる民間譲渡の道も探っております。そこでお尋ねいたします。民間譲渡の際、法人格は必要でしょうか。譲渡先に関する制限、規制などはお考えでしょうか。代表者の補償などを求めるおつもりでしょうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの櫻井議員のご質問にお答えいたします。

民間譲渡において、地域の任意団体でも可能かどうかというところの法人格を持たなければいけないのかというご質問でありますけれども、土地取得、建物の取得において、法人格を持たなければ登記上困難であると考えておるため、やはり自治会への譲渡の際にも認可地縁団体としての法人格を要することを譲渡要件といたしました。それによって、任意団体においても、やはり法人格を有するということが必要だと考えております。しかし、貸与であれば、任意団体についてはやはり会の規則等が規定されており、役員等に関しても構成されていると考えております。代表者が行為能力のある方であれば、相手方として有効であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） すみません。最後の、代表者が何ておっしゃったのですか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 行為能力のある方という表現をさせていただきました。意思表示がしっかりできる方ということの捉えで契約能力がある方といたしました。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） その表現の場合、代表者に何らかの補償を求めるということによろしいのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの議員のご質問でありますけれども、契約において譲渡であった場合、例えば任意団体の代表者と契約した場合なのですけれども、法人格を持たないということになれば、もし何らかの場合、代表者に何かあった場合、病気になったとかというようなことになった際に、例えば最悪の場合、事故でお亡くなりになったってなると、任意団体の代表となると、やっぱり個人の相続というような扱いになるというようなちょっと契約の基本的な考え方というのがあるようでございます。そのようなことがありましたので、実際しっかり、本来であれば貸与にしたとしても、譲渡にしたとしても、一番ベストなのは法人化していただくのがベストかなと考えていると

ころでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今の段階ではっきり言えないことであれば、それ以上のことは今現在では求めません。今はっきり言える部分をはっきりとお答えいただきたいです。なので、今補償云々に関して言えないというのであれば、後日で結構です。

○議長（横山知世志君） 質問者に確認します。

補償というのは、例えばどういう補償をおっしゃっているのか、ちょっともう一度こちらに分かるように。

○1番（櫻井幹夫君） 建物を譲り受ける、借り受けたらなった場合、何らかの事故等があった場合、お返しする際に原状回復とかという契約されれば、当然それができなければ、個人として代表者に補償を求めることはあり得るのではないかと私は考えます。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの議員のご質問にお答えいたします。

現在の段階においては、実際そういったご相談というものが無いところではございますが、今後もし地域に根差した団体の方が実際貸与なり譲渡なりという希望があった際については、その辺もしっかりお話し合いを重ねながら、お互いに納得したような契約という形にしていきたいと考えております。ですので、現段階において、その補償に関してははっきり申し上げられないところではありますが、今後そのようなことがあった場合については丁寧に対応させていただきます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、民間で譲渡を受けた場合の活動に関してなのですが、規制や制限は考えていらっしゃるのでしょうか。分館になったことで活動の制限等が増えまして、利用機会が激減いたしました。費用を負担されないわけですから、活動、利用方法に関与すべきではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの質問でありますけれども、活動を制限するべきでないということに関しては、そのように考えております。しかしながら、もしその地域に根差した団体、営利目的でない活動のための利用である場合については、やはりその地域のための活動する団体であった場合は、こちらのほうでは現段階においては無償貸与なりというところも想定しているところがございます。ただ、それが単純に民間譲渡なり貸与となれば、制限するものではないと考えております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 民間となりますと、当然に営利企業を行わなければ、継続が難しいわけです。営利活動の制限や、それにより負担させようとする公租公課があるのであれば、年間100万円以上の

維持費を負担していくということは容易ではありません。これまで以上の利用方法を模索しなければなりませんし、多くの方々の支援を受けなければなりません。それでも残したい、地域の活動の拠点にしたいという人がいらっしゃいます。そのことをしっかりと認識していただきたいと思います。回答分かりますか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 先ほど地域に根差した団体については、営利目的でない活動のための利用である場合は無償譲渡、貸与も考えているというお話をさせていただきましたが、今ほど議員のおっしゃる営利を目的とした活動をしないと施設の維持管理もできないということであれば、またその条件も変わってくるかと思えます。そういったところを踏まえて、今後早急に課内のほうで方針等も示しまして、民間譲渡への投げかけ、民間譲渡等も視野に入れながら、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 3時17分）

---

再 開 （午後 3時22分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 失礼いたしました。先ほどのちょっと答えの訂正も踏まえてなのですが、地域における任意団体の利用については、実際営利目的といいますか、物販等の活動においても、自由に使っていただきたいということを考えております。

さらに、補償についてなのですが、利用する段階で貸出ししている相手方が物を壊しては、当然使っている方が弁償するということはあるかと思うのですが、施設の原状復旧等はこちらのほうで求めるものではありませんということで、これから民間譲渡において地域における任意団体からの申出においては丁寧に対応しながら、自由に地域活性化のため使っていただくということであれば、ぜひ使っていただきたいと考えているものでございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ありがとうございます。自由に使わせていただけるというお話いただけたことは大きいです。

では、仮に今回一旧分館の貸与、譲渡がなかった場合、他の地域がそれを参考として、改めて貸与、譲渡を希望したいとなった場合に、当局としてその申入れを受ける考えというのはあるのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの議員のご質問であります。同様な形で地域において使

っていきたいということであれば、こちらのほうでしっかり対応させていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 承知をいたしました。

今年度までは、分館としての機能を維持しなければならないと考えますが、今現在、解体が前提となって、修繕していない箇所が数多く見受けられます。譲渡、貸与をするのであれば、修繕を行うことが当然ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） これまで分館の修繕等においては、大規模改修は行わないという方針できておりますが、ただ利用者の安全確保の面に関しては、十分に修繕等対応してまいっていると認識しております。もし今现阶段でそのようなことがあればというところがあるのですが、各センター長がしっかり確認しているかとは思いますが、その辺しっかりこちらのほうでも把握しながら、必要であれば修繕のほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 最後になるのですけれども、地域が自らの手で年間100万円の費用を捻出してまで公共施設を譲り受け、あるいは借り受けて維持しようという動きは、恐らく全国的に見てもまれなケースかと思えます。この活動が成功すれば、先進事例として全国に誇れるものとなるはずですよ。ぜひとも地域と町が力を合わせ、一緒になって成し遂げましょう。どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、今の最後の質問。

○生涯学習課長（福田富美代君） 実際町のほうで分館廃止とともにこういった建物の解体等の方針を示させていただいている中で、やはり地域に根差して活動されている方の強い思いというものがあるのが今现阶段にこういった話になっているかと思えます。そういったところを認識した上で、今後しっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） どうもありがとうございました。

続きまして、農地保全の今後についてお伺いをいたします。荒廃農地の現状については、利用状況調査を基に、新たに低利用地となった農地について、意向調査を実施した上で、適正に管理するよう指導を行っているとしていますが、既に低利用地となった分も含め、どのような指導を行い、結果、どのような現状にあるかと捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（横山知世志君） 農業委員会事務局長、小林隆浩君。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） 低利用地になった農地につきましては、その本人に対しては、農業上の利用増進が図られるよう、文書によって指導しております。そして、その結果どのような現状と捉えているかにつきましては、復旧が容易な遊休度合いが低い農地につきましては、担い手農家

と賃貸借契約を進めております。遊休度合いが高い農地につきましては、町単独事業の遊休農地再生事業を活用して対応しております。担い手不足等というのがやはりちょっと厳しい状況にあるというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 低利用地となった農地についての文書指導とおっしゃいましたが、文書指導のみで、ほかの指導というのは考えも行動もないのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） まずは文書指導からということになりますが、さらに周りに影響が与えるとか、そういうことになると、当然文書だけではなくて、もっと実際に一步進んだ、顔を合わせたりですとか、そういう指導を行っております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 続きましては、荒廃農地の解消に取り組む農業者等に対する町独自の遊休農地再生事業とおっしゃいましたが、今現在行われている事業についてご説明いただけませんか。

○議長（横山知世志君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） 町独自の遊休農地再生事業につきましては、守るべき農地を荒廃させないように、農振農用地内で荒廃している農地について、順次実施している事業であります。事業内容につきましては、草刈り機による作業、または障害物撤去を伴う作業、それから果樹畑等の抜根整地作業で荒廃度に応じた補助金を交付しております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 補助金と言われましたが、これは町独自の予算なのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小林隆浩君） 補助金につきましては、町の単独補助事業でありまして、あと当然遊休度合いの本当に障害物の作業とかの度合いに応じて補助金額とかも違ってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 次に、地域計画の策定が進められるわけですが、期間は僅か2年間という短期間の中で地域計画を策定することは容易ではないと考えられます。現在までの進捗状況と今後の計画について、時期を含めた説明を求めます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 地域計画の進捗状況と今後の計画につきましては、現在町では地域計画の策定に向け、担い手や将来の農地の在り方について集落内で話し合いを進めるということで業務

を進めてございます。集落内の保安全管理が可能か、他地域の協力が必要か話し合いを重ねて、集落単位でこの課題の解決に取り組んでいきたいというふうに町は考えてございます。現在の進捗状況は、耕作者に対しまして、意向調査を実施しております。集落での話し合いにつきましては、先行して実施しているところもありますが、大半はこれから区長さんと日程を調整して実施するということになってございます。今年度につきましては、多面的支払交付金の活動組織がある集落を優先して作業を進めるとしてございまして、各地で3回程度の話し合いの機会を設ける予定でございます。なお、当然令和7年3月までが策定の期限ということになっておりますので、目標に向かって取り組んでいくものでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今の答弁ですと、令和7年3月までには十分な地域計画ができ上がるということ間違いありませんでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 法律によりまして、令和7年3月までということで義務づけております。もちろんこれ80集落を超えるところで説明会なりなんざりがありますので、ここに注力してやっていく、本当に何とか期限までに策定をするということで、頑張っってやっていきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 続きまして、農地の保全について、答弁では、農業用施設の保安全管理は地域が実施すべきでありとあります。これからも地域に委ねるとの考えと捉えますが、間違いありませんでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問につきましては、農地の保全につきましては、やはり基本的には土地所有者や耕作者、農業施設につきましては受益者である地域により保安全管理がされるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） これまでと同様の事業継続が難しい場合には、広域組織化や外部委託などを検討していく必要があるとしていますが、広域組織化するにはどのように進めればよいとお考えでしょうか。また、外部委託などはどうすべきとお考えなのでしょうか。地域に任せては、とても簡単なこととは思えません。町として積極的に関わり、指導する必要があるのではありませんか。お伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの多面的機能交付金事業の広域化につきましては、広域組織化や事務の外部委託については、他団体での事例などを基に関係団体と協議を進めて今までまいりましたが、経費や事務負担などに関する理解が得られず、なかなか進んでいない状況となっております。しかしながら、今議員おっしゃったように、やはり広域化ですとか、外部委託というのは今後必要になってきますので、そこについては事例の収集ですとか、あとは関係団体と協議しながら、町としても広域組織化ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 中山間地域では、いわゆる保全会等がなくなれば、荒廃が進むことは確実です。耕作者の負担が増えれば、ますます耕作する方は減少していくと思われれます。であれば、花や樹木などの景観作物を植栽するなど、新たな産業、観光創生などに転換すべきではございませんか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問の耕作者の減少対応としての新たな産業などへの転換につきましては、まずはこれから地域計画を策定しますので、その中でやっぱり地域の方に十分話し合っただきまして、農地所有者や地域の意向などを確認しながら、10年後の農地について、どのような利用をしていくかというところが大切だと思っております。その中で本当にやる気のある方々が今お話ししたような新たな産業、観光創生に転換するということになれば、町のほうもしっかり寄り添って、一緒に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今おっしゃられたように、地域の声を吸い上げて、ぜひ計画に反映していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、農業経営を目指し、Uターンや移住される方々は、当然耕作地を求めます。せつかくの農地を利用しない手はありません。できる限り農用地を維持するために、また非農地判断を進めていくのならば、新たな事業への転換を図るなど、方策をしっかりと進めていかなければなりません。また、鳥獣被害防止の観点からも、農地保全は必要不可欠です。新たな農地利用の取組や新たな栽培方法に取り組む方への支援など、費用負担の見直しや施策の変更を検討していく考えはございませんか。私自身、現段階での調査不足は否定できません。今後調査を重ねつつ、新たな提案をしていきたいと考えております。当局として、今後一緒に考えていこうというおつもりはございますか。ぜひ一緒に考えてまいりましょう。

以上です。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えいたします。

新たな農地利用や栽培の普及など、今ほどおっしゃったことですが、まずは農地所有者や地域の意

向、あとは生産者の確保などが本当に重要であると考えております。繰り返しになりますが、地域計画の策定の中で地域で十分話し合っていていただいて、その意向を町も確認させていただきまして、新たな活用とかにつきましては、町も一緒になって今後の農地利用について一緒に考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○1番（櫻井幹夫君） 終わります。

○議長（横山知世志君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

---

○延会の宣告

○議長（横山知世志君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 3時43分）

定例会 6 月 会 議

(第 3 号)

# 令和5年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第3号

令和5年6月7日(水) 午前10時00分開議

## 第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	小柴葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	鈴木繁明君
5番	山内豪君	13番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	14番	根本剛君
7番	村松尚君	15番	横山義博君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

---

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○一般質問

○議長（横山知世志君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、脱衣を許可いたします。

通告第6号、13番、根本謙一君。

[13番（根本謙一君）登壇]

○13番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて、執行部にご質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目でございます。高田地域まちなか賑わい創出協議会の取組について聞きたいと思えます。いよいよ6月中には始動していくと聞き及んでいるこの協議会における取組は、旧美里公民館跡地利活用も含まれているので、高田地域街なかづくりの将来を決定づける大変に重要な方針と計画づくりになることから、次の4項目について伺いたいと思えます。

①、協議会委員の役割と構成人選はどのようになっているのか。5名程度とした候補者の所見等はどのようであったのか。

②、委員の任期は令和5年度末までになっており、再認可とはどういうことなのか。また、会議回数を五、六回程度としていますが、先進事例視察や町民ワークショップも必要と考えます。スケジュールと進め方をどのように考えているのか。

③、大事な議論に資する研修基礎資料は、どのように考えているのか。

④、情報の発信と共有は言うまでもなく重要です。会議録の作成と公開は考えているのか。

次、2番目の質問に入ります。会津美里町公共施設長寿命化計画について聞きたいと思えます。この計画は、個別施設計画として令和3年3月に策定し、目的を公共施設の現状の把握と分析に基づき、劣化状況等の評価を行い、保全優先度を勘案した全体の中長期的な整備方針とその費用を算出することで、今後の10年間の公共施設の在り方と維持、保全の方向性を明らかにするとしております。しかしながら、施設の現状と将来方針の中では、利活用困難施設があります。また、長く除却の積み残しもあります。そうした中で、計画3年目に入って目まぐるしく変わる公共施設の状況は、計画内容においてそごやずれが生じてきてはいないのか。5年ごとに見直すとはなっていますが、よって立つ計画として、速やかな再検討、見直し、再確認をするべきと考えますが、課題認識はいかにお持ちか、伺いたいと思えます。さらに以下の具体的な件について所見を伺います。

①、令和9年度に予定されている向羽黒山城跡整備資料室の解体と移転問題です。この件について、

観光協会からの要望書に対して、いまだ町としての正式な回答は出されておらず、当協会との協議を進めていくと聞き及んでいます。どのように考えているのか。観光協会が強く要望している現所在地への改築について、所管課は現実的ではないと述べてきているとのことですが、どういうことなのか。何が問題で、何が課題があるのか。この施設の在り方、整備検討は、今後の本郷地域街なか再生のための計画づくりを踏まえて、とても重要であると考えますと、相互信頼を醸成しつつ、十分な協議が望まれるが、いかに考えているのか。

②、向羽黒山城二の丸駐車場前トイレの改築整備についてです。計画上は、令和6年度に長寿命化改修ですが、過般の問題提起を踏まえた度々の質問答弁から、計画予定の6年度改築整備と認識してよいのか。

③、利用財産としている旧本郷第二小学校校舎の利活用は、環境、状況的に困難は明白であると思います。また、処分財産としている旧会津高田第二中学校寄宿舎に至っては取壊し方針だが、計画に上がってこない。あまりにも長い年月の放置はいかがなものか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 13番、根本議員の一般質問にお答えいたします。なお、会津美里町公共施設長寿命化計画についての1点目、向羽黒山城跡整備室の解体と移転問題につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、高田地域まちなか賑わい創出協議会の取組についてであります。1点目の委員の役割と人選につきましては、協議会は18名で組織し、委員長と副委員長を置き、委員長は会務を総括し、協議会全体を取り仕切ります。各委員には、自治会、商店街、飲食、介護、福祉、金融、農業、教育など、それぞれの立場から地域の課題や将来像についての意見を述べていただきます。公募委員の所見につきましては、売上げが減少していく中でも、若者や女性の意見を聞きながら、チャレンジしていく決意を表明する声や、年々衰退していく商店街を憂いながらも、年配者から子供たちを巻き込んだ地域活動が必要だとする声、さらには自分の子供たちが住み続けたいと思うようなまちづくりを目指したいという所見がありました。そういった意欲ある声を生かしていく協議会にしていきたいと思います。

2点目の委員の任期につきましては、原則1年の任期としますが、再任を妨げないとして、2年間の任期を継続していただくことを想定しております。転勤や家庭の事情などでやむなく継続できない方に配慮し、原則1年の任期とし、再任可といたしました。スケジュールにつきましては、6月中に第1回を実施し、先進事例の紹介やアンケート、ワークショップを実施しながら、3月までに5回の協議会を予定し、方針を策定してまいります。

3点目の基礎資料につきましては、人口推移統計資料のほか、昨年商工会に委託して作成した空き家調査の結果、今後実施するアンケートの結果や先進事例などを基礎資料としてまいります。現状と

将来を見据えて、地域の住民の意見を広く取り入れることが重要でありますので、性別や年齢、職業を超えて、より多くの住民が共感できる方針づくりを目指します。

4点目の情報発信につきましては、議論の透明性を担保する上でも必要であると判断しますので、会議録を作成し、町ホームページにおいて公開してまいります。

次の公共施設長寿命化計画についてであります。初めに本計画を推進する上での課題認識につきましては、現在本計画の策定から3年目を迎え、これまでの進捗状況としましては、年度末の整備状況等の報告に併せ、各施設所管課におきまして、定期的な施設の点検等を行い、点検等を踏まえた改修や施設整備の方向性を整理するなど、計画のフォローアップに努めているところです。その一方で、令和3年度及び令和4年度に整備計画の対象としていた施設の一部につきましては、施設整備を進めていく中で、公共施設ごとの特性や住民ニーズのほか、関連する施設の劣化状況など、公共施設を取り巻く様々な事情から、整備計画どおりに一律に実行できない事情が生じている施設があることも事実であり、課題として捉えております。この課題解決に向け、計画と実行に差異が生じている施設につきましては、毎年確実に劣化が進行していくことや、老朽化による損傷の度合いが拡大することを念頭に置くとともに、施設整備の時期を単に先延ばしするのではなく、施設の特性や住民ニーズ、その他施設を取り巻く事情を総合的に判断し、当該施設の将来方針を早期に協議することにより、公共施設の長寿命化及び最適化を推進してまいります。

なお、本計画の見直しにつきましては、計画期間から5年目となる令和7年度において、計画内容の時点修正や施設整備の方針の決定、変更、さらには公共施設の劣化状況や利用実態等を反映するとともに、関係する他の計画等々の整合性を図りながら、実効性の高い計画とするため、適切な見直しを行ってまいります。

2点目の向羽黒山城二の丸駐車場前トイレの改築整備につきましては、公共施設等長寿命化計画では、令和6年度に長寿命化改修と位置づけておりますが、現在のトイレの状況を見ますと、改築等も含めて検討していく必要があると考えております。向羽黒山城は、日本最大級の山城として、毎年多くの観光客が訪れる施設ですので、二の丸駐車場前トイレにつきましては、令和6年度から着手してまいります。また、向羽黒山城は、保安林や大川羽鳥県立自然公園、文化財としての規制があることや、トイレの設備についても、様々なタイプのトイレがございますので、どのような形態での設置が望ましいか、現在検討を行っているところであります。

3点目の旧本郷第二小学校及び旧高田第二中学校寄宿舎の整備方針につきましては、まず旧本郷第二小学校であります。施設の利活用基本方針において、利用財産として位置づけ、当該施設の利活用について推進しているところであります。当該施設は、これまでも民間事業者等から、施設の賃貸借等に関する問合せがあり、その際に施設の利活用と賃貸借等による財源確保を最優先に、現地説明等を行っているところであります。施設の劣化状況に加え、特にコスト面での折り合いがつかず、施設の利活用までには至っておりません。今後におきましても、当該施設に対しては、引き続き施設

の利活用に主眼を置きながら、施設の劣化状況を踏まえ、当該施設の将来方針を再協議してまいります。

次に、旧高田第二中学校寄宿舍であります。施設の利活用基本方針において、処分財産として位置づけておりますが、当該施設におきましても、施設の賃貸借等に関する問合せがあったことから、施設の利活用と財源確保を優先してきたところですが、今後におきましては、当該施設及び附属設備の劣化状況、さらには施設周辺の景観や生活環境に及ぼす影響などを総合的に判断し、活用可能財産とするか、不要財産とするかについて全庁での協議を進め、早期に施設の方向性を整理してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 13番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

会津美里町公共施設長寿命化計画についてであります。1点目の1つ目の町としての正式な回答につきましては、以前にいただきました要望書は、大変重要な内容であり、教育委員会と町部局の関係課が連携して対応する必要があると認識しております。このため、会津美里町観光協会と今後の向羽黒山城跡整備資料室の在り方について協議を継続しておりますが、このたび現段階における要望書への対応方針を示させていただいたところであります。

1点目の2つ目の現在地への改築についてであります。整備資料数のガイダンス機能は必要と考えており、現時点では近隣の空き施設の再利用を含め、検討してまいります。

1点目の3つ目の相互信頼の醸成についてであります。関係各課と連携し、関係機関に対しても、詳細な説明や協議を重ねるなど丁寧に進めてまいります。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の協議会委員の役割と構成人選はどのようにしたのですかという問いに、役割がいまいちはっきりしていないとこの答弁からは思います。つまりこれぐらい大事な今計画づくりにこれから入るのですと、目的はこうです。これは今までのいろんな事業、街なか活性化も含めて、まちづくりに取り組んできたけれども、これを機会に将来にわたってこれでいくよという町の方針を決めるという計画づくりです。だから、その役割をしっかりと認識いただく必要があるのではないかなというふうなこれまでの質疑の中では言ってきたつもりでございます。その部分が全然答えられていない。

それから、人選ですけれども、答弁見ますと、各委員には自治会、商店街、飲食、介護、福祉、金融、農業、教育など、それぞれの立場からありますけれども、これはいいですよ、否定はしません。この方々も入っていただいたほうがよりいいでしょう。同時に、街なかをよく知っておられる古老、それから町の歴史家、それから若い人も含めて、関心のある方々にやっぱりしっかり呼びかけて、ここに住んでいる人たちが入ってもらわなくては、これ職業分野ではなくて、ここに住んでいる人が。

だって、ここに住みたいというまちづくりの計画をつくりましょうというわけでしょう。ですから、これはもう当然至極のことだと思うのです。よそから見てどうですかとって、よその意見を聞いてつくる計画ではないと思っていますので、そこはどのように考えているのか、再確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、役割につきましては、議員おっしゃるとおり10年間を目標としたビジョンということで、その10年間でどういったまちづくりを目指すのか、あとどういった実施計画、どういうふうになにを創出していくのかということで意見をいただきまして、当然それを基にビジョンをつくりまして、ここに関わっていただいた人たちは、当然進捗管理、そういったところまで行っていただきたいということで考えてございます。

あとこの委員の方につきましては、当然ほとんど町の中の商店街ですとか、本当に住んでいる方ということになります。ちなみに公募委員も、当初5名程度の予定だったのですが、8名の方が応募がありまして、それぞれ皆さん熱意を持っているということで、ほとんど高田地域の方ですけれども、あと商店街の方もおりますし、そういった方については、全て委員として入っていただくということで、議員おっしゃるとおり、当然ここに住んでいる人たちで知恵を絞って、どうすれば本当に活性化というのですか、にぎわいが創出できるかということも議論して、計画をつくっていくというようなものでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） つまり歴史の掘り起こしをしなければならぬ大事業だと思います、ある意味大げさではなくて。そのためには、当然詳しい方も中にはおられるかもしれませんが、それなりに講演等もできる、そういう立場の人もやっぱりしっかり組み込まれて入っていただいて進めていくというのがとてもポイントになってくると思っています。今の状態をどうすればいいかという、先進事例を見ながら、参考にしながら考えましょうということも1つあるかもしれませんが、私は遡って、過去はこの地域はどのようなふうにして歴史を紡いできたのだというところをしっかりと押さえないと。この後言いますけれども、昔は400年近く前から六斎市ってやっていたのです、ここ高田地域。本郷はそんな話聞いたことありません。ですから、相当なにぎわいがあったことは間違いない。だから、そこに一つの示唆もあるのだろうと。ただ、では同じようなことやればいって話ではなくて、どういうふうにしてやったか、どういう歴史的な過程があってそういうのが生まれてきたのかとか、その後の変遷はどうだったのかとか、いろんな面、勉強も併せてやっていく必要があると思うので、今のところの点に絞って今答弁をお願いした次第です。この中にそういう方々も入っているというふうに理解していいのですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

この18名の方ですが、8名の方の公募委員というのはもう固まっているのですが、一部まだ固まっていないところもありますので、そういうところへ今の意見なども参考にして、確かに過去の歴史とかそういうことって大切だと思いますので、そういったところも含めて、いろんな意見が出てくるというのですか、そういうものを考慮しまして、最終的に委員を固めたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 最終的に固めたいということは、ではまた煮詰まっていなかったということなのですか。6月中には動き出すというふうに以前に伺っておりました。確認させてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 完全に固まっている訳では、ほぼ固まっております。ただまだ1人、2人空いているところはありますので、そういったところで委員さんお願いするということもできますので、そんなことで行っていきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） そこ大事だと思いますので、なおしっかり取り組んでいただければというふうに思います。

2番目ですけれども、分かりました。一応2年を想定しているけれども、いろんな事情もあって入替えも生じるおそれがあるからということで、この町の広報チラシでは、ちょっと分かりづらかったので伺った次第です。内容は分かりました。

会議回数を五、六回程度となっていますけれども、この中で先進事例視察、それからワークショップはこれに入っていないですね。確認します。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えします。

この5回といいますのは、協議会の開催ですので、当然ワークショップは別立てということで開催を予定してございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 重ねて確認しますけれども、ワークショップは1回で終わりってしないでください。少なくとも2回はやってください。1回目でやったまとめたのはこういうふうになりました。確認する、フィードバックする、再認識してもらい、再確認してもらい。これが大事ですので、聞きっ放しでどうなったか分からないという流し方は、私はすべきでないと思いますけれども、確認させてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ワークショップの開催回数につきましても、本当に2回というのは

もう最低で考えております。あとは開催結果の内容によりまして、必要であれば当然必要な数を開催していくというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 分かりました。なお結構だと思います。

それでは、3番目に参ります。ここでとにかく議論をしていく中での資料の提供の仕方ですけども、ここでは商工会の空き家調査の結果とか、今後実施するアンケートの結果や先進事例を基礎資料とします。これも当然至極のことです。先ほど言いました、まず町の歴史を知るという意味合いでは、六斎市をはじめ、天海大僧正のこともあります。それから、伊佐須美神社みたいなこともあります。特にネットですぐ出てくるのですけれども、高田の初市という項目でばばっと情報が出てきます。これは町民のある歴史家の方、大変興味深く研究している方で一般町民の方です。その方の内容をちょっと見たのですけれども、我々にも分かりやすい紹介の仕方をしています。先ほど申しました六斎市、これはもう室町時代に起こったのです、京都を中心にして関西で。それがどんどん、どんどん日本全国に広がってきた。ここで行われている大俵引き、奇祭400年余りってなっていますけれども、もともとの起こりは若松なのだそうです。若松の四辻、大町の四つ角、あそこで起こったのをいつの間にか、坂下と高田で同じようなことをやるようになったと。それも初市の日、この大俵引き終わってから初市が開催されていたそうです。今では逆になっていますけれども、だからそういった意味で、いろんなことが我々の思っていたのと違う歴史が全く綿々とつくられていたのだというのがあるわけです。その中で六斎市、月に6回市を開くのです。定期市です。その中で残ったのが14日のあの正月の初市、もともとは4日、8日、14日、18日、24日、28日と月6回開いた。これ以上のうんちくは控えますけれども、付け焼き刃で間違ったらいけないと思いますので、そのぐらいにやっぱり歴史の掘り起こしというのは、この際絶対必要だと思います。ぜひそういった意味では、こういうことも含めて、いろんな資料提供は出していただきたい。そうすると、新たな気づきが生まれます。ぜひこれやっていただきたいなというふうに思います。なお、確認をさせていただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 資料につきましては、当然学識経験者の方も入っていただきますので、今のお話も参考にしまして、いろんなものを用意したいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） よろしくお願ひしたいと思います。

4番目に参ります。情報の発信と共有のためということで、会議録つくられるということで、これが次の会が開催される前までに発信されるのか、そこを確認させてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 会議録につきましては、当然次の会議を開催する前には、ホームペ

ージに掲載したいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） そうしますと、大変忙しい作業になるかなとも想像します。だって、もう10か月もない中で五、六回の会議、それからワークショップあります。職員の皆さん、ご苦労だなと思うけれども、そのぐらいに大事な計画づくりだ、方向性を詰める取組なのだということからすると、本当に勇んで、私はこういう計画づくりは、まちづくりもうちづくりもそうだと思うのですけれども、やっぱり楽しんでやらなければ続かないと思いますし、わくわくを生むような取組になることを願っていますけれども、最後にその点についての感想、考え方を伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 本町の本当の中心市街地の今10年後を本当に目標とするような大きい計画ですので、しっかりと内容を充実した、しっかりしたものをつくりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） では、次の大きい2番目の質問に参ります。

公共施設長寿命化計画、いわゆる個別計画の点です。初めに、細かいところに入っている議論する時間はないと思っていますので、結局見直すか見直さないか、答弁見ますと策定してから5年後、令和7年度というふうにここで言っていますけれども、それまでにいろいろ想定以上のそごや差異が出てきているということは間違いないです。我々は、審議する際にそこをやっぱり整合性取れて厳しく問い詰めるつもりはありませんけれども、資料を使った場合に、やっぱり比べたり、やりくりしたりして確認したりするわけです。そうすると、あれ、あれ、あれというのが必ず出てきます。それを一々所管に行って確認しながらやって、でもそうはなっていましたけれども、今度はこういうふうになりますとか、その都度、その都度変更の話がされたのでは、この後出てきますけれども、トイレの問題もそうですけれども、こっちであたふたしてしまうわけです、そちらは分かっているからいいけれども。その点で、私早めに見直し、再確認も含めて必要ではないですかということを問いかけたつもりです。そこは再確認ですけれども、どんな認識でおられますか。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えをいたします。

まず、そごに対する見直しの時期でございますが、基本的にはこの長寿命化計画につきましては、10年間の計画というふうになってございます。その中の中間年であります令和7年度において、大きな見直しといたしますか、を予定しているところでございます。ただ、そこまで何もしていないのかというふうなことはございませんで、各担当課のほうでは時点修正含めまして、しっかりと進捗管理を行っていく。さらには、総務課のほうといたしましては、それを定期的に報告をいただいてまとめへ上げる。さらには、関連する計画がございますので、例えば長期財政計画等々でございますが、

そういったことで関係課のほうに情報を共有して、今後の進め方を検討していくというふうなやり方で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 総論的な話としては、全くそれそのとおりだと思うのです。ですが、それに異論は挟むつもりはありませんけれども、ここに至って、いわゆる今課長が答弁しました長期財政計画とこれ連動しているという話です、これは度々確認してきていますから。それが特に大きい新鶴温泉施設、あれは民間に売却したことによって、それに想定していた7億相当額も金が財政計画上は不要になるわけです。それがほかの必要などの事業に振り向けるか、振り向けられないのか、いや、今は慎重にそこまで踏み込んではいけないという認識に立ってつくるのとは全く違ってくるわけです。必要なのだからやれという簡単な短絡的な話でやっていけないと思っていますので、そこは議会も含めて議論はしていかなければならない。だから、そのためには正確な資料として、この計画がしっかり見直されたものが私たちに提示されなければ、私は議論の助けにならないと思っていますので、そこ再度確認させてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございまして、確かに当然いわゆる状況が変わっているという部分に関しては多々ございます。それに伴って前倒しでできるようないわゆる改修ですとか、除却ですとかということはあると思います。いずれにいたしましても、資料につきましては、その年度年度で総務課のほうで報告をいただきまして、取りまとめを行っておりますので、ちょっとこういった冊子というふうな形はそれこそ難しいわけでございますが、ある程度時点修正したものをしっかりと市のほうでまとめ上げて、それを何らかの形でお示しするということが可能かなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） そこまで課長踏み込んで答弁されたのは、敬意を表しますけれども、ぜひやっていただきたい。そうでないと、議論のしようがない。

では、その後の①に参ります。この問題は、結論はあまりにも今まで何やってきたのでしょうかというところを言わなければならない、言いたくないけれども、言わざるを得ない。年に1回程度の協会との協議、それも1時間です、町長。1時間って、時間がないからでは今日って、意見を出して、その返答がなくて、やり取りもなくて、では分かりました。聞いておきますと、これでやってきた結果がこれだけ先延ばしです。だから、町長がこの前の議会で1つになってやるように指示しましたって言いました。これはすごく立派だと私は本当に敬意を表したい、あそこまではなかなか言えません。担当課でしっかりやってくれというぐらいで終わります。副町長が今度トップになってまとめ役になりました。その話聞きました。でも、第1回目の協会との協議会に副町長は出ておられない。多分所管からの報告で、そうだったのかということなのでしょう。ただし、この問題は副町長もしっかり認

識されているから、副町長なりの腹案的な思考も進めておられるというのは、私は存じ上げています。ですから、それはそれとして敬意を表しますけれども、やはり大事な協会との話に、まとめ役のトップが出ていないというのは、これはちょっとまずい。今後はしっかりそういう日程を組んで、時間をたっぷり取って、回数もちょうちよなくちゃんと重ねて、一緒になって審議してください。この町が起きていく、活性化していく一つの大きな柱になる機関ですので、ここはしっかりお願いしたいなというふうに思いますが、副町長、答弁できますか。

○議長（横山知世志君） 副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） お答えさせていただきたいと思います。

1 回目の協議に私が参加していなかったというようなご指摘でございますけれども、協議という正式な形ではなくして、まずは腹を割った形で、観光協会さんと町のほう、あとは町のほうでも生涯学習と産業振興の観光という分野がございますので、そういうところで、本当に先ほど言いましたけれども、腹を割ったような形での話し合い、そういうのを踏まえた上で最終的に正式な協議というようなことでこちらは考えてございました。そういう部分で、改めて今度は文書での回答というようなこともございますので、まず最初いきなり正式な場というようなことではなくしてというようなイメージでいたので、そのような形を取らせていただいたということでご理解させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 理解できません。それはあまりにも副町長サイドだけの考え方で、それをちゃんと説明してあげればいいのです、協会のほうに。そうすると、向こうだって会長出なかったかもしれません。副会長と事務方とまず下こしらえていってというような話になったかと思います。いわゆる段取りというのはそうではないですか。向こうはもうそういうことで、皆さんとお話しできると思って出てきたのに、実際は違っていた。でも、今そういう考え方でいた。それは向こうに伝わっていない。だから、そこでやっぱり認識のずれがあったり、信頼が損なわれる。私はもっともだと思っています。そこは、やっぱりコミュニケーションを密にさせていただきたい。というのは、そんな皆さんほかに業務いっぱいあるのだから、時間取れないわけです。そういう中で日程を組む、この後は9月までには、協議会を持つという話聞いていますけれども、それとて大分先です、3か月。前は4月の末です。この間空くのです、いろんなイベントがありますから、それは致し方ないとしても。そういう流れですから、そこはしっかり信頼をつくるというのは、会えば会うほど心が通うわけです。こんなこと小さい言っていたけれども、あのときはちょっと腹立ったけれども、話してみたらそういうことだったのかってよくあるではないですか。もともとは人間だもの、温かい血を持った人間ですもの、そこはやっぱり言葉を交わして、しっかりスクラム組めるようにやっていただきたいなと。再度確認させてください。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 再度お答えさせていただきたいと思います。

もう本当に期限といいますか、時間はさほど残されておられませんので、今後においては当然私中心になった形で協議の場に臨んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） よろしくお願ひします。

それで、この答弁書を見ますと、現在地での改築については、整備仕様書のガイダンス機能が必要と考えております。こんなこと改めて言っている場合ではないでしょうというのが私の受け止め方です。パブコメのときにちゃんと改築するって言っているのです、改築が必要だと。近隣の空き家を使うということも確かにその後出てきましたけれども、だからその都度、その都度町の考え方が出てくるのがどんどんちょっと動いているわけです、そのとき、そのときで。私はあえてそれは方便だって言うつもりはありませんけれども、この期に及んで何ですかというところですが、これだけ年数がたっているのに。総務課長が産業振興課長時代に言ったではないですか。私もやり取りしました。そこから少し進んでいるのなら分かりますけれども、何かいつまでも、いつまで検討する、検討する、検討する、計画に上がっているけれども、まだ決定ではありませんので検討する。中身も検討しますなんて今度言い始まっているのです。私は信頼感がもうそれこそどんどん、どんどん減退していつまわっている。これを恐れます。ぜひそこは再認識していただきたいなど。これいつまで町の方針、回答は出すのですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） いつまでというようなおただしでございませうか。

○13番（根本謙一君） はい。

○副町長（佐々木吉一君） 例えば何月にはまとめ上げますとかというような部分は、この場で言うことはちょっと難しいのですけれども、なるべく早くというか、極力早くお示ししていきたいという部分とともに、例えば資料館の移転に関しましては、教育長答弁の中にもありましたとおり、相手方がある部分もございませう。ですから、例えば町側が一方的にこうだということを強力に進めることが可能かという、やはりそれは丁寧にやっぺいかないと、どこでつまづく状態になるかというのがありますので、そこは丁寧にやらせていただきますけれども、だからとってのんびり構えるということではなくして、スピーディーな形でまとめ上げたいというふうに考えてございませう。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） これやり取りしても多分そこから出られないと思えますので、やめませう。

いずれにしても、ここで問うている大事なことを答弁していないのです、所管は生涯学習課。あそこに改築するのは、現実的ではないというのは、どういうことなのですかって聞いているではないですか。それも聞き取りのときはちゃんと伝えたはずですが、教えてくださいと。協会のほうも全く理解

できないでいます。そこを答弁してください。お願いします。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員のおただしにお答えいたしたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。現実でないということに関しましては、3月において答弁させていただきましたが、一応向羽黒山城跡整備資料室においては、令和9年度を目途に解体するというところで長寿命化計画のほうに上げておまして、それを基に本郷地域内の空き施設や空き室へ移転を検討することとしているため、新たなものを新築するという考えは難しいものと考えており、そういったことでお答えさせていただきます。さらに、もちろん教育委員会としては、ガイダンス機能というのは当然必要と考えておりますので、今後産業振興課、関係機関も含め、関係課等踏まえて、一体的により効果的な施設の在り方というところも踏まえて、一緒になりながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 今になってもそんなこと言っているのですか。現実的ではないといたら、どういうことですか。課題とか問題があるのですか、教えてくださいって言っているのです。全く答弁になっていないです。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 実際先ほど町長答弁にもありましたけれども、史跡のほかに、白鳳山全域に関しては、県立自然公園であったり、保安林だったりというところの規制がございます。しかしながら、現在の資料室のある場所については、区域外となっております、もしこの後協議する段階において、新たな施設ということがあったと考えたときに、実際町としてはより効果的に、一体的にその資料室が活用できる、また産業振興、観光面であったりというところでの活用を図った際に、やはり本郷インフォメーションセンター近隣を候補地として再整備というのが好ましいかと考えておるところでございます。教育委員会としても、そういった一体的にその施設を活用することによって、より効果的な観光者の方が回遊するというところで、そういった町の活性化につながる仕組みづくりというのを一緒に今後考えていきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 今後考えます、今後考えます、今後協議にしていきます。これ何年同じこと言っているのですか。ですから、観光協会がこうやってやむにやまれず、こんなこと百も承知でしょうって皆さんは、そのことで要望書まで出しているではないですか。やむにやまれず出しているのです、これを。それから、今一体的って言いましたけれども、そんなこと言わずもがなです。ガイダンス機能、こんなことわざわざ言うまでもないでしょう。それから、お金を落とす仕組みをつくらなければなりませんよねと、こういうこれは共通認識ではないですか。そのためにはばらばら、ばらばらになっているよりはまとまったほうがいいに違いありません。ただ、空き家に造るというには、今の課長の

想定の内容、機能からすると、空き家では無理があります。本当にそこまで言ったのですから、責任持って取り組んでほしいですけども、私はそう思います。大丈夫ですか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 関係課、関係機関としっかりお互いに情報共有を図りながら、より効果的な方向性を示してまいりたいと考えております。なお、これから町のほうで進めようとしております本郷地域のまちなか再生・まちなか賑わい創出ビジョン作成、さらにはこちらの向羽黒の保存活用計画ということで、6年度、7年度のほう策定してまいるところでございますので、そういったところでお互いに情報を共有しながら、お互いにそれぞれの計画に盛り込むような形で努めてまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 町長、今の説明で分かりますか。よろしいですか。大丈夫ですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） なかなか分かりにくい答弁だったのかなというふうに思うのですけれども、なぜではあそこに造らないのだというようなのがまず第1点目として出てくるわけですけども、町といたしましては、当然財源の問題もございます。ですから、ここで軽々に、いや古くなったので立派なものをあそこに建てますよなんていうことは、すぐには言えないわけです。その次の手段としてではどうなのだろうか、せっかく貴重な資料がございます。これをやはり観光客の皆さんや町民の皆さん方に見ていただきたい。もっと向羽黒山城跡を知っていただきたいというふうになったときに、より効果的な形でああいう資料を展示するのはどういう方法があるのだというようなことで、今その検討をしているところでございます。生涯学習課長も言いました、あとは物産関係なんかもございますけれども、それは根本議員おっしゃるとおり1つ、ばらばらあるよりはまとまったほうがいいのは当然でございます。そういうところも踏まえまして、やはり町全体としてではあそこをどういう形で巡回できるような、そういうような施設を造ればいいのかというようなことでございます。構想としてはあるわけなのですけれども、ただ先ほども少し申し上げましたけれども、この問題非常にデリケートな部分を含んでいるところがございますので、ここでこうだあだということは明確には言えないというのは、ご承知していただきたいというふうな考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 大方は理解したいと思います。理解するように努力します、私。ただし、財源問題も含めて、いろんなアイデア、排除すべきではないと思っています。新鶴温泉のあの問題が解決したことによって、やっぱり選択肢は広がったと私は思っています。そういった意味で、排除すべきことなしに、いろんな選択肢を出して、でもこれは無理だよね、そこでチョイスしていくというのが私は大事、それやっていいと思っています、旧本郷第一小学校跡地の利活用も含めて。だから、トータル的に俯瞰して、いろんなこと考えていただきたいということです。

時間がないので、次ですけれども、二の丸、トイレ、これ来年度やるのですか。どこまで具体的なこと言えますか、お願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 来年度は着手してまいります。来年につきましては、当然今あるトイレ解体しまして、あと設計なども行いまして、8年度にも工事みたいな着工をやりたいというふうには考えております。来年度におきましては、トイレの解体とあと設計ですか、そういったものを行いたいと考えております。そして、6年度は設計とか取壊しを行いまして、7年度に改築というのですか、を行いたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） そこまで答弁できるように努力されたということには敬意を表したいと思えますけれども、この計画上は1年遅れるということでもいいですね。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今現在やはりちょっと場所が保安林なり、県立自然公園だということで、結構独特なところですので、あと電気もないですとか、水も不足するかもしれないということで、今年度本当に手法を検討させていただきます。来年度につきましては、トイレは壊しますが、今仮設トイレでも本当に今より全然きれいなようなトイレがありますので、そういったものを置かせていただきまして、7年度には完成するように進めてまいります。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に参ります。旧本郷第二小学校ですけれども、跡地ですけれども、あの裏山が県の防災計画の中で、危険区域に指定されて、あそこには建物は建てられない、あの利活用は無理だという話、2年前に常任委員会で視察に行ったときに、そういう説明を受けていました。ですから、もうこれはこの利活用不可能だということで、今回もう2年たっていますから、どういうふうになっているかということを確認したかったのです。大丈夫ですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えをいたします。

旧本郷二小の跡地につきましては、議員おただしのとおり土石流の危険箇所並びに急傾斜危険箇所に指定されているところでございます。ということで、いわゆる人が住むというふうな部分に関しては、不適切な箇所であります。ただ、人が住まないような、いわゆる倉庫としての利用、さらにはちょっと森林関係の方からもオファーがございますが、いわゆる人が常駐しないような形の使い方であれば可能というふうな伺っているところでございますので、そういった利活用、いわゆる土地の貸付け等を今いろいろ目指しながら進めているというふうなところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 課長、そうするとこの財産一覧で提示している、ここも変更が出てくるということですよ。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 利活用の方向で、方針では進めたいというふうに思っておりますが、いわゆる昨年等もいろいろ話はいただいたわけですが、その後の話として、ちょっと進んでいないというふうな現状がございます。毎年毎年定期的に施設なんか私のほうで確認をさせていただいているところでございますが、劣化の状況というのは年々本当に進んでいるというふうな現状でございます。そういったことをちょっとトータルして考えて、しっかりと貸せる施設なのか否かという判断を再度詳しく点検する必要があるのかなというふうに思っております。その結果によりまして、いわゆる貸すに値しない施設であれば、当然除却の方向に向けて進んでいくというふうなことになるのかなというふうなところで、今調査をしているというふうな状況でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 最後の会津高田第二中学校寄宿舎のほうで、何か問合せがあるというふうに答弁されています。これは除却対象になっていました。これも状況をまだ見るしかないということなのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 寄宿舎につきましては、今からお話があったのが実はちょっと遠くて、多分二、三年前だったというふうにちょっと思っております。その後やはりちょっとお問合せとかもなくなってしましまして、今現状考えますと、とてもそのときは人がお住まいいただけるようなちょっとしたいわゆる仮の宿泊施設みたいな形で、いわゆる農業後継者等の宿泊施設にできないかというふうなお話だったのですが、今ちょっとそういったお話も立ち消えになっておりまして、現場確認しましたところ、かなりもうこれはちょっと二小以上に老朽化しておりまして、そういう状況なものですから、ここの寄宿舎につきましては、しっかりと計画のほうに計上させていただいて、除却、取壊しの方向で進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 時間がなくなりましたけれども、しっかり再精査されて、整理されて、我々に提示できるものは提示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。町長よろしく申し上げます。終わります。

○議長（横山知世志君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時01分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第7号、3番、小柴葉月君。

〔3番（小柴葉月君）登壇〕

○3番（小柴葉月君） 議席番号3番、小柴葉月です。今回は、現在の農業振興について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

現在の農業振興について。前回の質問では、生み出した財源をどのように使えば町が豊かになるのかという観点から質問をしました。町長からは、人口減少対策を優先したいとの答弁がありましたが、人口減少対策とは、言わば総論であり、1、無駄を省く、2、財源を生み出す、3、特定分野に財源を落とす。この3の各論にまでは至っておりませんとの主張の下、今回はこの3の特定分野の一つにつき提案をしていきます。

それでは、現在の農業関係の補助事業の在り方とブランド化について4つ質問をします。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

質問1、令和5年度当初予算では、一般の方を対象とした補助事業は47事業実施されており、農業関係の町単独補助事業が7事業あります。農業を町の基幹産業として位置づけて支援していく姿勢がうかがえますが、過去3年間の農業関係の町単独補助事業費を伺います。

質問2、国内外の社会情勢や自然環境、食料事情などの目まぐるしい変化に対し、農業支援の在り方も適用していかなければなりません。農業関係の町単独補助事業の見直し方と効果測定の仕方について伺います。

質問3、農業関係の町単独補助事業7事業のうち、農業経営の持続を促す事業と新規就農者の支援事業が中心であります。農産物の販路拡大や加工を行う方への農産物販路拡大推進事業は、農産物の付加価値を高める効果が見込める事業であります。この事業の実績と効果を伺います。

質問4、新規就農者への町単独補助事業では、国や県よりも対象年齢を引き上げるなど、支援対象の緩和や夫婦での移住就農についても支援を行っていますが、金銭面のサポートが最重要視されているように感じます。お金以外の面でも支援すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

以上4点、与えられた時間内において再質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3番、小柴議員の一般質問にお答えいたします。

農業関係の補助事業の在り方とブランド化についてであります。1点目の過去3年間の農業関係の町単独補助事業費につきましては、合計額で令和2年度が4,092万円、令和3年度が3,464万円、令和4年度が6,205万円となっております。

2点目の農業関係の町単独補助事業の見直し方と効果測定の仕方につきましては、補助金交付要綱

の見直しは、国や県などの動向や農業者からの要望により、毎年度見直しを実施しております。効果測定に関しましては、事業実施者からの情報提供などによる把握に努め、事業の有効性の検証を行っているところであります。

3点目の農産物販路拡大推進事業の実績と効果につきましては、昨年度の実績は、加工機器の購入補助が1件で、マルシェへの参加による補助が3件、総額で44万7,000円の補助金を交付しております。効果につきましては、農産物加工により、農産物の付加価値や農業所得の向上、またマルシェへの参加により、消費者ニーズの把握や生産意欲の向上につながっているものと認識しております。

4点目のお金以外の支援につきましては、新規就農を希望される方には、青年等就農計画の作成支援や農業委員会と連携をし、耕作地の確保などの支援を行ってきたところでありますが、今年度からは町と会津坂下農業普及所、県就農支援センターが連携し、それぞれの情報を持ち寄り、希望する農業形態の実現に向けて、相談に応じているところであります。また、現在農業資材バンクの準備を進めているところであり、それ以外にも町が関与することによって、成果が得られるものについては積極的に取り入れ、担い手の支援を行ってまいります。農業の振興や農作物のブランド化の構築については、農産物や地場産品をつくり出す人材の育成が重要であると考えております。まずは、しっかりと人材の育成に取り組み、差別化を図ることで、地場産品の魅力創出に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） それでは、再質問させていただきます。質問1と質問2を併せて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

過去3年間の経費が出ましたが、約1億3,000万のうち、当町の持ち出しは幾らになりますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 3年間の町の持ち出しにつきましては、令和2年度が2,211万円、令和3年度で1,722万円、令和4年度で2,040万円でございます。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 今年度の予算ベースで見ますと、町民税16億2,084万円に対して、農業関係の町単独事業費が5,899万円、約3.6%となっております。1人当たり3,000円の負担となっております。これは、農業をやっている人、やっていない人かかわらず、農業に投資をしている形ですが、この点町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

これは税収の中でありますから、今議員がおっしゃるように、総体として預かった町の予算の中で執行している予算でありますから、これは農業にかかわらず、商工業含めてやっぱり町の皆さんに還元するという意味での予算の配分なのかなというふう考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 補助金ってそもそもの定義が地方自治法にもあるとおり、公益性がないと駄目なものです。その観点からいくと、つまり特定の個人ではなく、みんなの利益にならなければならない。要するに、農業をやっていない人に対しても、公益性を担保していかなければならないと考えますが、そういうような視点からどのような所見か、伺います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

結果的に公益的な意味で町民が享受できるものと私は考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） とにかく補助金は、税金で賄っている。財源は税金ですから、みんなのお金を集めて、そのお金を補助としてお渡ししているというものなのです。この質問ちょっと視点を変わってかみ砕いてお伺いします。質問の中で、私農業を支援していく姿勢がうかがえると申し上げましたが、そもそもなぜ農業を守らなければならないと町長は考えているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

我々人間、食べないと生きていけないものであります。農は国の基にという言葉もあるように、我々人間にとって必要不可欠な作業であるという意味から、これをしっかり守っていかなければいけないと私は考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 共通の認識をしていいのかなというふうに感じました。私が考える農業が町にもたらす効果というのは、主に3つあると考えています。1つは、今おっしゃったような食べ物の供給です。2つ目は経済的な効果、3つ目は非経済的な価値であると考えています。1つ目と2つ目は、説明は要らないかなと思うのですが、この3つ目の非経済的な価値というものは、農村社会や文化を維持したりですとか、環境や国土を保全するような機能を指しています。1、2はほかに代わるものを考えられると思いますが、農業の非経済的な価値に代わるものはないと私は考えています。ここで伺いたいのですが、町長が考える美里町の農業の非経済的な価値はあるかどうか、もしある場合はそれは何か所見を伺います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

非経済的価値、経済的な価値がないということになるのかとは思いますが、農、林業も含めてだとは思いますが、国土を守るという意味では、非常に大事な作業であるというふうに私も思います。これが非価値的なのかちょっと私も判断が難しいところではありますが、このような答弁でご理解いただければと思います。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 答弁難しいということでしたけれども、美里町の基幹産業として、農業をとおっしゃっているならば、美里町の農業とは何なのか。そもそも農業って何なのだろうというような、農業の価値というものをしっかりと考えていただきたいなというふうに私は思っております。一旦ここをまとめますと、農業の存続においてお金をかけるならば、農業で町に還元しないと、農業者という特定の町民に対しての支援になってしまうという視点から、農業を人々の生活として見るのだけではなく、非経済的な価値を見だし、ブランドの一つとして発信できるのではないかという質問でした。この質問はここで終わりにします。

質問3に移らせていただきます。農業経営の持続を促す事業や新規就農者の支援事業は、お金そのものを渡すものだとする、農産物販路拡大推進事業は、お金を生み出すエンジンづくりを補助するものと捉えられます。この事業の目的をお伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この事業の目的につきましては、新商品の開発ですとか、あとは町外での農産物の販路拡大、あとイベントの開催などということで、本当にうちの町のいいというのですか、よい加工品とかそういったもの、あと生鮮野菜もそうですが、そういったものを地域外に持って行って、みんなに理解していただいて、皆さんに宣伝をして、価値を高めていくというのですか、うちの町の商品を。そういうふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） もう少し踏み込んでお聞きしますが、今の答弁はその特定の農家さんの付加価値を高めて、所得を向上させたいというものなのか。さらには、その上で例えば東京に加工品を持って行って売ってもらった。それによって、美里町を知ってもらう、そしてさらには知ってもらって有名になってもらって、メディアにも取り上げてもらって、どんどん稼いでもらって、納税をたくさんしてもらうという、最終的な効果を狙っているのか、どちらなのでしょう。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 両方ということになるかとは思いますが、当然町の本当にいいものを町外のほうに持って行って、皆さんに知っていただいて、本当にお金を払って食べていただく、また当然そういったことを行うことによりまして、本当にブランド化、そういうふうにつながっていけばいいのかなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 今両方とありましたけれども、もちろんそうだと思います。先ほども申し上げたとおり、補助金というのは、補助事業というのは、もちろん税金でやっていますから、所得向上、その先までどんな効果が町に返ってくるのかまで考える必要があると思います。ですが、実際にこの補助事業を活用している人は、まだまだ少ないように感じます。様々なニーズに応えようと、広く窓

口を設けた方がいいが、やってくれる人を待っている状態になっていないでしょうか。そもそも今やっていることプラスアルファのことをやる農家さんのエネルギーを町長が生み出す必要があるのではないのでしょうか、所見をお伺いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

町としては待っているだけではないというふうに私は認識しております。私のところにいろいろな決裁回ってきますけれども、今一生懸命新規就農者の方もかなりの方が今年度はその補助金も含めて受け取って農業に従事しているというふう実感しているところであります。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） この補助事業に関しては、最初の答弁にありましたとおり、昨年度の実績が4件ですか、やはりコロナの影響もあったと思うのですが、これから期待のできるところではあるかと思いますが、やはりここはまだまだ少ないのではないかなというふうな数字が示されていると思います。

ここで、私から具体的な提案として、一例を紹介いたします。昨日の同僚議員の質問にもあったトップセールスというお話と少々重なる部分もありますが、紹介をいたします。例えばこの農産物販路拡大事業は、4つの項目で構成されていますが、1つずつやってみたらどうでしょうか。4つの項目の一つである農産加工品の生産や販売に係る支援につき、今年は町全体で農産加工品をたくさん誕生させて、先日おっしゃっていた首都圏でのイベントで大々的に美里町のブースを構えますですか、ふるさと納税の売り込みを必死でやっていきますとか、要するに売り先を町でバックアップしますよぐらいの姿勢を見せて、初めてこの事業が生きてくるのではないかと思います。農家さんがその後どんな利益を生み出せるのかまで動き、考え、示すのが町長の役目ではないでしょうか。所見をお伺いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） トップセールス、非常に大事であると、昨日の答弁で申し上げさせていただきました。今議員のおっしゃられるように、販路の売り先、まずこれできればいいわけですが、なかなかそこまで町が支援できるかという、その辺はよく検討しながら勉強させていただければなというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） ぜひその分野頑張ってくださいなというふうに感じています。

この事業の4つの項目のもう一つであります農産物生産販売に係る認証等取得更新支援についても同等のことが言えると思います。最近一般質問で、簡易的道の駅の話がよく出ておりますが、例えば簡易的な道の駅を設立するとなった場合、もちろんそこには美里町の農産物や加工品を並べることになると思います。その際に安心、安全な食を提供する町として、何々認証取得率80%の町を目指して

いますというふうなアピールをしていく。その際に、何々認証を受けている農家さんの手数料を低くします。普通であれば10%の手数をいただくところを町として5%にしますよなどして、ぜひこの認証を皆さんで取得しましょう。取得する場合には、もちろん補助をしますと、事務的な処理がとても大変なので、そこは町でちゃんとバックアップをしますよなどと、町全体で取り組むことで、ブランド化への近道となると考えます。こうした1つずつ集中的にやっていくことは、それだけ職員の専門的知識も必要であったりですとか、職員が実際に外に出て呼びかけを行ったり、事務処理が増えることも考えられますが、これもまた町長が職員のエネルギーをどう生み出すかの話になってくると思います。ここまでまとめますと、現在この制度を活用してくれる人を待っているような状態にうかがえます。今年は何々認証を町全体で取得しましょうですか、今年加工品をたくさん増やしましょうと、目的を持って農家さんが現在のレベルよりももっとパワーアップしていきたいのだと思ってもらうような仕組みづくりをすべきではないかと考えますが、所見をお伺いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのご意見ですが、そのような考え方もあると思いますので、調査なりをさせていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 補助をする、お金を出しますというような視点はもちろんなのですが、ぜひそういった継続的に頑張れるような仕組みづくりというものを考えていってほしいなというふうに期待しております。

質問4に移らせていただきます。こちらは、お金を渡すことが本当に問題の解決になるのかという視点ではなくて、農業を始めるハードルを落とすよりも、もっと前の段階で農業に興味を持つきっかけをつくることで、より農業のまちとしてアピールできるのではないかとという視点からの質問です。具体的な提案として、1年間で完結する農業研修プログラムを町で提供するというものはいかがでしょうか。新規就農者や新規就農希望者に必要な技術等の研修、実践農業者には習熟度等に応じて体系的に経営管理及び技術等の研修等農業への理解を深めるための研修を実施したり、就農準備資金の交付を受けていない人でも参加できるようにすれば、ハードルはぐんと下がると思います。さらには、将来について迷っている中高生も参加対象とすれば、農業への関心が深まる可能性も見えてきます。町には既に農業体験学習農場がありますし、設備は整っていると思います。これについて所見をお伺いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ご提言いただきましたが、そういった考え方もあると思いますので、ご意見として受け止めさせていただきます。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 先ほども申し上げましたが、何でもかんでも補助金を増やせば人が来ると思

っているのではないかなと私はすごくこの議員をやっているながら思う瞬間が多々あるので、先ほども申し上げたとおり、人はお金だけではないのだぞと。継続的な人が頑張れるような支援をできるのではないかという視点からぜひ考えていただきたいというふうに感じます。例えばそういった研修プログラムを始めるとなるとしても、まず1つはこのような研修を町が主催して行うのは、人材確保の面でかなり難しいと思います。そこで、近隣の大学とタッグを組んでみたらいかがかなというふうに感じます。現に福島農業総合センター、農業短期大学では、一般の人を対象に向けた農業研修を行っているところです。農協とか関係機関はもちろんです、こうした県の大学との共同の取組は大変有効かと思うので、ぜひ視野に入れていただきたいというふうに思います。再度答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのご提言につきましても、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） さらには、農業体験学習農場の廃止に伴い、存続危機にある町内の子供たちが農業に触れる機会というものも、同時にそちらに加えれば、現在まで受け継がれてきたものも引き継げると考えております。そういった点も加えて、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。最後に答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 体験農場につきましては、公共施設管理計画において、民間売却を進めるということにしておりますが、今年3月の議会答弁におきましても、建物の状態は比較的良好ということで、当面は現状のまま運営して、売却できない場合も新たな活用方法を調査するという答弁をしておりますので、そのようなことで活用方法などを考えて、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 小柴議員。

○3番（小柴葉月君） 答弁ありがとうございました。

あくまでも今私が質問したのは、その農業体験学習農場の有効活用をしてくださいねという視点ではありませんので、その点は申し添えたいと思います。

最後まとめに移ります。今回町単独で行う農業関係の補助事業につき、農業者だけではなく町全体が豊かになるようにという観点からの質問をいたしました。人口減少対策の各論の一つにつき、農業をブランド化して、美里町をPRしていくことは、より美里町を豊かにすることにつながるといいます。今後も人口減少対策の各論の一つにつき提案をしてまいります。町長今後ともお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（横山知世志君） これで小柴葉月君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時43分)

---

再 開 (午後 1時00分)

○議長(横山知世志君) 再開いたします。

次に、通告第8号、10番、星次議員。

[10番(星 次君)登壇]

○10番(星 次君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1として、企業誘致と新たな工業団地の指定についてであります。人口減少対策としては、この町に住んで働くことができる企業があることではないかと考えるが、本町の工業団地はほぼ完売の状態であり、令和5年度施政方針においても、町当局は空き工場に新たな企業を立地させようと考えているようだが、どんな企業を考えているのか伺う。あわせて、町内に空き工場で企業が立地可能な土地はどれくらいあるのか、伺います。

(2)、空き工場の利活用も一つの手段かもしれませんが、新たに立地したい企業は、自社の希望に合った土地を購入して操業したいので、早期に新たな工業団地の指定作業を進めるべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

大きな2番でございます。学校給食費の滞納整理についてであります。町内の児童生徒に安心、安全な給食を安定的に提供するためにも、令和4年度から新たな学校給食センターが供用開始となり、おいしい昼食を作り、大変喜ばれておりますが、給食費納付金については、滞納繰越金があります。令和3年度の決算書によりますと、80万9,388円でありました。令和4年度の当初予算計上では、滞納繰越金が50万円、令和5年度当初予算でも50万円となっておりますが、現在の滞納繰越金は幾らになっているのか、伺います。滞納繰越金は、町当局は今後滞納金の全額が収納可能と考えているのか、併せて伺います。

大きい3番、博士トンネルの開通に合わせたイベントの開催についてであります。一般国道401号博士トンネルの開通が今年の降雪前には開通したいとの話がありますが、町当局としては、開通に合わせてどんなイベントを考えているのか、伺います。以前にも一般質問で、道路沿いに花の植栽を行い、通行者が快適で安全運転をしていただき、町のイメージアップにつながると思いましたが、町当局は実施するためには課題が多々あることを理由に実施に至りません。そこで提案をしたいと思いません。トンネル内で大俵引きを昭和村と本町で実施したらいかがでしょうか。また、記念植樹やトンネル内を歩こう会なども実施してはと考えるが、見解をお伺いします。

○議長(横山知世志君) 答弁、町長、杉山純一君。

[町長(杉山純一君)登壇]

○町長(杉山純一君) 10番、星議員の一般質問にお答えいたします。なお、学校給食費の滞納整理

につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、企業誘致と新たな工業団地の指定についてであります。1点目の空き工場への企業誘致と現状につきましては、空き工場への誘致を想定している企業については、制限や条件の設定はしておりませんが、若者の定住を促進するような製造業やリモートワーク等を活用したIT関連企業などの誘致を想定しております。また、現在の空き工場等の現状であります。5件を把握しております。

2点目の新たな工業団地の指定につきましては、雇用を確保する人口減少対策や若者の定住を促進していく上で、優先的に取り組んでいく必要があると考えておりますが、都市計画の変更や土地所有者への説明会の実施など、工業団地を造成することと同じレベルの時間がかかることが予想されますので、まずは既に工業地域に指定されているあいづ本郷北工業団地の造成されていない2つの民有地の紹介を行ってまいります。また、早い段階から工業地域の指定を進めるべきだというご指摘についてであります。造成から完売まで長い時間を費やした過去の経験を生かしながら、場所の選定を含めて慎重に取り組んでまいります。

次の博士トンネルの開通に合わせたイベントの開催についてであります。初めに博士トンネルの開通時期につきましては、福島県に確認したところ、降雪前ではなく年度内開通見込みであるとのことでありました。

そこで、1点目の町当局としてのイベントにつきましては、福島県主催で開催される開通式において、会津美里町と昭和村とで構成されている国道401号改良整備促進期成同盟会博士部会で協議し、開通式出席者に対し、昼食振る舞いや記念品の配布を行いたいと考えております。

2点目のトンネル内での大俵引きの実施につきましては、博士トンネルの完成を盛り上げるイベントとしては大変すばらしいことであるとは思いますが、現実的に博士トンネル内での実施となりますと、延長が4,503メートルあること、トンネル坑内が狭く、大俵の搬入、搬出に問題があること、また博士トンネル自体山間部に位置するため、引き合いを行う方々の確保が容易でないこと、道路の縦断勾配が4%あり、引き合いを行うとなりますと、実施は困難であると考えます。

3点目の記念植樹やトンネル内歩こう会の実施につきましては、道路管理者である福島県及び昭和村と協議し、開通前のイベントとして、どのようなことができるかをよく精査をし、実施について検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 10番、星議員の一般質問にお答えいたします。

学校給食費の滞納整備についてであります。令和4年度末の滞納繰越額は629万1,342円となっており、その内訳として、令和4年度分の滞納繰越額は29万9,475円、令和3年度以前の滞納繰越額が599万1,867円となっており、対象の納入義務者数は46名であります。令和4年度の徴収率は、調定額

7,556万197円に対し、収入額7,526万722円となり、徴収率は99.6%となっております。滞納繰越額の徴収率は、調定額653万1,176円に対し、収入額53万9,309円となり、徴収率は8.3%となっております。学校給食センターでは、滞納整理のために催告書の発送や電話連絡、臨戸訪問、児童手当や就学援助費からの充当等を行っております。滞納者の中には、対象となる児童生徒が既に卒業していたり、納入義務者が転出していたりするなど、対応に苦慮するケースもありますが、未納額がさらに減少となるよう、滞納整理に努めてまいります。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、再質問をさせていただきます。

私は、令和3年9月会議のときにも、新たな工業団地指定の計画について質問をいたしました。そのときにも、町内の空き工場に企業を誘致する考え方を示されましたが、その後空き工場に企業が立地して操業された企業はあるのか、伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 空き工場につきましては、新たな立地というのはございません。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） やはりそうでしょうか。私が指摘したとおりで、空き工場というのは、面積が決まっています、ここで言っているIT企業とか、いろいろ来ても空き工場があっても、そこに操業するとなると、そうではないのです。ミスマッチでやっぱり駄目だ、諦めるというふうになってしまうので、なぜ空き工場だけにそういうふうに熱心に力を注いでいるのか分からないので、再度質問しますが、明快な回答をお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 空き工場もそのままにしておきますと、老朽化なり何なりしてきまして、やっぱりその周りに悪影響などを与えることもありますので、やはり空き工場への新たな企業の誘致というのは必要だというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、空き工場は町所有の土地なのですか。個人でしょうか。個人の所有物に、町はなぜそれだけ管理とか、いろいろ考えなくてはならないのですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 個人のもものではありますが、やっぱり環境の悪化とか、そういう課題解決につきましては、やはり町も関わる必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 環境悪化ばかりでなくて、それは環境をきちんとするように町は指導すべきでしょう。空き工場に企業を立地するという前に、まずはそこから始めることではないですか。だから、幾らやっても企業はそこに張りつかないで、ゼロなのです。そこに、産業振興課で一生懸命や

っているというのは、ちょっと違うのではないかというふうに考えるのですが、その辺どうですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 議員おっしゃるの分かりますが、空き工場をなくしていくというのも、やはり一つの地域課題の解決になりますので、それだけというわけではないのですが、そういったことも必要であると考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） ここに答弁書にも、私が言ったとおり人口減少対策には、こういうふうによっぱり取り組んでいかななくてはならないのではないかとということで、町も認識はしているのです。優先的に取り組んでいく必要があるというふうに認識しているにもかかわらず、それで今度は既に工業地域に指定されているあいづ本郷の北工業団地ということで、いろいろ変えるのです。空き工場に企業は立地させたいとあって、今度はそこにあいづ北工業団地は、2つの民有地があるから、そこにも力を注いでいきたいと。これは、課長知っていると思うのですが、この民有地について可能なのですか。接触したことありますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 本郷北工業団地につきましては、土地所有者のほうから売却する意向を受けております。それで、町のホームページとかのほうにもやっぱり掲載してほしいと、そういう要望もありまして、ホームページのほうに、売却可能な土地があるということで掲載今してございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、その面積についても把握しておりますか。それで、その地目は農地でしょう、たしか。宅地になってますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 面積につきましては、まず2区画ありまして、1つの区画が5,950平方メートルでございます。もう一つの区画は7,071平方メートルでございます。申し訳ありません。ちょっとその地目までについては、すみません、今ちょっと把握してございません。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） この2つの民有地が売却可能ということでよろしいのですか、理解して。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） すみません。地目については、農地ということで、この2区画が売却可能な状態になっているということでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、空き工場について、まだそれでやっていくという姿勢、まだまだ諦めないでやっていくというふうなことでございますが、私は到底もうやめてもいいのではないかと、

幾らやっても立地可能にならないということで、やっぱり評価するというか、この事業については、やっぱり評価してどうだと、諦めろというふうな部分で、これは個人の考えに任せるということにして、この2問目に移るのですが、それで前回は前向きに新たな工業団地は必要だと思っていますが、検討するという回答がありましたが、その後検討して、どんなような検討されて、今どんな状態で進んでいるのか、その辺を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） すみません。先ほどのまず答弁の訂正だけさせていただきたいのですが、私は空き工場の操業がないと回答したのですが、米沢と大窪のところで2件あるということで、答弁訂正させていただきたいと思います。申し訳ありません。

それで、その後の今のご質問の調査研究等につきましては、やはり金融機関ですとか、あと企業の状況などもちょっとお聞きしまして、企業も工場とかを建てるにも何か人手不足で、なかなか人が集まらないと。あとこれからの人を必要としないような製造工場というのですか、そういうのも必要だということで、やはりちょっと立ち止まって、本当に工業団地が必要なかどうかというところを今議論する必要があるのかなというところまで来ているというところでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 今課長は大変な言葉を発したのです。工業団地が必要かどうかって考える時期でもあるかと、これはおかしいと思うのです。やっぱり工業団地というか、企業が来てもらってそこに働く場所があって、そこに住んでやっぱりうちから通って、それで美里町の人口を幾らでも増やすというような町の姿勢がないと、工業団地はどうかかなんていう段階でないと思うのです。その辺町長どうですか、今の課長の答弁で、ちょっと伺います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

確かに雇用面を考えたり、今の若者たちの流出を考えたときには、就労の場というものは必要だというふうに認識しております。ただ、この過去のこの工業団地の造成後の経過を見てみますと、完売までは今まで長期にかかっているところを考えると、これしっかり町としても財政的なものを負担を含めて、将来を考えながらこの工業団地に関しては、もう少し議論を深めるべきかなというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） では、町長は今課長が言ったとおりの一度止まって新たな工業団地は、ちょっと時間を置くべきだという考えなのですか。必要ではあるけれども、そんなに前向きにやらなくてもいいという考えですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

前向きにやらなくていいのではなくて、しっかりとその辺を精査をして、今課長が申し上げましたとおり、現時点で売却を希望する、かつては売却できないという方がいらっしゃいます。それだけの面積ありますから、企業誘致に関しては紹介はしています。そんな中で、来たいという企業があれば、そこは町としても関わりながら造成をして、企業を誘致するということがまずは先決なのかなという考えを持ってございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 私が言っているのは、新たな工業団地の指定だけです。造成までは言っていないのです。ただ、町が考えていたこの答弁書によると、造成までやって販売まで、財政負担も大変だというのは、造成までやったから大変なのです。私が言っているのは、ここですよって、虫食い状態に企業を誘致するのではなくて、美里はここに工業団地として指定している土地がありますから、そちらのほうでオーダーメイドでやってもらうということでやらないと困るのです。都市計画上からも好ましくないし、その作業を土地利用計画の見直しをやって、新たなここが工業団地ですよという指定は町がやるべきなのです。企業がやるのではなくて、町がそこに指定してもらって、こういうところに立派なのがあるから、どうぞ来てくださいというのが企業誘致なのです。その熱意が見られないのでは、企業は来ないのです。やっぱり美里町に来て、職員の方々がいや、本当に一生懸命やってもらったから美里に行こうというふうになると思うのです。その辺が企業誘致の在り方についても、今まではコロナだったから企業訪問とかなんかできないと思っているのですが、やっぱり今後課長として、企業誘致の考え方、訪問を兼ねて課長は町内の企業に行ったことあるのですか。その辺からまずは聞きます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 町内の企業ですと、高田工業団地の企業とか、そういうところは行ったことがございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） そのときの行った後の課長としての思いというか、どんな企業に行って、どんな思いをして感じてきたのか。やっぱりああ、来てよかったなと、それだけでは駄目なのです。やっぱりその次の手を打たないと、例えばA社で何が困っているのですか。こういうふうに関連事業とかなんかも、ここに来てやっぱり流通の面、コストの面からも、もっと助かるのですけれどもとかっていろいろ言って、そして話をして、企業を一社でも多く来るような形をとっていくのが企業誘致なのです。課長の熱意が見えないからではないですか。だから、課長として空き工場ばかりやったり固執してではなくて、企業に行ってそういうことも聞いて、新たな企業がどこのどの辺にちゃんとあるのか、東京事務所に電話で聞いたりとか、いろいろあるでしょう、そういうのは。県庁の企業立地課には何回行きましたか、昨年度。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 昨年、おととしとコロナ禍で、県庁には一度も行っておりませんので、訪問はしてございません。ただし、企業立地課のほうで、こちらのほうに来たこともありますので、そういうときは企業立地課の職員とお話ししたり、そういうことはしてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは本題に戻りますが、町長答弁だと、もう新たな工業団地の指定というのはやらないというふうな理解の、これを見ると、造成から完売まで長い時間して、過去の経験を生かして、場所の選定を慎重に取り組んでまいりますというふうになってはいますが、課長が先ほども言いましたが、どうですか、本当に新たな工業団地の指定という作業、それをやる気があるのかどうかです。やるには指定するには、早くて2年かかるのです。町が最初に、どこの土地に、どの地域にでは工業団地指定するかというのが一番先決なのです。町の幹部で、どこに住むべというようなことで、立地条件をいろいろ考えて、そこから作業が始まるのです。それで、上位計画の土地利用計画の変更ということで、それぞれの各課に関わる部分で、各課で協議して煮詰めて、それでもその作業が大変なのです。しかしながら、産業振興課は農地法も持っているし、ないのは都市計画だけで、だから課長が頑張れば、もっと前に進むと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

全然やらないと言っているわけではなくて、まずは高田工業団地につきましても、売却の開始から25年以上過ぎましてやっと完売した状況ですので、ここでこれからの工業地域の姿勢などについても、一回若者とかにとって、本当にどういう職場が魅力があるのか、どういう働き場所がいいのかということも含めて、再度検討させていただいて、例えばサテライトオフィスとか、そういういろんな方法がありますので、そういうことも検討させていただきまして、立ち止まってまず検討する必要があるとお話ししているだけで、やらないと言っているわけではございません。そして、そういうやはり工業用地がそういったものが需要であれば、その場所の選定からやはり取りかかる必要があるというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 検討ばかりしていたのでは、ほかの町村に負けてしまうのです。ほかの町村は、もうできているのですから、そこにやっぱりほかの町村が誘導したら、幾ら課長がそこでサテライト的な部分とかいっても、何も無いのですから、熱意がないのに来ないのです。やっぱり検討ばかりしてなくて、もっと進むべきです。ほかの町村に負けないで、町の振興計画どおりになるような形で、やっぱり頑張らなくてはならないのではないですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 課長の答弁に補足をさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃる工業団地の必要性、これは町としても十分に考えるべきことだというふうに思っ

ています。ただ、今の現状を見ますと、経済的になかなか企業立地をするには厳しい状況にあると思っています。中には優良企業があって、いい企業もありますけれども、今の現状の中ですぐにこの企業が見つかるというふうにはないというふうに私は思っています。ただ、企業誘致に関してのこれ努力、これは必要であります。そしてまた、議員のおっしゃる工業団地の指定ですけれども、これは指定すればその持ち主はそれなりの考えを持つんだというふうに思います。これは慎重にやらなければいけないというふうに考えてございます。ただ、議論する、検討することから始めることが私は大事だというふうに思いますので、工業団地としてこういうときどこに造ったらいいかという検討はこれからしていきますので、議員にはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 町長は、そういう理解を示されているようでございますので、今後町長もトップセールスとして、この前も来社したある会社、ぜひ町長さん、うちの会社も訪問してくださいよと言われたでしょう。やっぱり今コロナがだんだん落ち着いてきたし、町長からも町内の企業、本当にみんな一生懸命頑張っていると思うのです。だから、町長自らやっぱり理解を示して、企業訪問をぜひお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 答弁させていただきます。

私自身も、町内にある企業を回って、経営者の方の話聞きたいという思いを持っていましたから、こういったコロナも5類になってきましたので、時間の許す限り企業訪問させていただければなというふうに思っています。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、学校給食費の滞納について再質問をお願いします。教育長の答弁の中にも、給食センターの職員が臨戸訪問したり、徴収しているのが現実だというふうに私今も認識しておりますが、これは教育委員会全体の問題として捉えて考えるべきだと思っておりますが、給食センター職員だけでは、仕事を終わってからの整理というのはなかなか大変だというふうに思っておりますが、教育委員会として、教育委員会の定例会とか、月にあると思うのですが、そこでこの問題について話をされているのか、その辺を伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えをいたします。

給食費の滞納がたくさん積み残っていることについては、教育委員との情報の共有はしております。手だてについては、答弁申し上げたとおり、給食センター職員中心にして、その整備に当たっているというふうな認識でございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 私も以前教育委員会定例会の会議録 2 回ほど見させていただきましたが、その中には、この問題は全然なされていないのです。会議録にはなかったです。それで、この話は要保護、準要保護の就学援助費の中で、教育委員が共有しているのかなというふうに私は理解したところでございますが、違っていたら別なところできちんと話しされているというようなことがあれば、ひとつお答え願いたい。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今議員ご指摘のとおり、就学援助の段階でも当然話題になりますけれども、それ以外に学校給食運営委員会の報告事項であったり、給食費の決定などもしておりますから、その段階で滞納がこのくらいあって、今問題になっているというふうな情報については共有しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、給食センターの運営委員会というのがあります。その運営委員会の中では、この滞納の整理については、非常に問題だというふうに関心のある委員の方々から聞いているのですが、問題なのはどうして給食センターの職員だけでは限界があるのではないかというふうにも言っておりますが、給食センターの差し支えない程度で運営委員会の中で、これが滞納が本当に問題にしたのかどうかというのは、答申を受けていますか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 運営委員会の中で、一部の委員の方から非常に多額のこの給食費の滞納があるということを踏まえて、町として何らかの対応は必要なのではないかというふうな意見をいただいたことはございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、教育長の考え方なのですが、この給食センターの職員にこの滞納整理をこのままずっと続けてお願いするのか。やっぱり私としては、これは教育委員会全体の問題で、しなくてはならないということで、こういう徴収の仕方のやっぱり人員を増やしてもらうのか、それとも町当局と教育委員会の方も一緒になって、この問題を解決しなくてはならないと思っているのか、その辺の見解をお願いします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 本町が実施しておりますこの公会計下による給食の取扱いというのは、私は非常に先進的で、かつて学校現場におった者からすれば、大変ありがたいシステムだというふうに思っているところでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、この徴収体制の維持については、非常に課題も多いというふうには認識しております。ただ、今学校給食センター職員が私の立場で見ますと、こども教育課長、生涯学習課の事務局の内部よりは、人のマンパワーは若干多めに配置しているつもりでございます。可能な限りのこの滞納の整理を進めていただきたいというふうに考えてい

るところでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、この数字を見ると、本当に多額な金額です。それで、最初の質問に書いておきましたが、当初予算で滞納額が過年度分が50万円というふうな数字は、どこが来るのですか、これ。その辺をお願いします。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、当初予算毎年同じ50万の計上はどういう根拠かというご質問でございますが、平成30年当時60万ほどの収入があったものですから、そこを基準として、予算割れをしないようにというようなことから、50万円ということで計上している状況でございます。ただ、今後につきましては、なかなか収納していただいている金額も毎年減っている状況にもございますので、その辺はできるだけ正確な数字を計上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、この調定額が653万です。これを毎年50万ぐらいずつ収納してもらっても、これは大変な日数かかるのです。だから、今回同僚議員も給食費の無償化ということで質問した経緯がありますが、やっぱり国も今動いている状態なので、少子化対策、子育て支援に。だから、この滞納整理をこのまま続けていくのか、一度この金額を整理してはどうかというようなことも私は考えてみるべきだなと思うのですけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、やはり学校給食費の未納につきましては、保護者の方の間の不公平感を招くものと考えておりますので、我々としましてはやはりできるだけ滞納整理に努めたいというふうに考えております。ただ、今議員おただしのとおり現在滞納額が629万ほどありまして、滞納者が46名、その46名の方のうちもう転出されている方が15名ほどいらっしゃいます。さらに、そのうちの何名かは催告書なんかを郵送しても宛先不明で返ってくるような状況にもございますので、そういったなかなかコンタクトが取れないような困難な状況にあるものについては、そういった難しいものについては不納欠損なんかも視野に入れながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、ひとつ教育委員会としても、町当局にもいろいろ現状を訴えながら、この課長が言ったとおりにやるべきことはやって進めていただきたいというふうにお願いします。

それでは、3番目の博士トンネルの開通に合わせたイベントであります。やはりこのイベント、

私は町当局は全然考えていないというような、これにいろいろ書かれてはありますが、具体的にこれは期成同盟会として、給食費の振る舞いや記念品というふうなことでしょう。町としては何もやらないというふうにここに答弁書には書いてあると同じです。どうですか、その辺。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） 今のご質問にお答えいたします。

町単独で行うのではなく、あくまでも博士トンネル自体福島県当局が作り上げたもので、隣接村である昭和村とうちのほうでつながっているような状況でありますけれども、その両町村でもって恩恵をいただけるということで、町単独でやるのではなくて、あくまでも会津美里町、昭和村と協賛した上で、いろいろイベントを考えてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 私が言いたいのは、昭和村と共同でなくて、町としてこの開通には必要だったのだなというふうな、やっぱり来てよかった、このトンネルができてよかったと。それを歓迎する意味で、町と村が、昭和村と美里町をつなげる絆を持つためにも、やっぱりイベントはやったほうが良いという考えなのです、私としては将来的にも。課長も知っていると思うのですが、この博士トンネル、これを道筋つけたのは誰だと思えますか。今の美里の町長なのです。町長が道筋をつけてくれたから、国の予算もついて着工で、ようやく完成するのです。やっぱりその辺を考えて私が提案すると、それはいろいろ問題がある。これは課題だ、花植えやろうとすると、沿線の方が高齢化でなかなか協力してもらえないなんて言いそうなのです。本当にやる気だったら、町は予算つけてやるべきです。昭和村とちょっと話したことありますか。昭和村のイベントとして、こういうこともあるのだというふうなことをやっぱりやるべきだと思うのです、課長。熱意を示してください、本当。何もやらないでなくて、どうですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

議員の熱意といいますか、本当にありがたい質問だなというふうに思っています。議員おっしゃるように、この博士トンネルの開通、トンネル化に向けては、本当に私が県会議員になる前から、昭和村としての悲願であった事業であって、これは夢開く、今年度中にできるということは、本当に大きな出来事だというふうに思っています。なので、これはやはり昭和村とよく協議をして、我が町だけでやるのではなくて、共同でそれなりのイベントを私はやるべきだということで、昭和の村長さんとも一緒になるときが多々ありますから、今までもそうですけれども、これからは秋になるか、年度内になるか、これまではっきり示されておりませんが、昭和村さんも我が町としても、博士トンネルの開通を祝っているというようなそのイベントといいますか、そのことをよく協議をして、昭和村さんと進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 今町長が答弁したとおり、やっぱり昭和村と協議してというふうなことは大事だと思うのです。ただ、熱意だけは持っていてほしいなというふうに思います。

それで、過去の事例でもありますが、氷玉トンネル開通のときにも、歩こう会やったり、それから民友社を抱き込んでヒルクライムというふうに10年以上も続けた経緯があります。やっぱりあれも氷玉トンネルが下郷町とつながったということの本当に記念としてのやつなので、やっぱりそういうのを事例としてありますから、それを参考にしながら、両町と村の絆を深めてもらいたいというふうに町長思っておりますので。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） ありがとうございます。このコロナ禍になって、昭和村のほうでも博士トンネル化の実現に向けての協議会もあって、また県会議員当時ですけども、町といろんな協議して、ごみ拾いしたり、イベントをやったりしていますから、そこでもよく話し合っけて盛り上げられるようなイベントの開催に向けて、昭和村さんとしっかりと協議させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 以上で終わります。

○議長（横山知世志君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時54分）

---

再 開 （午後 2時10分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第9号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

1 問目、総務省から発出された通知の照会について。2023年1月11日付で、市町村財政課ご担当者様宛てに照会された文書の内容を見ると、平成30年3月26日付総行行第67号、総務省自治行政局行政課長通達により、行政財産のまま売払いに向けた手続を進めておりますがと述べられている。しかし、行政財産の用途廃止の施行期日は令和5年4月1日施行、土地建物等売買仮契約書の締結日は令和4年12月12日、本契約は令和4年12月15日であり、照会文書に矛盾が生じていること、そして法的根拠となる用途廃止の施行期日、仮契約の締結年月日及び本契約の締結年月日等について触れられていない。一遍通りの照会内容であること、なぜ法的根拠について触れられていないのか疑問でならない。その正当な理由を伺う。もっともこの事件に関する照会文書には、法的根拠に触れられていないため、担当者としては、回答を控えるのは当然のことであるが、総務省から発出された技術的助言の照会文

書の回答について、次のように述べられている。

平成30年3月26日付、総行第67号行政財産の用途廃止前の処分についての趣旨は、①、将来における行政財産としての用途廃止後に、普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であること。②、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できること。上記①、②のどちらも担保された場合に、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるものとするを周知するものと述べられています。そこで、ここで言う①、②の担保とは、仮契約締結後予約完結権を行使するまでを指すのか、それとも予約完結権を行使した以降を指すのか。そして、その技術的助言は、拘束性、規範性があるのか、併せて伺う。

また、この事件に関し、令和5年4月12日開催の議会運営委員会及び議会全員協議会の資料として、3月会議総括以外のその他の事項に、同僚議員2名から次のような意見が述べられている。①、3月15日の全協で議長に対する法的解釈を求める照会文書の説明があったが、法的解釈を求めるのであれば、照会先は議会ではなく、専門家である弁護士等にすべきではなかったのかと思う。

②、温泉売却に係る法の解釈と町民からの疑問点に対し、答えを出すためには議会内での調査では無理があるのではないかという意見が述べられたことから、町顧問弁護士に今回の事件に関し、法の解釈と判断について伺った上で、その回答について述べていただきたい。

2 問目、町長の答弁について。

1 点目、新鶴温泉の契約行為について。令和5年定例会3月議会一般質問答弁書答弁要旨の欄に、行政財産を処分する方法として、行政財産の用途廃止後に契約を締結する方法と将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売払い内容の契約とすることで、行政財産としての供用している間に契約を締結する方法がありますと述べられている。そうすると、法の解釈が2つ存在することになる。その法的根拠について伺う。

2 点目、高田温泉あやめの湯について。同じく一般質問答弁書答弁要旨の欄に、次のように述べられている。高田温泉あやめの湯につきましては、令和5年3月31日をもって、行政財産としての用途を廃止するため、温泉施設としての行政財産の役割を終えます。高田温泉あやめの湯は、ふれあいセンターあやめ荘と渡り廊下により連結しておりますが、用途廃止後はあやめの湯への立入りを制限し、公共用財産として供用いたしません。したがって、令和5年4月1日の時点で、行政財産から普通財産への分類替えを行い、普通財産として管理するためと述べられています。そこで、行政財産と普通財産の違いについて、さらに公用財産と公共用財産はどのような施設等をいうのか、具体的に説明願いたい。

3 点目、財産の分類について。高田温泉あやめの湯について、温泉施設を廃止し、新たな利活用を図ります。施設の新たな利活用が決定し、再オープンの準備が整うまで休館と述べられている。また、旧高田温泉あやめの湯の利活用検討委員会の委員を募集し、様々な分野から意見を集め、有効な利活用を目指しますと述べられている。そうすると、用途廃止ではなく公共用財産の用途変更の誤りでは

ないのか疑問が生じること。そこで、市町村財務規則（準則）準拠、市町村財務事務提要第三次改訂版、行政財産の用途廃止について、行政財産の用途の廃止とは、それぞれの行政目的に従って、用途別に使用されている行政財産がその使用目的がなくなった場合に、その用途別の使用を絶対的に廃止するというので、用途変更が他の用途に転用されるのに対し、用途廃止は直接行政上の用途に転用されるのではなく、普通財産に分類替えをされるところに特質があると述べられていること。また、会津美里町公有財産所管換え要綱第8条第3号に、行政財産を用途廃止したときは、建物等の構造物は原則撤去、処分することと述べられていること。したがって、上記内容から解釈、判断をすると、異常な情景であると考えられる。当局の見解を伺う。

以上です。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、総務省から発出された通知の照会についてであります。1点目の法的根拠について触れていない点につきましては、1月に行った照会は、法的根拠や町の手続を確認するためのものではなく、今までの行政実例が廃止されて、行政財産のまま契約が可能となったという本通知の趣旨を改めて確認するために行ったものでありますので、法的根拠については触れておりません。

2点目の用途廃止後の契約と契約締結後の事情変更の担保につきましては、2つ目の条件の契約締結後の事情変更等とは、契約締結後行政財産としての用途が廃止されるまでの間に生じた事情変更等を指すものと解釈しておりますので、将来における契約を締結することを事前に当事者同士で合意することや予約完結権行使までの間を指すものでも、予約完結権行使後を指すものでもないと解釈しております。町としましては、行政財産としての用途廃止後に、普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約と、契約締結後の事情変更にも支障がなく対応できるという要件を満たすことの2つが担保されていなければ、行政財産として供用している間に契約を締結することはできないため、契約締結時において、要件を満たしていることは当然であるとともに、その後についても用途を廃止し、売買するまで2つの要件を満たし続ける必要があると考えております。また、技術的助言につきましては、法的な拘束性と規範性はありません。

3点目の町顧問弁護士への法の解釈、判断依頼につきましては、議会内の話ではありますが、議会から町に対して依頼があれば、町顧問弁護士に依頼することは可能でありますので、議会内で検討をお願いいたします。

次の町長の答弁についてであります。1点目の行政財産の処分方法の2つの法の解釈につきましては、行政財産を処分する方法として、2つの方法を示したものであり、法の解釈が2つ存在するわけではありません。どちらの方法であっても、処分は普通財産に切り替えた後に行うことが前提となっており、法の解釈は一貫しております。

2点目の行政財産と普通財産の違いにつきましては、町が公用または共用の用に供し、または供することを決定した財産が行政財産となり、行政財産以外の財産が普通財産となります。行政財産のうち、町が事務または事業を執行するために、直接使用することを目的とする財産を公用財産といい、一般的に役場庁舎や消防施設等を指します。また、行政財産のうち、住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産を公共用財産といい、学校や図書館、公民館や公園、道路等を指します。

3点目の財産の分類につきましては、旧高田温泉あやめの湯については、市町村財務事務提要に記載のとおり、温泉施設という使用目的がなくなり、温泉施設としての使用を絶対的に廃止したため、用途廃止としました。用途廃止時点において、他の公用または公共用に供することを決定していないため、用途変更には当たらないと判断しております。また、会津美里町公有財産所管換え要綱により、用途廃止したときは、建物等の構造物は原則撤去、処分することとなっておりますが、利活用が可能な建物等については、他の用途で利活用を進めておりますので、決して異常な情景ではありません。旧高田温泉あやめの湯については、施設の老朽化により当初の予定より早く廃止が決まり、次の利活用方針を決定する前に廃止となったため、普通財産として管理しながら次の利活用について検討してまいります。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1問目なのですがけれども、発せられた通知なのですが、ここに行政財産のことの担保の件が書いてあります。担保ということでお聞きしたいのですが、売却する物件、これは担保です。質権に当たります。いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 洪井議員、今の質権とかといった、もう一回説明願います。

○9番（洪井清隆君） 県から上読んでいただくと分かるに、照会文の中に2つが担保されればという、担保という意味言っています。だから、担保というのは、私は売買契約に当たるので、物を売るわけですから、物件を。物件は質権でしょう。そこをまず聞きたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

ここのところの言葉については、質権ではなくて、担保するという使い方についてですが、もともとは法律用語として使われていますが、最近はビジネスシーンや日常会話などでも使われるようになっておまして、ビジネスシーンや日常会話においては、それが大丈夫なものであると示すために使われることがほとんどのため、今回の2つの要素は大丈夫であることを示すために担保という表現が用いられたと考えております。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 今答弁している人、産業課長さん、ですが、普通財産の売却は、総務課長ではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時27分）

---

再 開 （午後 2時28分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのお答えいたします。

ただいまのおたがしでございすが、あくまで原則は当然普通財産になってからでないといわれないうふうなところとございす。ただ、あくまで原則でございすし、今回はいわゆる総務省の行政課長通知に基づいて、いわゆる2つの事柄がしっかりと担保をされている部分に関しては、行政財産のまま売れるというか、契約できるというふうなところとございすので、ちょっと通常の一般のいわゆる売り方といひますか、売買の仕方とはちょっと違つてきていひるのかなというふうなところ、私がお答えすべき内容ではないのかなというふうな思つていひるところとございす。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、それはそれとして受けておきます。それが法的にいいかどうかはわかりませんけれども、それでここで拘束性、規範性についてありませんといひ述べていひます。だから、拘束性、規範性にないといひことは、従う義務はないといひことなのです。要は、これ内容を見てみますと、第二百四十何条ですか、これ第245条の4第1項、これは技術的助言なのです。これはそういう客観的妥当性、いわゆる矛盾のないものについての行為をいったり何なりする実行を示したことで、技術的助言は法律上はないので、従う義務は負うものではないといひことで、私は総務省のほうの見解ももらつております。だから、法になつていないことを従つたわけです。2つの方法があるといひますけれども、この2つの方法も前段と後段聞きました。ないといひ、あくまでも第238条の4第1項に規定するもの以外はございません。あとは売却第285条ですか、普通財産を売却できる。そこに原則として行政財産を売り払うことができず、行政財産を設定するがでかないといひ解されます。ちゃんとこれ総務大臣を通しながら、担当行政課長からもらひました。確認取つております。

それなのに、こういうことではちょっとおかしいのぢやないかといひことを私は言ひたいのです。要は、この第238条の4、これについてはまづ行政財産としての用途を廃止し、施行日が担保して、それが確定して、仮契約を結んで、それから本契約をやるわけです、本当は。その本契約をやらないの省略するために、議会の議決をもつて本契約として整理するといひこの契約書です。それで、この契約書の中に、売買契約も今言つたのは前段のほうにあります。大事な売買物件、これ質権は、物件を乙に売払いし、乙はこれ買うものとする。承諾事項第2条、これは特約条項です。この特約条項といひるのは、特別法と同じように、これ優先権あるのです。ここには、前条の売買は、いわゆる前条の売買、物を売る、この仮契約書は令和5年4月1日以降に、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設

ほつとびあ新鶴の行政財産としての用途を廃止し、普通財産とした上で行うものとする。行うものとする、一定の条件を経た上で執行するという事です。引渡しはここではないです。引渡しは、ここにそれぞれ引渡しというのは、効力の発生の担保なのです。これは、第6条に書いてあるのです。所有権の移転及び物件の引渡し、ここに第1項から第何項に金を納めたとき、納入したときに移すと、これが引渡しです。全然違うでしょう、これ契約書と。物件をこういう美里町の前段でなく後段のほうでやった実例のある町村はありますか。あったら、お示してください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 実例といいますのは、実際にそういうこの方法を使って売却している実例がございます。あと、先ほど戻りますが、技術的助言の拘束性と規範性についてであります、これは地方分権改革後国の通知は法的拘束力がない技術的助言となりましたので、拘束性や規範性はないということになっております。自治体に自主解釈権が認められるようになったため、国の通知に従うとしても、それは自治体の判断になり、基本的には自治体が責任を負うというのは、技術的助言の拘束性と規範性でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そこで、こういうことも私確認したのがあります。いいですか、よく聞いてください。技術的助言には、これは国会、いわゆる平成23年3月10日衆議院議員総務委員会、そこで、片山国務大臣が技術助言については、各省庁が通達を出しているところでありまして、私もかねて、一片の通達というものを批判してきましたが、これは2つの意味があります。1つは、政府が自治体に、今言ったように出す通知、これは2000年の地方分権改革以来、基本的に無効であります。場合によっては違法であります。あるとすれば技術助言であります。その範囲に限られるということで、そののり、要するに法律の法、のりです。のりを越えて規範性を持つとか、拘束性を持つとかというものを出したとすれば、これは違法であります。ですから、これを点検しなければならないですとなっているのです。それで、そういうことをこのあれを全部総務省のほうに私いろんな照会文を出しました。まず、30年3月20日付の総務省のさっきも言いました行政の67の技術助言の解釈、あと私のほうの議会の議決の条例の送付、議案第80号、議案の結果の102号、あと契約書、この契約書は新鶴と本郷の比較検討をさせてもらいたいために送りました。それで一般通行質問及び答弁書も送りました。あと大阪府の監査の抜粋と城陽市の京都地方の裁判所第3民事部の判決文、それと地方自治法の方で、今の件。あと第176条、これはあとこの部分ですから、これも送った結果がそういう結果でもって来ております。したがって、先ほども言いましたように、手順をやって要するに財産用途廃止をして、それから施行日が決まります。それと仮契約、本来本契約する。だけれども、本契約を省略するために普通財産になった以降4月1日以降に、いや、議会の議決をすれば成立するという事の契約書です、これ。それを法を乗り越えてやっているのではないのでしょうか。いかがですか。私これ総務大臣と局長名です、出された。ところに照会ぶった。その回答を今読んだだけです。いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今の内容につきましては、内容を全然確認しておりませんので、お答えすることができません。こういった見解かというのはお答えすることができません。しかしながら、私のほうの弁護士には照会しているのですが、技術的助言は国による法律の解釈や行政運用について、客観的な妥当を行いするよう促したり、そのために必要な事項を示すためのもので、法的拘束力はありません。しかしながら、仮に住民から今回の件で法律に違反する等の主張を受けても、普通財産の用途廃止前の処分について、示された行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約と契約締結後の事情変更にも支障なく対応できる。この2つの要件を満たして、売買契約は地方自治法第238条の4の第1項に違反しないと主張すれば、裁判所は本通知と同様の解釈する可能性は高いということで、はっきり回答を得ております。実際この技術的助言につきましても、法的拘束力というのはございませんが、事実上裁判所に与える影響は大きいのだということで回答を得てございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 法律、弁護士がそうであっても総務省の見解です、これ。総務省、制定したところの見解を超えるようでは、今言うように妥当性を言っているわけ、だけれども、法律は第238条の4第1項以外はないとなる。確かに売るのは、普通財産になっている。だけれども、効力が発生する日は、契約または議会の議決です。その議会の議決が普通財産ではなく行政財産のときにやっているのかといたらそうではないでしょう。その弁護士の勝手な都合でもって言うだけであって、法律にのっとったならば、こういう判断はできないと思います。これは、ずっと1番も2問もそうですが、町側の行政の勝手な都合による判断がいっぱいではないですかと思うのです、結論から言うと。法治国家である以上は、法にのっとってやるのでしょ、準拠して。それが分かったので契約やったのではないですか。今ここで話がどうのこうのという問題ではないと思います、回答できませんとか。そういうことを分かったので、大丈夫だということで、契約行為を発したのではないですか。私これいろんな町村調べても、ないですよ、こんなのやっている、技術助言。それは助言は言っていますが、妥当性のものをやっているというだけであって、全部言われたからやらなければならないという理由はないのです。そこら辺が解釈がちよっとおかしいのではないのでしょうかということなのです。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） その総務省の通知、平成30年3月26日付の総行行第67号の実例の中で、昭和58年1月13日行政課決定の現在使用中の庁舎用地について、将来の移転を見越して、現時点において庁舎を使用中のものは売払い契約を締結することはできないという、そういった行政実例も廃止されております。以前は、これは駄目だったのですが、この行政実例を廃止したのは元総務省ですので、そもそも今のお話が何か矛盾しているというふうに感じます。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） だから、私総務省のほうに見解をお聞きになったのです。これ以外はありませんという回答、2つの方法はないです。それが私の手元に来ているこれなのです。4月の私4日に出したのです。回答が来なくて、なかなか1か月以上、それからこれを総務大臣に様々な文書を今言ったようにやって、ようやく5月29日に文書で持ってきました。それと第一法規のほうにも、この関係については確認も取っております、さきに言ったように。あれはちょっとおかしいのではないですかと、大変申し訳ございませんでしたと。そういうことで、今後は改正をしまして発行しますという、これも来ています。わび状の中にも書いてあります。様々なところに私問合せしました。なぜならば、問合せたかというのは、私これ根拠となる自治法、これ第一法規なのです。第一法規の3段の欄にそのことがまだ残っているわけです。技術助言について、先ほど総務省から通達があったように、それを廃止しましたとなったならば、なぜこれを取らないのですかと、置くのですかという、それも入れてやりました。大変申し訳ございませんでしたというので、これはその後今度出すあれには改正してまいるというようなことで述べております。ただ、どう改正して持ってくるか分かりません。ただ、私はこれはただし書、仮契約だったらこれでいいのだと、そういうようなただし書を受けたら、これはいいのではないですかと。皆回答そういうふうになって、私やっています、様々。だから、今後これよく調べてみてなった場合、どう対応するのか、その対応の仕方、仮に第1項の規定に違反した行為は、どうなのでしょう。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 議員がおっしゃっている内容を確認しているわけではないので、何とお答えしていいか分かりませんが、町としましては、総務省が出している平成30年3月26日付の総務省自治行政局長通知によりまして、用途ですか、将来における行政財産として、用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約を行いまして、契約締結後の事情変更にも支障なく対応できると。その通達に限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能になったという、この総務省の通知に基づきまして、それに忠実に従って行っていますので、これが適正な事務処理だったというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） それに従わなくてもいいのだって言っているのです。何でもかんで従わないと、法律上の行為というのは、従わなくていいのだと言っているのです。規範性、拘束性、拘束というのは縛りつけるということだ、規範性というのは法律に準拠するということ、それに従わなくていいのだと言っている。やった、やった、そこの解釈がまずおかしいのではないですか。よそのいろんなのネットで私ら見たときも、面白いようなあれもありました。大阪ですか、さっきこれ誤って売却と。ここにも何かこれ先生か何かやっているのかな、購入しているがなんて、やっぱり勝手に書いてあるのです。行政財産は、行政活動のために使わなあかんから、勝手にしたらあかんとなっているのだ。

もしそれを売却したら、こういうものもなっているのです。いろんなのが上がっている。そこでもって私これを購入したが、自分で突っ込み入れているようだ。本当にあるんだねなんて、いろんなのなかなか引っ張ってみると面白いのがあります。だから、これはあなたたちが言うと、なら住民訴訟を起こして裁判でやらない限り、あれだという意味合いで言ったならばおかしいのだ。何のために議会がチェック機能を果たすのだってそこなのだ。ないですか。それを未然に防ぐのが議会なのです。法治国家である議会が解釈も分からない、あれも分からないと、分からないから聞いているのです。行政は、資料もあれもいっぱいあるのです、それこそ。百何十人の頭があるのだから、そういう自分たちの勝手な都合を舌で丸めてやるという、それこそが町民が不幸になります。財産ですよ、これ。それはそれとして、ですからこれは違反だってなったならばどうするのだということも言っていないのだ。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員のご質問というか、おただしにお答えさせていただきたいと思えますけれども、まず総務省から何か文書をいただいたというようなことで、総務省のほうとしては、第238条の4、この第1項に書いてあるとおりだ。もう全くそのとおりだと思います。法の解釈はこれ1つだけなのです。要は、行政財産のまま質権とか、売払いとかやっては駄目ですよという、ただそれだけです。ただ、それをどういう形で順序立てるかというようなことで、平成30年の通知が出てきているというふうに町は解釈しております。ただ、当初から渋井議員と町側は、解釈がもうまるっきり違うというか、もう渋井議員はもう町が間違っただけの解釈をしているというような形です。来ていらっしゃいますけれども、町側はもう全て正しいと思っております。ですから、今のご質問の過程において、もし違ったらどうするのだという、そういう部分については、お答えは差し控えたいというふうに考えております。ただ、こういうどっちが正しいのだとかいうふうになった場合においては、やはりどこかの、どこかという表現おかしいかもしれませんが、第三者の機関に対して、それなりの申立てをして、そこで判断を仰がざるを得ないのではないかなというふうには考えております。ただ、これ3月の議会だと思えますけれども、私渋井議員に答弁させていただきましたけれども、総務省の通知、平成30年それについてやはり法的根拠のことをお尋ねされておりましたけれども、そのとき私やはり答えさせていただいております。総務省が間違っただけの見解を出す場合もあると。ですから、裁判した結果負けることもあるというようなことでお話しさせていただきました。ですから、町側としては、ただその通知に沿ってこれは間違いでないと、行政財産と使用しながら、後に普通財産にして売り払うのだというような見解に基づいて、助言に基づいて町は行って来たという、もう常にそれだけでございます。それに対して、やはりいや町の解釈は間違っているというふうな形になれば、町側と渋井議員との間の主張というのは相入れる部分はないのかなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 法の効力、その後に普通財産になってから引き渡せばいいのだでなく、私言

っているのは。そのときに、議会の議決を受けるときに、普通財産化にしていなくて問題があると言っているのです。あなた言っているのは全然解釈が違うのだ、私言っているのと。そこを聞いているのだ。それは当然普通財産化して、なってからでないで売り買いは駄目なのですから、問題は効力の成立日、発生の日、これは普通財産になった日は、4月1日以降でしょう、執行の日は。その解釈が間違っているのではないですかって私言っている。そこなのです。そのところのその手順がどうの、あれがどうのって言っているのではない。そこが解釈が違うのでしょうかって私言っているのです。何でも1つずつあるのです。そうだのこっちななんて、担保がどうの、担保というのではないからこれだってそうでしょう。そうなったときに、将来における担保ができればどうのこうの、将来における担保とはどういうことなのかという、私も聞きたいくらいです、事情変更と。では、事情変更の原則ってどういうことか、教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ちょっと事情変更の原則につきましては、社会通念上の概念で、契約の内容は、社会的事情の変化があればそれに応じて変更されなければならないという原則のことでございます。明文の規定はございませんが、契約締結後急激なインフレなどの契約当時と全く予見できなかった社会的事情の変更があり、それが当事者にとって重大である場合は、信義誠実の原則を適用して、当事者に契約の解除または契約内容の改定を請求することを認めようとする考え方でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今言った事情変更というのは、やっぱり社会通念、社会上予期もしなかった、天変地変が起きた。そういうものがここに入っているという、それは買戻し契約とか、契約違反とか、そういうの。だから、まずは法律行為である効力の発生、成立日、だからきちんと契約をやる分は省かないでやれば、それを省略したというのが印紙税とかそういうものを払わないでいいようにするために、それを省略して本契約とするとなっているのです。その解釈が違うのですよと言っている、私は。もうこればかり言っているとあれですから、別なほうに行きたいと思いますが、まずであればその解釈のあれを言ってください。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 先ほども申し上げましたけれども、要は渋井議員は普通財産にしてから議決を得るべきだという考え方でございます。町としましては、総務省の通知に記載されているとおり、行政財産のまま使用中に契約を締結してもよろしいという、その助言に基づいてやってきたと。その契約の効力についてですけれども、それ契約自体は当然もう効力持っております。ただし、売買に関してはどうなのだというふうになったときに、契約書の第2条に特約条項書いてあります。当然先ほど渋井議員が特約条項は優先されるべきなのだというをお話しされておりましたけれど

も、当然その特約条項ではどうなっているかという、4月1日以降に行政財産から普通財産にし、そこで初めて売買というふうな効力を持つということになってございます。ですから、契約自体は当然これは有効に成立していますけれども、売買の効力、実際の売買の効力というのは、4月1日以降町が納付書を発行し、お金を納入された、そこで初めて売買というのが成立するという考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 今いろいろ申し述べましたけれども、仮契約のときには行政財産です。仮契約も本契約も契約の一つです。仮契約でもってやっているから、これは契約なのです。それを本契約どおりやらなかったら、そもそも行政財産はできないのです、契約は普通。だから、先行行為が仮契約のときは行政財産です。本契約を結ぶときも行政財産、これを普通財産にして初めて契約すれば、先行行為を違法な行為でなくなる、追認して。それは先行行為の違法性になっていけば、後行行為まで違法性を承継する。これを違法性の承継というわけ、だからそこをきちんと何でもそうだけれども、だからあなたがやっていた県のほうにこれ言っていますけれども、その日にちとかそういうのは一切書かないで、一遍通りの照会文でやっている。私はこの契約書も全部書いてありました。その結果に基づいて私は言っている。だけれども、あなたたちはこういうものは、弁護士が言っているのかどうか知りませんが、そういう機関、第三者機関に訴えて手続を踏んで、住民訴訟を請求で監査請求をやって、その期間内に訴えないと駄目だということを言っているわけです。そういうことではないと思う。まずは、役場は議会の権能というのは、発言権、議決権、調査権あるわけですから、これでもって議員の皆さんは質問しているのです。これは誰の質問だという、個人そのものの質問ではない。皆そういうのは勝ち取った票を背負っているの、町民の代表として、議会の議員でないと権能を持たないのです、これ。だから、十分なあれなのです。そこを申し上げます。きっちり私はこれも持っていますので、回答いただきたい。ここでは今日はできなかった、確かに。またやりますから、回答いただきたい。よろしくお願いします。

それで、これあれなのですが、2問、3問はさっきも言ったように、全部が結論から言うと、自分たちの勝手に解釈したものなのです、これ。

○議長（横山知世志君） 時間ですから。

○9番（洪井清隆君） では、終わります。

○議長（横山知世志君） これで洪井清隆君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 (午後 3時02分)

定例会 6 月 会 議

(第 4 号)

## 令和5年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第4号

令和5年6月9日（金）午前10時00分開議

- 第1 報告第 8号 令和4年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書について
  - 第2 報告第 9号 令和4年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - 第3 報告第10号 令和4年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書について
  - 第4 報告第11号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について）
  - 第5 議案第39号 会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
  - 第6 議案第40号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）
  - 第7 議案第43号 会津美里町郷土資料館展示用備品購入契約について
  - 第8 総括質疑
  - 第9 議案の常任委員会付託について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	小柴葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	鈴木繁明君
5番	山内豪君	13番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	14番	根本剛君
7番	村松尚君	15番	横山義博君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

脱衣を許可いたします。

---

○報告第8号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第1、報告第8号 令和4年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、報告第8号 令和4年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧願います。本件は、令和4年度当初予算におきまして議決をいただきました令和4年度の会津美里町一般会計継続費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

それでは、議案書2ページを御覧願います。表でございますが、左から款、項、事業名、継続費の総額、令和4年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度通次繰越額、その通次繰越額に係る財源内訳でございます。

それでは、9款教育費、4項社会教育費、事業名、本郷生涯学習センター等移転事業でございます。令和4年度継続費予算現額3億468万円に対しまして、支出済額が2億3,140万3,000円となりました。その残額7,327万7,000円につきまして翌年度に通次繰越しを行ったものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了いたします。

---

○報告第9号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第2、報告第9号 令和4年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計

算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、報告第9号 令和4年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧願います。本件は、令和4年度補正予算におきまして議決をいただきました繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書4ページを御覧願います。表でございますが、左から款、項、事業名、議決をいただきました金額、最終的な翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳でございます。

事業名でございますが、こども園管理運営事業、林道整備維持管理事業、道路新設改良等事業、体育施設管理運営事業、林道災害復旧事業の5つの事業につきまして、議決をいただきました金額3億7,602万円のうち3億3,537万6,562円を翌年度に繰越したものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号を終了いたします。

---

○報告第10号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第3、報告第10号 令和4年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、報告第10号 令和4年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧願います。本件は、林道災害復旧事業につきまして事故繰越となったことから繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書6ページを御覧願います。表でございますが、左から款、項、事業名、支出負担行為額、支

出負担行為額に係る内訳としまして支出済額と支出未済額、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳、事故繰越となった説明でございます。

それでは、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名、林道災害復旧事業におきまして、支出負担行為額1,603万8,000円における支出未済額である802万8,000円を翌年度に繰越したものでございます。

事故繰越した理由でございますが、林道新鶴柳津線の災害復旧事業を令和3年度からの繰越事業として進めておりましたが、工事施工箇所までの道路崩壊による復旧工事で通行止めとなったことにより年度内の事業の完了が困難となったことによるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号を終了いたします。

---

○報告第11号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第4、報告第11号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第11号 専決処分の報告についてであります。議案書7ページ、8ページでございます。提出案件資料1ページ、下段も併せて御覧ください。

提出案件説明資料においてご説明させていただきます。町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停につきましては、令和5年2月8日、町営住宅入居者K氏に対し、滞納家賃等59万5,920円の支払いを求め、会津若松簡易裁判所に民事調停の申立てを行い、同年3月17日及び4月13日に調停が行われましたが、相手方が両日とも出頭しなかったことにより、調停が不成立となったため、令和5年4月13日に専決処分したことを報告するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号を終了いたします。

---

○議案第39号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第39号 会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、渡部雄二君。

〔こども教育課長（渡部雄二君）登壇〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 議案第39号 会津美里町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

議案書14ページ、15ページ、提出案件資料3ページ下段、参考資料10ページから15ページの新旧対照表を御覧ください。本案は、義務教育学校の設置に伴い、関係条例の所要の改正を行う整備条例を制定するものであります。

改正の内容といたしましては、義務教育学校の設置による名称、位置の改正に伴う関係条例の整理を行うものであります。関連条例の整備内容といたしましては、会津美里町立小・中学校条例、会津美里町学校給食センター条例、会津美里町立学校医条例、会津美里町立学校歯科医条例、会津美里町立学校薬剤師条例、会津美里町立学校林設定に関する条例、会津美里町児童クラブの設置に関する条例、会津美里町体育施設条例、会津美里町生涯学習センター条例、会津美里町公民館条例、会津美里町複合文化施設条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日から施行し、準備行為については公布の日から施行することといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

13番、根本謙一議員。

○13番（根本謙一君） 2点伺いたいと思います。少し理解できないところがありますので、お願いいたします。

まず、1点目ですけれども、参考資料の10ページに名称及び位置の第2条がありまして、ここで本郷学園として位置の住所が現在の本郷中学校の住所に変更になります。これに統一されるという言い方がいいのでしょうか。そうしますと、現在の本郷小学校の住所はどういうふうに位置づけられるのか、そのところを分かりやすく教えていただきたい。実際は、もともとのこの本郷道上34番地に現在もあって、それを生かされるわけですね。そのところはもうどういふふうにご説明していいの、あるいは理解していいのかちょっと分からないので、教えていただきたい。

2点目です。参考資料の12ページに、第7条のところで、第1条設置の1行目から2行目にかけての括弧書きの部分です。小学校（義務教育学校の前期課程を含む）になっています。この前期課程の内容ですけれども、どういうふうに分けるかというのはまだ我々説明は受けていないと思っております。事例を、よその事例を見たり、あるいは国の考え方、いろんな選択肢の在り方で資料を見ますと、前期として1年から4年までとか、いやいや1年から6年までを前期としてやっていきますというところとあるわけです。だから、前期、後期に分けるのか、前期、中期、後期というくくり方にするのか、その辺のことがまだ整理されていないのではないかなと。そういう中で、ここにその文字を入れることはどういうことですかということを伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

まず、1点目の義務教育学校の所在地でございますけれども、いずれか1つに決めなければならないというときに、どちらを住所として、代表住所として取り扱ったらいいのかという議論を経まして、結果的には義務教育学校の校長室を置くほうを義務教育学校の住所としましょうということで、今本郷中学校の校長室を想定しておりますので、このような形にさせていただいたところでございます。

なお、小学校の住所についての扱いということでございますが、いわゆる代表の住所でございますので、小学校の住所がないという問題ではなくて、学園としての住所というのは中学校の住所に定めたということをご理解いただきたいというふうに思います。

2点目の前期課程の話でございますが、これにつきましては、いわゆる学習指導要領に位置づけられております小学校の学びの体系、中学校の学びの体系と分かれておりますけれども、学校教育法の中で義務教育学校の前期過程というのはいわゆる小学校の部分を指すということにしております。そして、後期課程というの中学校の分を指すということに規定されておりますので、これは国の法律の扱いとして揺れないところでございます。議員ご指摘の学年の段階の区切りというのは、開校した後学校に裁量によって決めることができますので、いわゆる私どもが考えている4・3・2制であったり、5・4制であったり、これについては学校の裁量でございますので、そのようにご理解いただければというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） まず、1点目ですけれども、そうしますと現在の本郷小学校が立地しているこの住所、字本郷道上34番地、これは実際はそういうふうにして登記されているけれども、使うことは現実的にはなくなるということで理解していいのかどうか。

それから、2点目の件で、学校教育法の中でという話ありました。それに基づいて小学校は前期、中学校は後期というふうにくくられていると。実際に、学園の裁量に任せられた場合に、やはり3つに分けましょうと、3つにくくりましょうとなったときに、ではこの条例はまた改正するということになりますか。前期というふうになっていますから。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 1点目の小学校の住所の取扱いということで、基本的には郵便物でも何でも代表の住所に届くような形で整理をしていきたいというふうに考えております。

2点目の前期課程の取扱いでございますが、これについては、いわゆる小学校の分と中学校の分を学習内容とか様々な分野で分けなければならないわけで、それを規定するだけの法の規定がございます。ですから、議員ご指摘の学年の段階、区切りをどういうふうに扱うというのは学校の裁量で、これは途中で変わってもいいものでございますから、条例に規定するようなものではないというふうに理解しております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 2点目の部分ですけれども、そうしますとこういうふうに理解していいのですか。この改正後の条例は、児童クラブの設置に関する条例のところに出てきていますので。この前期課程というのは、あくまでも我々がしみついている小学校、つまり1年から6年までのことだと。これが前期、中期、後期になろうが、くくりが細かくなろうが、あくまでも1年から6年までのということで踏まえる内容だということよろしいのですね。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

そのとおりでございます。義務教育学校となった場合に、小学校、中学校と呼べないわけになりますので、小学校段階のことを前期課程、中学校段階のことを後期課程と呼びましょうという、そういう整理でございますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 今のことでちょっと関連しますので、お聞きしたいと思ったのですが、今の住所の関係ですが、不動産登記法では、これは今言っているように2つの学校がありますと、面積や地番も違う。そうなってくると、建物の一番大きなところを家屋番号として扱うのです、普通は。ただ、今言っているのは、校長室を主としている。そこら辺の意味、これ法律的にあるかどうか分かりませんが、通常は家屋が2つの面積が1番、2番ってある場合、1番、2番、ここに建物を建てるといった場合、建物の大きくかかっている面積を主たる家屋番号とするのです、不動産登記法は。そういうところ辺も検討した結果、校長室ということなのですか。お聞きしたい。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

この学校の所在地というのは、いわゆる学校教育法に定められています学校の設置の届け、このために住所が必要になります。なので、登記がどうであれ、議会でお認めいただいた所在地が学校の代表住所となるということでございますので、登記とはまた別な話というふうにご理解いただいてよろしいかというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 今言うように議会に認められた住所というわけです。認められなかったらどうするのですか。本来であれば、いろんなもの手順というのは、認可があるとか何かがある場合は、認可を取ってから議会の議決を得るわけですね、施行日や許可とか何かは。これは後づけになっているわけです。分かる、意味合い。許可とか認可が要る場合は、施行日よりも認可が先なのです。認可をもらった日から施行するということになるのです、許認可は。ここで決めて、これから届出するわけ。それちょっとおかしいのではないかな。逆ではないですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

来年、令和6年4月1日の開校に向けて、この後、議会の議決書の写しをつけて、謄本をつけて、県教育委員会のほうに届出をすることになっておりますので、手続的にはそのようになります。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 施行日というのは、許可を持った後で施行すると。だから、施行するでなく、まずは許可を取るってことでしょう。認可のための許可を取って、それをつけて議会の議決を受けるということでしょう。施行日は、この後でないの。そういう手順ではないですか。施行するというのは、もうここで決めるのです。許認可の場合は、まず議会の同意を得てからです。それをもって許可を受けた日から施行するとなるのです。そこら辺のあれがちょっと分からない部分があるので、もう少し詳しく言ってください。認可なのか、許可の要るものなのかということを知っているのです。分からないかな、言っている意味が。

○議長（横山知世志君） せめてもう少し具体的に詳しく……

○9番（洪井清隆君） 具体的に詳しく言っているでしょう。許可があるとか、許認可のあるやつは……許可をもらわないと施行はできないでしょうと言っているの。そういう手順の要らないものか、要るものなのかということを知っているの。そうなってくると、施行するという施行の日は入れられないというの。許可取れないと施行できないでしょう。法律があれば法律下がってこないでしょう。分かる意味。

〔「分からない」と言う人あり〕

○9番（洪井清隆君） 分からない。分からないと、こっちのほうから言ったよな。私が知っているのだ。そういうときは議長、注意してください。不適切発言です。

○議長（横山知世志君） 聞こえませんでした。ごめんなさい。

○9番（洪井清隆君） 聞こえなくても、俺は聞こえているのだもの。みんな聞こえたでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 不適切な発言については……

○9番（洪井清隆君） 今議事進行やっていいから。

○議長（横山知世志君） はい。

○15番（横山義博君） 今の渋井議員が発言しているのに、同僚議員が何だかんだって話ししているのだけれども、それはおかしい話ではないですか。渋井議員の言っていることが分かるか分からないかは、それを聞いていて、それに対して賛成発言、反対を言う話は別だけれども、今あっちのほうで分からないという話、ほとんどの人聞いているはずですよ。どういう理由で言ったか、聞いてください、議長から。

○議長（横山知世志君） どなたですか、今その……

〔「はい、私です」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） その意図についてちょっと説明してください。

○6番（長嶺一也君） 私は、法律的規定がちょっと理解できなかったもので、勉強不足で分からなかったもので、渋井議員が発言したことについて分からないって言いました。

以上です。

○議長（横山知世志君） なお、不適切な発言については各自注意していただくようお願いします。

戻ります。教育長……

○9番（渋井清隆君） 分かりましたか、今言っているの。許可の要るものなのか要らないものなのかと。要る分については、認可の施行日が入っていないで議決を受けて、その後でもって許可の受けた日とか、知事の認可があった日とか、そういうことになったときに施行するという部分がこの附則でいう合併だと思ふのです。そういうものでなければいいでしょうが、あるとすれば、それが手順でしようということ。認可がもらえないと施行できないでしょうということだ、認可があるやつは。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

再度繰り返しますけれども、学校の設置につきましては都道府県教育委員会に対する設置の届出が必要であります。届出です。認可ではありません。届出が必要です。その届出には、そのように例えばここでいいますと、具体的に申し上げますと、令和6年4月1日に本郷学園という義務教育学校を設置してよろしいというこの条例の改正の議決を経たということが必要になってきます。その私どもは写しをつけて届出をすれば、県教育委員会からももちろん認められるということになるわけでありませぬ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 起立して、それで話。

渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 何回言っても分からないのは、それはあくまでも届出とあっても軽微なものでもって、本来は文科省とかそういうところにやるべきものを、軽微なものはそこでいいという言い回しなのかどうかということが入っているのです。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午前10時30分）

---

再 開 （午前10時30分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今のご質問ですが、文科省等への届出は必要ございません。あくまでも都道府県教育委員会に対する届出によって設置は認められております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第40号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第40号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第40号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料5ページから13ページ、提出案件参考資料16ページから23ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正予算の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の支援等について補正するものでございます。なお、町の独自支援事業につきましては事業概要を提出案件参考資料として添付させていただきました。

それでは、まず予算書の表紙を御覧願います。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,790万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億9,276万8,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為、第3条は地方債につきましてそれぞれ追加及び変更の補正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、第2表の債務負担行為補正でございます。これは追加でございます。令和5年度末で債務負担行為の設定期間が終了することから、外国語指導助手派遣業務委託事業につきまして、令和6年度から令和10年度まで限度額7,821万円を設定するものでございます。

次のページを御覧願います。第3表、地方債補正でございます。これは変更でございます。林道施設災害防止対策事業につきまして、林道新鶴柳津線の災害復旧工事における令和3年度繰越し箇所におきまして、融雪後の道路崩壊により、新たな復旧工事が必要となったことから、災害復旧費を補正することに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。2枚おめくりいただきまして、3ページを御覧願います。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億3,513万6,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の支援のため、新たに計上するものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金318万2,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。両沼地方医療機関支援負担金を減額し、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金を新たに計上することから増額とするものでございます。

次の18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,388万4,000円の補正増につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。

次の20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入6,000万円の補正減につきましては、中小企業振興資金融資制度貸付元金でございます。会津美里町中小企業振興資金融資制度につま

して、取扱い金融機関との協議により、現行制度を維持したまま預託を廃止したことから減額するものでございます。

次の21款町債、1項町債、4目農林水産業債5,430万円の補正減につきましては、第3条の地方債補正でご説明したものでございまして、林道施設災害防止対策事業について減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧願います。まず、2款総務費、1項総務管理費、2目自治振興費2,675万円の補正増につきましては、集会施設省エネルギー設備更新支援事業補助金でございまして、感染症対策の町の独自支援事業として予算措置するものでございます。

提出案件資料5ページの上段、提出案件参考資料16ページを御覧願います。参考資料のほうでご説明いたします。まず、事業名、自治区長事業（集会施設省エネルギー設備更新支援事業）でございます。事業の概要でございますが、コロナ禍における電力、ガス等エネルギー価格高騰の影響を受けている自治会に対しまして、省エネ性能に優れた設備への更新によりエネルギー負担額の軽減を図ることを目的に、省エネ設備への更新費用を補助するものでございます。支援の対象は、集会施設を所有または維持管理する自治会等とするものでございまして、支援の内容は、省エネルギー化を図る既存設備としまして、エアコン、電気冷蔵庫及びLED照明器具の更新に対しまして、補助率10分の10、町内の業者利用で上限を25万円、町外業者利用で上限を20万円を補助するものでございます。なお、事業の期間は令和5年6月19日から翌年の2月29日まで、事業費といたしましては2,675万円を計上するものでございます。

それでは、次に予算書4ページにお戻りいただきまして、次の7目企画費409万5,000円の補正増につきましては、交通事業者支援金でございまして、感染症対策の町の独自支援事業として予算措置するものでございます。

提出案件資料6ページ、提出案件参考資料17ページを御覧願います。参考資料のほうでご説明いたします。事業名でございますが、公共交通利用促進事業（地域交通事業者等支援事業）でございます。事業の概要でございますが、コロナ禍における電力、ガス等エネルギー価格高騰の影響により、経営の安定に支障が生じている町内の公共交通事業者に対しまして、町民生活の移動手段や社会基盤としての地域交通を維持確保するため、営業利益の減少率に応じて交通事業者支援金を支給し支援するものでございます。対象でございますが、町内に事業所を有する交通事業者とするもので、支援の内容は、令和4年度と令和2年度の年間営業利益を比較しまして、50%以上減額している場合につきましては、貸切りバス1台につき一律10万5,000円を、タクシー及び介護タクシーにつきましては1台につき一律6万円をそれぞれ支援するもので、また30%以上50%未満減少している場合につきましては、貸切りバス1台につき一律7万円を、タクシー、介護タクシーにつきましては一律4万円をそれぞれ支援するものでございます。事業の期間は7月1日から同年9月30日まで、事業費といたしましては409万5,000円を計上するものでございます。

予算書4ページにお戻りいただきまして、次の9日電算管理費330万円の補正増につきましては、これはWi-Fi環境導入支援補助金でございまして、令和4年度に整備を進めました町内Wi-Fi環境を活用したインターネット接続サービスで利用者が負担します初期費用に対しまして助成を行うため、新たに計上するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6,564万7,000円の補正増につきましては、3節の時間外勤務手当から、1枚おめくりいただきまして、18節の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金でございまして、感染症対策の低所得世帯への支援事業でございまして。

これは提出案件資料8ページ、提出案件参考資料19ページを御覧願います。参考資料のほうでご説明いたします。事業名、総合福祉支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業）でございます。事業の概要でございますが、コロナ禍における電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、現金給付を行うことにより負担軽減を図るものでございます。支援する対象といたしましては、令和5年4月1日現在、町内に住所を有しまして、世帯員全員が令和5年度の町民税が非課税である世帯でございます。ただし、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯を除くものでございます。支援の内容でございますが、1世帯当たり3万円を支給するものでございます。事業の期間は令和5年6月19日から同年11月30日まで、事業費といたしましては、データの作成業務委託料等の事務費及び給付金、また当初予算で計上済みの会計年度任用職員の人件費を含めまして6,700万円を見込むものでございます。

続きまして、予算書5ページにお戻りいただきまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費189万4,000円の補正増につきましては、民間認定こども園物価高騰対策支援事業補助金でございまして、感染症対策の町の独自支援事業でございまして。

提出案件資料12ページ、提出案件参考資料22ページを御覧願います。参考資料のほうでご説明いたします。事業名、子どものための教育・保育給付事業（認定こども園物価高騰対策事業）でございます。概要でございますが、コロナ禍における電力、ガス等エネルギー価格高騰の影響を受けている民間認定こども園の増加する運営経費に対しまして、補助金による経済支援を行うことで、保育サービスの安定的な提供を図るものでございます。対象といたしましては、町内の民間認定こども園でございます。支援の内容でございますが、令和3年度と令和4年度の電気料を比較いたしまして、電気料金の高騰に伴い増加した令和4年10月分から令和5年3月分の電気料金の増額分について支援するものでございます。期間は令和5年7月1日から同年9月30日まで、事業費といたしましては189万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、予算書5ページにお戻りいただきまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費318万2,000円の補正増につきましては、両沼地方医療機関支援負担金及び新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金でございまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る両沼地方管

内の医療機関に対する支援金の取組が終了したことから、両沼地方医療機関支援負担金を皆減いたしまして、新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進のための支援事業といたしまして、令和4年度までは都道府県事業として実施されていたものが、令和5年度につきましては市町村事業に変更となったことから、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金を新たに計上するものでございます。

次の4目環境衛生費1,500万円の補正増につきましては、12節の受付・入力等業務委託料及び18節の省エネ家電製品買換え支援事業補助金でございまして、感染症対策の町の独自支援事業として予算措置するものでございます。

提出案件資料7ページ、提出案件参考資料18ページを御覧願います。参考資料にてご説明申し上げます。事業名、生活環境保全事業（省エネ家電製品買換え支援事業）でございまして。概要でございまして、コロナ禍における電力、ガス等エネルギー価格の高騰の影響を受けている町民に対しまして、省エネ性能に優れた家電製品への買換えにより一般家庭のエネルギー負担額の軽減を図ることを目的に、省エネ家電製品への買換え費用の一部を補助するものでございます。対象でございまして、町内に住所を有する者で、申請は1世帯につき1件限りとするものでございます。内容につきましては、省エネ性能を有する家電製品、エアコン、電気冷蔵庫、エコキュートの買換えに要した費用の2分の1の額で、1世帯当たり5万円、町内業者から購入した場合は7万円を上限に補助するものでございます。期間は令和5年6月19日から翌年2月29日まで、事業費といたしましては1,500万円を計上するものでございます。

続きまして、予算書6ページを御覧願います。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,800万円の補正増につきましては、畜産農家等飼料価格高騰対策支援給付金でございまして、感染症対策の町の独自支援事業として予算措置するものでございます。

提出案件資料10ページの上段、提出案件参考資料20ページを御覧願います。参考資料にて説明いたします。事業名、農業生産力強化支援事業（畜産農家等飼料価格高騰対策支援事業）でございまして。概要でございまして、コロナ禍における電力、ガス、食料品等の物価高騰などの影響によりまして配合飼料や輸入粗飼料の価格が高騰し、経営に支障が生じている畜産事業者に対して、農業経営の安定化を図ることを目的に支援給付金を交付するものでございます。対象といたしましては、町内に住所を有し、販売を目的で家畜を飼養する畜産事業者でございまして。内容でございまして、令和2年度分の確定申告に係る飼料費と令和4年度分の確定申告に係る飼料費を比較いたしまして30万以上増加した場合、その増減した額から国及び県より交付された飼料高騰に対する支援額を差し引きまして、算出した額に3分の1を乗じて得た額を1事業所当たり300万円を上限に支援するものでございます。期間でございまして、令和5年7月1日から同年8月31日まで、事業費といたしましては1,800万円を計上するものでございます。

続きまして、予算書6ページにお戻りいただきまして、2項林業費、4目林業振興施設費180万9,000円の補正増につきましては、10節の修繕料で、蓋沼森林公園の大型遊具である滑り台につつま

して点検の結果、修繕が必要であることから、49万5,000円を増額し、12節の支障木撤去委託料につきまして、白鳳山公園の山裾の倒木により、水路及び農地等に被害が及ぶ危険性があることから、131万4,000円を増額するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費1,000万円の補正減につきましては、まず20節の中小企業振興資金融資制度貸付金6,000万円の減額でございますが、歳入でもご説明いたしましたが、融資の原資として取扱い金融機関に預託を行ってございました会津美里町中小企業振興資金融資制度について、取扱い金融機関等の協議によりまして、現行制度を維持したまま預託を廃止したいため、皆減とするものでございます。

また、18節のプレミアム付商品券事業補助金につきましては、感染症対策の町の独自支援事業として予算措置するものでございます。

提出案件資料は11ページ、提出案件参考資料21ページを御覧願います。参考資料でご説明いたします。事業名、商工活性化事業（物価高騰対応プレミアム付商品券事業）でございます。概要でございますが、コロナ禍における電力、ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する経済支援と地域における消費の喚起、下支えを目的に、会津美里町商工会が実施するプレミアム付商品券事業に対しまして補助金を交付するもので、支援対象といたしましては町内に住所を有する者とするものでございます。支援の内容でございますが、額面総額は1億8,200万円、うちプレミアム分は4,200万円でございます。販売総額は1億4,000万円、プレミアム率は30%、購入限度額でございますが、1人につき3万円を、商品券の販売開始日は令和5年10月2日、使用期間は同じく10月2日から翌年の1月15日とするものでございます。商品券販売方法でございますが、商品券購入引換券により、町内金融機関にて販売し、利用店舗は公募により決定するものでございます。なお、商品券の種類でございますが、1冊が1万3,000円分でございますが、うち1万円分が全店の共通用、3,000円分が小規模店用でございます。期間でございますが、令和5年6月19日から翌年2月29日まで、事業費といたしましては5,000万円を計上するものでございます。

続きまして、予算書7ページを御覧願います。9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費254万9,000円の補正増でございますが、これは賄材料費でございますが、これは賄材料費でございますが、感染症対策の町の独自支援事業として予算措置するものでございます。

提出案件資料12ページ、提出案件参考資料は23ページを御覧願います。参考資料のほうでご説明いたします。事業名、給食センター管理運営事業（学校給食負担軽減事業）でございます。事業の概要でございますが、コロナ禍における電力、ガス等エネルギー価格高騰の影響を受けている学校給食賄材料費に対しまして、保護者負担を増やすことなく、これまでどおり栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、給食費の物価高騰相当額を支援するものでございます。対象といたしましては、学校給食費を支払う小中学校の児童生徒の保護者等とするものでございます。支援の内容でございますが、総務省統計局が公表しております福島県の食料の消費者物価指数を基に推計いたしました物価

高騰相当分2.9%を食料購入により支援するものでございます。なお、事業実施期間は令和5年4月3日から翌年3月31日まで、事業費といたしましては254万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、予算書7ページにお戻りいただきまして、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費5,432万4,000円の補正減につきましては、第3表、地方債補正や歳入でもご説明いたしましたが、林道新鶴柳津線における令和3年度繰越箇所におきまして、融雪後の道路崩壊によりまして、新たな復旧工事が必要になったことから、追加分の予算措置をいたしまして、また当初予算に計上いたしました、その先に位置します道路崩落箇所の災害復旧工事について、年度内の完了が見込めないことから減額するものでございます。

次のページは人件費の内容でございますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

4番、荒川議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、歳出、4ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目電算管理費、18節負担金補助及び交付金、それが1点と、もう一点あります。歳出、6ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金でございます。

まず、1点目なのですが、18節の負担金補助及び交付金のWi-Fi環境導入支援補助金330万円なのですが、説明によりましてホーム設置工事費5,500円とWi-Fi機器ということで5,500円の合計しまして1万1,000円ということになりますけれども、その300戸に想定した理由と現在の申込み件数についてお尋ねいたします。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

初めに、300戸とした理由でございますが、初めての事業でありまして、全体の総数をつかむ数字というのはなかなか難しかったわけでございますが、提携しておりますウェルソックという会社が事前に既に運用を開始している自治体がございます。岩手県にある自治体でございますが、その初年度の実績につきまして約300戸というふうなところで、人口規模等を比較しますと、我が町とそう大差がないというふうなこともございまして、そういったことから当初の見込みを300戸とさせていただいたものでございます。

今現在の申込みの件数でございますが、5月31日現在で34件ほどの利用の申込みがございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） そうしますと、現在申し込んでいる人、今言ったように34名の方なのですが、この方、補助対象にはなるのかどうかということと、あと補助の支出方法、流れなのですが、どのよ

うな方法で補助金のほうの支払いの関係になっているのか、その点2点、確認いたします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） まず、補助対象になるのかというふうなところでございますが、その34件、今申込みいただいている方につきましては当然補助対象になるというふうなところでございます。

実際の補助金の流れでございますが、当然300件というふうな件数を想定しているものですから、基本的には住民の方々なるべくご負担をおかけしないというふうなことを念頭に置きまして、この制度設計をさせていただきました。そのいわゆる運用事業者でありますウェルソックというふうな会社のほうから、実際その設置の確認を取りまして、実績として報告を上げていただくことで、直接その会社のほうに補助金のほうをお支払いするというふうな流れで今のところ考えておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） そうしますと、申込み件数が、これ例えばということでもないので、300件超えた場合なのですけれども、その場合についてはどういうふうに対応になるのか、その辺だけ確認させてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

申込み件数が300件を超えた場合の取扱いにつきましては、あくまで今現在300件というふうな見込みでやらせていただいております。今後、その申込みの状況を踏まえながら、確認をさせていただきながら、不足するようなことになる場合につきましては、大変恐縮なのですが、追加のほうで補正のほうをお願いしてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、2点目に移りたいと思います。歳出の6ページの農林水産業費なのですけれども、畜産農家等飼料価格高騰対策支援給付金、1,800万の予算についてなのですけれども、これなぜ当初で予算計上しなかったのか、理由をお聞きします。

それと、事前に調査とか何かは6業者ということで行っているかと思うのですが、その点確認させてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

当初予算の編成に当たりましては、特に多くの飼料を必要とします酪農などにつきましては、自給飼料作付面積の拡大による飼料価格の高騰ということで、高騰に対する支援的なものを行ってまいりました。そういうことで考えておりましたが、飼料価格の動きを見ていますと、かなりやっぱり今年度に入っても、以前よりも4割以上高騰しているということで、畜産農家は経営に対して大きな影響を受けているような状況でございます。肥料価格の高騰に対しましては、昨年秋から国による支援が行わ

れておりますが、飼料価格の高騰に対する支援は肥料価格高騰のレベルまでは至っていないという状況でございます。こういう中でございますので、このたびの国による臨時交付金を活用しまして、酪農をはじめとする畜産農家の支援を行うこととしたものでございます。

また、聞き取りにつきましては、事業者に聞き取りを行いまして、やはり価格高騰の状況ですとか、本当にそれに対する対応ですとか、そういう現状というものは全てのこの6事業者からは聞き取りを行っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） そうしますと、何か話聞いてみますと、もうちょっと早く、やっぱり当初でもやる気だとできたのではないかなと思っております。なお、こういういい事業であるならば、早めに対応のほうをお願いしたいということと、あと併せまして今の限度額ですか、限度額以上になる事業者についてはどのぐらいいるのか把握していますでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず初め、当初予算の計上につきましては、これ確かにそうおっしゃられるとそういうこともありますので、なお今後の動き、今後におきましても物価高騰のデータとか、そういったことを確認しながら適切に対応していきたいと考えております。

あと、補助限度額の300万円につきましては、この金額は昨年度、国の交付金を活用して実施した肥料価格高騰に対する支援で、大体1農家に対する最大の支援額が300万円ですので、同程度としたものでございますが、聞き取りの結果ですと、この300万円でほぼ皆さん、ほかの業者さんカバーできるのかなとは考えております。もしこの限度額になる業者もあるとは思いますが、この300万というのは大体いい数字なのかなとは思ってございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、先ほどちょっと答弁漏れているところがあるので、それだけちょっと何社くらい、分かれば、分からなければ分からないで構わないので、何社くらいなのかお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 何社。

○4番（荒川佳一君） 事業者。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 6事業者のうち、2事業者ぐらいはこれよりオーバーするというふうに見込んでおります。

○議長（横山知世志君） 13番、根本謙一議員。

○13番（根本謙一君） 3点お願いしたいと思います。

まず、4ページです。4ページの総務管理費で、2目自治振興費、18節の負担金補助及び交付金で、

集会施設省エネルギー設備更新支援事業について。2点目が6ページ、商工費の中で1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、プレミアム付商品券事業について。3点目が同じく6ページの20節貸付金、6,000万円の減額についてです。では、1点目に参ります。ここで伺いたいのは、説明資料を見ますと、参考資料を見ますと、107件を積算根拠にしております。このそもそもの107件の数字の数え方、出どころ、各自治区に集会所があるところとないところがありますけれども、どういう数字なのか、それを伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えいたします。

算定基礎の中の107件というふうな数字の根拠でございますが、これにつきましては町内全体の自治集会施設の全体の数、全部の数になってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 全体の数ということですが、施設がある全体の数ということではないのですね。3回しかできませんので。つまり当然施設あるところは全部対象にしたいということでしょう。そういう中で、これだけの25万円限度額で見えています。各自治区に必要なだからということで勸奨して、これは本当に取り組むべき内容だねという感触を得たことなのか、いやそうではなくて、高騰費対応で、大変になるはずだから、こういうことで今からそういう取組をするように町として積極的に勸奨したいということなのか、その辺がちょっと見えない。もう少し詳しく教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございます。先ほどの施設数でございますが、これは町全体における全体数でございます。いわゆる供用している自治区もございまして。さらには単独でお使いいただいている自治区もございまして。そういったものを全て含んだ町全体の数と、全体の施設数というふうなご理解をお願いしたいというふうに思います。

次のご質問の自治区等のご意見というものは反映されているのかというふうなおただしかなというふうに思いますが、これにつきましては、今なかなか私どものほうで自治区のほうの担当させていただいているわけですが、各自治区からご要望といたしまして、やはり高齢化社会の到来、さらにはこういったコロナ禍におけるいわゆる地域コミュニティの維持ということがなかなか難しくなっているというふうな現状、そういったお話がございまして。その中で、いわゆる施設の維持管理に係る経費の増大に伴って、個人、その地区の方々から集めるお金というものも年々増えているというふうな現状があります。そういったことで、我々行政といたしましてもしっかりとその辺に関しましては支援をしていく必要があるというふうなところで、ある程度自治区からの、自治区区長会等からの要望もございまして、こういった事業を進めていきたいというふうに至ったというふうなところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） そうしますと、要望等もあったのだということ踏まえているというふうに説明ありました。補助率が10分の10ですから、上限が25万とはいえ、結構な本当に町民に寄り添った、本当に意向に応える内容だというふうに私は紹介したいと思いますけれども、行政が交付金があるからどんどん進めようということでの対応かなというふうに思ったのです。やっぱりこういう住民からの声があるってことが一番大事だし、実態をしっかりと知って対応する、施策を講じる、これが大事だと思ったので、確認させていただいた次第です。答弁は結構です。

2点目に参ります。プレミアム商品券です。内容を見ますと、昨年同様、おおむね昨年同様というふうに踏まえたいと思いますけれども、ここで伺いたいのは、昨年の実績から何か課題があったのか、それも改善されて、これからの取組になっていくのか。

それから、ご存じかと思いますが、5月27日の福島民報紙に昨年発行のプレミアム付商品券、これ若松市での実績の検証がされています。これとても参考になる取組だなというふうに思っております。確かにこれだけの総額的に発行されるわけですので、その経済効果はやはり大きいものがあるということはそのとおりだとは思いますが、実態として、実績として、現実のところどれだけの成果が上がっているのだというのは、ある程度の数字はしっかりこれを機会に把握しておくことは大事なことだろうというふうに思います。町民の意識がどんなふう動いてお金を使われたのかということも、特にやっぱり関心持つべきところでしょう。当然これだけの大きいお金を使う、投資するわけですから、行政評価的にもしっかり根拠を持った数字を出しておく、これはあってしかるべきではないかなと思いますので、このことについても考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えします。

まず、昨年度開催した結果を踏まえての改善等についてであります。昨年度につきましては発行数が、販売額が1億2,219万円ということで、それまでですと1回目の販売会で9,000万まで売れないような形だったのですが、期間を以前だと8月から11月というようなことでやっていたのですが、昨年度は10月から1月までということで、お正月の商戦、お正月を中心に販売したことから売上額も非常に伸びて、消費、そういう効果はあったのかなというふうに思っております。あとまた販売方法などにつきましても、販売会を開催しての販売ではなく、金融機関とかから商品券も買えるようにしましたので、お客様からも喜ばれているということが結果でございました。そういう去年のよかった点を含めて、今年度も昨年と同様な、ほぼ同様な形にはなるのですが、プレミアム商品券事業を行っていきたいというふうに考えてございます。

あと、効果検証につきましては……もともと、すみません。今年度のプレミアム商品券の目的としましては、生活者に対する経済支援というのが前面に来ますが、地域における消費喚起、下支えというのも当然目的に入っておりますので、プレミアム付商品券の消費喚起のための経済効果の検証で

すか、こういったものにつきましては事業主体となる商工会と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 分かりました。これがまた今年度もやるとなると、当然早くから購入が私は進むと思っています。昨年度はちょっといつもよりもずれたので、どうなのだ、どうなのだということで、特に高田地域は販売が多く、より消費喚起される場所だなというふうに思っています。どうしてもやっぱり本郷地域と新鶴地域も含めて、商圈がちょっと違ってくるといふ、微妙な位置にありますので、そういうことは一応知っておられるでしょうけれども、今年度、またこれが同じ時期にやられるということで、私はより早く購入機会を求めて動きは出てくるだろうというふうに思っています。そして、若松市の例を見ますと、昨年増やしたのです、あまり応募者が多くて。その点の考え方は本町では持てるのか、考えていないのか。

それから、2点目の検証事業、ぜひこれ事例を参考にして取り組んでいただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 販売の額につきましては、先ほどもお話ししましたが、昨年度の販売額が……販売総額、販売価格で1億2,219万円ということですので、今年度におきましてはさらに増額、約10%増額をしまして、販売総額を1億4,000万としております。そういうことで、さらに宣伝というのですか、周知活動などを行っていきたく思っております。

また、消費喚起、効果の検証につきましても他団体の行っている手法などを参考にして進めていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） では、3点目に参ります。6ページの商工振興費で、20節の貸付金、説明、中小企業振興資金融資制度貸付金ですけれども、減額です、6,000万。説明がありましたけれども、金融機関との調整の結果としか説明ありませんよね。理由を言われていない。どうしてこれを廃止する。制度を残して廃止するというのは、ちょっとそれなりの理由が当然あるでしょうから、その理由を説明いただけませんか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

この理由につきましては、町と町内に店舗を持つ金融機関、JA農協を除いた金融機関になります。が、本年2月に協議をした結果、各金融機関は預託金がなくても今までと同様に制度融資をできることから、預託金を不要とすることになったということでございます。なぜかと申しますと、制度融資に必要な貸出しする資金は金融機関としても安定して確保しているということでございます。特に金

融機関の本店につきましては、年度末の忙しいときに、一旦預託金を町に返す、そしてすぐに1日に預託金を受けるということで、これ自治体の数だけ本店はそういう作業を行わなくてはならないわけで、やっぱりそういった事務もかなり負担になっているということで、預託金の廃止というのが、美里町だけではなくて、既に他団体でも行われているところがあります。そういうこともありまして、預託金を廃止するというようなことになったわけでございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 補正予算書4ページ、下段、3款民生費、1目社会福祉総務費につきまして質問させていただきます。

確認の意味なのですけれども、提出案件参考資料19ページでお聞きしたいと思います。低所得世帯に対する現金給付、これは低所得世帯は、今質問がございましたプレミアム商品券さえもなかなか買いつらいのかなということで、そういった低所得者世帯に対しまして3万円支給、町民に寄り添った支給ということで、すごく評価したいと思っております。事業費の中の積算根拠、2,100世帯、これは町として課税状況を把握しているから、この2,100世帯というのが出てきたと思うのですが、事務処理の手続につきまして、低所得世帯につきましては役場の窓口まで来るということがなかなか考えられないので、データ作成業務委託料等400万という計上がありますので、例えば町から低所得世帯に往復はがきみたいなのを送って、振込口座なんかも記載したものを返してもらって現金支給するというような事務の流れでいいのか、この手続につきまして確認したいのでよろしくお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

手続の流れということでよろしかったでしょうか。昨年度も5万円の給付という形で実施しておりますが、対象者に確認通知書というものをお送りして、返信用封筒を入れて送り返してもらうということをやっております。今回につきましては、プッシュ型という形で、今までの情報がまずございます。口座情報とか、そういった情報を持っていますので、そういう持っている方についてはこの口座でよろしいですかという確認の通知書を送って、違うようであればこの口座にしてくださいというのを送ってもらう。そうでなければ、そのままの状態で入金をするという形の手続を取って、なるべく申請者の手間を省くという形で対応するという事を考えております。ただ、課税状況、この補正予算上げる段階では、5年度の課税状況は把握できておりませんので、あくまで4年度の状況、実績と合わせて見込みという形で計上させていただいているというところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

あと、新たに低所得者世帯ってなった方についてはどのように把握するのか、確認の意味でお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 課税状況につきましては、庁内の町民税務課のほうから情報をいただきまして確認をさせていただきます。新たになった方につきましては、昨年同様、該当しますという通知を出して、どこの口座に入れてほしいというのを返信封筒で送ってもらって振込をするという形になります。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第40号を終了いたします。

ここで11時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時26分）

---

再 開 （午前11時40分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

---

○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第43号 会津美里町郷土資料館展示用備品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） 議案第43号 会津美里町郷土資料館展示用備品購入契約についてご説明いたします。

議案書16ページ、提出案件資料4ページ上段、提出案件参考資料24ページを御覧ください。本案は、会津美里町郷土資料館展示用備品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、会津美里町郷土資料館展示用備品購入であり、契約の内容につきましては、展示用備品、天板付きマルチテーブルや展示台付きアクリルカバー、壁面パネルなどであり、提出案件資料に記載のとおりでございます。

契約の方法は、指名競争入札であります。

契約金額は、675万1,800円。

契約の相手方は、福島県会津若松市中町1番4号、株式会社栄町オサダ、代表取締役、武藤義榮であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○総括質疑

○議長（横山知世志君） 日程第8、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第37号 会津美里町税条例の一部を改正する条例、議案第38号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例、議案第41号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第42号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

13番、根本謙一議員。

○13番（根本謙一君） 1件だけお願いいたします。

議案第42号の介護保険特別会計補正予算（第1号）の中についてお願いしたいと思います。3款地域支援事業費の6目地域ケア会議推進事業の中で、研修委託料として上がってきております。この内容について少し教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 介護保険特別会計補正予算（第1号）の業務委託料の123万9,000円の部分についてご説明申し上げます。

まず、提出案件資料15ページのほう御覧いただきたいと存じます。本事業につきましては、福島県地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金を活用した地域共生社会構築研修により地域包括ケアシステムの構築を促進するために行うものでございます。大まかな内容につきましては、まず本事業は委託事業という形で実施する予定でございます。町で行う重層的整備事業等、具体的に今後どのように進めていったらいいかということで基盤づくりを今年度は行っていくという考えでございます。事業的には、住民に対する共通認識を持っていただくためのセミナー、講演会とか、あと専門職、今現在の介護職、医療職、そういった横の連携をさらに強くしていくという研修、あと地域からの意見を聞き取るということで、座談会ですか、懇談会等も一応実施していきたいということを考えている中身でございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） 分かりました。この予算額で、計上額で内容的には大分密といたしますか、濃い内容に考えますけれども、当然地域住民との懇談会等も今お話ありました。ということは、住民対象の事業でもあるというふうに理解してよろしいですか。ここが大事なところだと思いますので、伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 住民も含めた形の研修という形で考えております。現在、地域福祉計画の策定で既に1度中学校単位で懇談会を開催させていただいております。それを活用した形で実施できないかということも検討しているところでございますので、住民の意見をより拾っていくということを考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○13番（根本謙一君） あとは常任委員会にお任せしたいと思いますので、よろしく進めていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

---

○議案の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第9、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり総務厚生常任委員会に付託することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前11時49分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 5 号)

## 令和5年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第5号

令和5年6月15日(木) 午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第36号 会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第37号 会津美里町税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第38号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第40号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第41号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第42号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議員派遣の件について
- 第 9 陳情第 4号 陳情書
- 第10 陳情第 7号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

---

本日の会議に付した事件

第10まで同じ

追加日程第1 議案第44号 高田体育館大規模改修工事請負契約について

追加日程第2 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫	君	10番	星	次	君
3番	小柴葉月	君	11番	堤	信也	君
4番	荒川佳一	君	12番	鈴木繁明	君	
5番	山内豪	君	13番	根本謙一	君	
6番	長嶺一也	君	14番	根本剛	君	
7番	村松尚	君	15番	横山義博	君	
8番	小島裕子	君	16番	横山知世	志	君
9番	渋井清隆	君				

○欠席議員（1名）

2番 大竹惣君

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	金子吉弘	君
政策財政課長	國分利則	君
会計管理者	松本由佳里	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	平山正孝	君
産業振興課長	小林隆浩	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	渡部雄二	君
生涯学習課長	福田富美代	君
代表監査委員	小島隆一	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌	君
事務局次長兼 総務係長	歌川和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○常任委員会委員長の報告

○議長（横山知世志君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、星次君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（星 次君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（星 次君） それでは、総務厚生常任委員会報告を申し上げます。

本委員会は、6月5日に論点抽出を行いました。論点はなく、また6月9日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとして質疑を行いました。

令和5年6月12日午前10時より本庁舎議場において、委員全員、所管課及び議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託されたのは議案5件でありました。審議、審査の結果はお手元に配付されておりますので、件名を省略し、議案番号で報告いたします。

議案第36号について、委員より、5類に引き下げられたとはいえ、まだ感染は続いているので、今改正しなくてもよいのではないかと。また、実績がなかったということだが、そういう状態がなかったのか、それとも職員に知らせる機会がなかったのかとの問いに、町当局より、健康ふくし課の保健師が保健所からの協力要請で疫学調査として患者や濃厚接触者への健康観察などの聞き取り調査を電話で行ったが、直接接する機会がなかった。また、人事院において、5月8日に改正しているので、このタイミングで改正することとしたとの答弁がありました。そのほかにも何点か質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決されました。

議案第37号について、委員より、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の施行期日が令和7年1月1日なのかの問いに、町当局より、扶養親族等申告書の内容に異動がない場合、申告書の記載を簡素化する改正であり、令和7年より給与所得者の扶養親族等申告書に適用するためです。地方税法等の改正に伴い、施行期日が令和7年1月1日と定められていますとの答弁がありました。委員より、森林環境税は令和6年1月1日導入で間違いはないのか。個人町民税の均等割の年間納税額は幾らなのかの問いに、町当局より、森林環境税は令和6年度から課税となります。個人町民税の均等割額は、本則の町課税3,000円、県民税1,000円となっておりますが、現在、復興特別税として町民税、県民税、それぞれに500円課税されています。復興特別税の期限が平成26年度から令和5年度までの10年間となっており、令和5年度で終了となります。県民税につきましては、県の条例により森林環境税1,000円が課税されています。現在、個人町民税均等割については、町民税3,500円、県民税2,500円、合計6,000円ですが、復興特別税は減税されますが、新たに森林環境税が課税される

ため、個人町民税の均等割額は現行6,000円と同額になりますとの答弁がありました。また、委員より、当町で現在、電動キックボードの登録は何台なのかの問いに、当局より、現在、当町において電動キックボードの登録はありませんとの答弁がありました。委員より、現行課税3,700円から2,000円に改正されますが、国からの補填等はあるのかの問いに、当局より、地方交付税の算定において基準財政需要額、基準財政収入額において税収の75%について交付税に算定されると考えていますとの答弁がありました。ほかにも質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決されました。

議案第38号については、委員より、町内で対象となる企業はあるのかの問いに、町当局より、現在、計画承認企業はありませんが、牽引事業促進区域が会津地域の全市町村であり、事業承認要件が先端産業の集積、伝統技術の継承、大学やベンチャー企業のICT人材育成、先端医療関連産業等であり、今まで当町では課税免除の実績はありませんが、この計画には会津本郷焼も含まれているため、対象事業所となり得る可能性はありますとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決されました。

議案第41号について、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決されました。

議案第42号について、委員より、地域ケア会議推進事業について一部説明があったが、どのような事業をどこで何回くらい行う予定なのかの問いに、当局より、本事業は包括支援センターに委託をして実施する予定であり、住民を含めた事業者に対する講演会を1回程度、多種職向け研修会を数回程度実施する予定ですとの答弁がありました。また、委員より、場所はどこでやるのかの問いに、現時点では決まっていないが、専門職員の研修は昨年度も3地域で実施しているので、同じようになると考えるとの答弁がありました。そのほか委員より質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決されました。

以上をもって総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、根本謙一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（根本謙一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（根本謙一君） おはようございます。これより産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

去る6月12日午前10時より常任委員会室において委員6名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催しました。本委員会に付託されました案件は陳情2件です。なお、今回の付託案件について論点整理表の提出はなく、論点はなかったことを報告いたします。審査の結果については、お手元に配

付されているとおりですので、件名を省略して、陳情番号にて報告いたします。

まず、陳情第4号について、初めに所管課から当該特定空家に対する町としてのこれまでの対応経過と今後の対応及び町内における特定空家の状況について説明を受けました。その後に現地調査を実施して戻り、審査を再開し、委員全員より意見を述べていただきました。委員より、空き家の状態はよく分かった。年代的に空き家になって相当たっている。陳情を出された意図は分かるが、陳情にある解体と杉の伐採については、町が主体的、直接的に実施するのは法的にかなり困難ではないか。町の説明では、平成27年度から令和4年度までに特定空家が15棟あって、12棟が除却されている。権利者に督促しながら進めていくしかないのではないか。続いて、委員より、家屋について勧告命令になれば固定資産税の軽減措置が受けられなくなるなど、町が相手に詳しく説明しながら勧告命令前の自主解体を促していくようにする。また、杉については電力会社が無償で伐採するのではないかとの意見がありました。ほかに所有者に対する町の指導勧告を望みたい。町の説明にあった今後の対応に基づいて粛々と進めていくしかないと思うなどの意見でありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は採択すべきものと決しました。

次に、陳情7号について、委員全員より、以下同様な意見が述べられました。意見要旨としては、この事業内容は東日本大震災を受けての被災児童生徒就学支援であるから、まだまだ支援が必要である。国の単年度予算措置であり、長期的支援が必要で、応援していきたい。継続事業であり、単年度で終わることなく、これからますます必要性があるなどでありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は採択すべきものと決しました。

以上をもちまして産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

---

○議案第36号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案第36号 会津美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第37号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第37号 会津美里町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第38号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第38号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第40号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第40号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第41号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第41号 令和5年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第42号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第42号 令和5年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議員派遣の件について

○議長（横山知世志君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び会津美里町議会会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

---

○陳情第4号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第9、陳情第4号 陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

---

○陳情第7号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第10、陳情第7号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第7号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第7号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、13番、根本謙一君より追加議案提出の申出がありました。ここで議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時25分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（横山知世志君） ただいま追加送達されました事件は、会津美里町長より議案第44号、13番、根本謙一君より発議第3号の計2議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後、逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

---

○議案第44号の議題及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号は、高田体育館大規模改修工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

私からは以上の説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○議案第44号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第1、議案第44号 高田体育館大規模改修工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） 議案第44号 高田体育館大規模改修工事請負契約についてご説明いたします。

追加議案書1ページ、追加提出案件資料、追加提出案件参考資料1ページを御覧ください。本案は、高田体育館大規模改修工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、高田体育館大規模改修工事であり、工事の内容につきましては、梁補強工事等の耐震補強工事や屋根のガルバリウム鋼板ふき工事、また現ルールに合ったライン整備を含めたアリーナ床張り替え、LED更新工事やトイレの洋式化など、施設の長寿命化を図るものであります。なお、追加提出案件資料に記載のとおりであります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）であり、また対象工事の設計金額が基準額3億円を上回ったため、特定建設工事共同企業体を結成していただいたの入札参加となります。

追加提出案件参考資料1ページの入札結果を御覧ください。総合評価落札方式では、入札参加者は価格及び実績等をもって入札をし、総合評価の方法によって得られた数値、評価値の最も高い者を落札候補者とするとしております。入札参加者が事前に提出しました実績等の各評価項目を点数化

しまして、その得点の合計である加算点を標準点に加えた点数が（A）欄となります。なお、加算点につきましては企業の技術力、実績、経験等や配置予定技術者の技術力、実績、経験等に対する評価、企業の地域社会に対する貢献度の評価合計点数10点が加算点の最高点数となっております。（A）を（C）の評価値算出価格で除し、算出した結果、評価値の最も高い入札者が第1落札候補者となります。さらに、右上に低入札価格調査対象工事とありますのは、（B）欄の入札額が調査基準価格を下回ったため、当該契約の内容に適合した施工が可能か否かについて低入札価格調査を行ったものであります。

なお、低入札価格調査対象工事となった場合、（C）欄の評価値算出価格は調査基準価格と同額となるため、会津美里町低入札価格調査事務処理施行要領第5条第2項により非公開としております。

会津美里町低入札価格調査事務処理施行要領第8条第1項並びに第3項に基づき、生涯学習課において当該落札候補者から提出された関係書類を確認し、またそれに基づき事情聴取を行いました。その結果、配置すべき管理技術者2名以上の資格を確認できたこと、工事費の内訳書では著しい安価な工種はなく、一定の額が確保されていること、資材購入業者や下請業者とは長年の信頼関係により全面的な協力体制により施工が可能であること、過去に低入札価格で受注した工事は4件あり、全て問題なく竣工していることなどを確認いたしました。

以上、調査の結果を会津美里町低入札価格調査委員会の審議に付し、第1落札候補者の入札価格は当該入札価格で適正な工事履行が可能であると判断があったところであります。

よって、契約金額6億3,140万円、契約の相手方、会津土建・丸庄特定建設工事共同企業体、代表構成員、福島県会津若松市追手町5番36号、会津土建株式会社、代表取締役社長、菅家忠洋、構成員、福島県大沼郡会津美里町字水戸乙2375番地、株式会社丸庄工務所、代表取締役、荒川修子とするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第2、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

13番、根本謙一君。

〔13番（根本謙一君）登壇〕

○13番（根本謙一君） それでは、私から発議第3号の意見書について趣旨を説明させていただきたいと思います。

ご存じのようにこの意見書は、例年継続的に提出、意見書を提出先に送付させていただいております。表題としては、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書としてございます。内容的には例年と大きく変わっているところはないので、皆さんもご承知おき、ご理解もいただいているかと思っております。

趣旨賛同いただきまして、提出をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和5年会津美里町議会定例会6月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時38分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 山 内 豪

議 員 長 嶺 一 也